

322.16  
K012  
2



\*0012753000\*

0012753-000

322.16-K012-2ウ

明治法制叢考

小早川欣吾・著

京都印書館

昭和20

ACC

25 617

21204

5

222.16  
K012-2



小早川欣吾著

明治法制叢考

株式會社  
京都印書館



## 序

明治期に於いて繼受せし外國法制は現行法迄其の生命を脈々として續けてゐる。此の外國法制の繼受なる事實は、國家形態の觀點から見ると、正しく我國家の外貌を根本的に變容して來たものであり、法制史的觀點から見ると、我國が過去に經驗した第二次の外國法制の一體的繼受であつて、此處に我國の法律は一の大なる屈折を畫き出してゐるのである。所謂武家的封建體制の舊統治様式は、明治新政が確立されると共に、多くは徹底的に廢棄破碎せらるゝに到つたのであるが、併し其の際、着々として短期日の間に、驚嘆す可き鮮やかさを以つて斷行せられた外國諸法制の繼受の、其の仕方の内には、果して我國體の尊嚴的特殊性、我國民生活の實態に全部が全部、添ふものであつたかどうか。夫等の事柄を反省せんとする熱意は、近時我國民が等しく自己の本然の姿を見つむる餘裕を漸く回復するに到るに及び、勃然として高揚して來たのである。其の一の契機を爲すものは申す迄もなく、昭和六年秋以後、陸續として繼起せる新生日本の誕生の生々しき陣痛的出來

事の系列である。此等の出来事に刺衝せられて法學界に於ても、自己が現に研究せる法制に對して再検討を爲さんとする意思を湧然として沸き立たし來り、此の問題は遂に「固有法」の探求なる一點に凝集されるに到つた觀を呈した。所謂「固有法」の探求に據りて、日本民族の抱懷せる法を認識せんと企圖するのである。かくて「固有法」の探求は恰も一種の學問上の流行的標語の様になり、法學者は、今更の様に「固有法」を掘り出さんと努力するに到つた事實は、實は我國民が過去に有した法生活の態様の本然の姿が如何なるものであつたかを見極めんとする意圖の具體的なる一顯現であると考へねばならない。併し、其の探求は飽く迄、現在我國民が經驗しつゝある現實の法生活を反省する事に據りて企圖されねばならぬものと思ふ。單なる思ひ付きや、假空的なる抽象的理論を弄して固有法の姿を作爲す可きものでは斷じてない。繼受せる外國法と、現實の我國民の法生活との間に、何れの點が吻合せざるかを先づ充分に検討し、而して其處を據點として遡及して我國民の過去の法生活を深く掘り下げて行かねばならない。然らざれば、所謂「固有法」と呼稱される、其の「固有」の意味が明瞭に浮び上つて來ないと思ふ。

以上の如き「固有法」の探求の上に有する明治法制の研究の價値は實に決定的で

あると信せられる。それは現在我等の生活を規制しつゝある法制の基盤は、少なくとも明治期に外國法制を繼受做襲する事に據りて、形成せられしものが尙壓倒的に多い。勿論、夫等の法制の内には時と共に漸く其の影が薄れ行きしものあり、或ひは現に薄れ行きつゝあるものもあるが、此れ歴史上必然の理であるけれ共、夫等の明治期に於ける外國法制の繼受に對する當時の當局者の態度を研究する事に依りて、現下我法制と我國民生活との間に介在する矛盾撞着の淵由を見極め得る事が出来るであらうと思ふ。著者は「固有法」の研究を著者の生涯の内の一の仕事としてあるものであるが、かゝる「固有法」の検討に資する爲めに、如上の立場から、先づ明治法制の多くの面を一つ一つ覘いて來たのである。其の際、心覺えとして書き残して置いたものも相當の量となつた。本書は著者が折に觸れて書いて置いた其の明治法制に關する論考の一部を發表せしものである。最初の計畫では『續明治法制叢考』と共に、一冊として出版する豫定であつたが、整理して見ると意外に尨大なる冊子となつた爲めに、書店よりの申出もあり、止むなく一部を割いて『續明治法制叢考』と題して、別冊とする事にした。

本書に掲載されし諸論文の内、第一のみは法學論叢第三十六卷第一號に既に發

表したが、それを書き改めたものである。併し第二以下は總て未發表のものである。又、本書に登載した寫眞は著者收藏のものの中から、其の二三を選ぶ事にした。本書の成る、一に山口繁太郎、松田正治兩氏の献身的努力の賜物である。兩氏の熱心なる勧誘なかりせば、本書も遂に世に出でず、筐底深く埋もれて了ふ運命を負ふてゐたかも知れない。此處に深く兩氏に對し感謝の辭を捧げ度い。

皇紀二千六百三年文月

小早川欣吾誌

目次

序

- 一 維新以前に於ける議會制度の移入……………一
- 二 サトウの『英國策論』の意義について……………六
- 三 藩議會の設立と其の消長……………一〇八
- 四 新たなる一私擬憲法案……………一四〇
- 五 目安箱に投入されたる二三の建白書……………二四
- 六 明治初頭に於ける二三の藩の刑法典について……………三六

索引……………一

## 一 維新以前に於ける議會制度の移入

歐洲に於ける近代資本主義の發達、殊に英國に於ける産業革命は、前世紀の中頃に産業界の躍進的發展をもたらす結果となつたのであるが、當時の極東地方は歐米の資本主義に對しては未だ尙開拓の餘地の多分に殘された未開の原野であり、殊に日本の市場的價値は極度に制限されたる和蘭、支那の貿易を通じてのみ兩國以外の諸國に紹介さるゝのみで、日本市場に對しては近代資本主義の市場開拓の前衛戦も未だ敢行されてゐず、日本の市場的眞價値は、其他の諸國に對しては全く知られざるものであつたと云つても過言ではなかつたと考へる①。而も歐米の異常なる資本主義經濟の發展は新しき市場獲得への競争へと列國を必然的に狩り出し、極東諸國は先づ其等資本主義諸國の完全なる市場と化し去り、やがては日本へも其の勢力は及ぼさる可き状態であつた。先づ當時の英國の状態に就いて述べれば、既に西曆千六百年に東印度會社の組織を完了し、これを仲介として印度市場の確實なる獲得を策すると共に、更に其處を東洋貿易の策源地として、東洋全般の市場獨占に乗り出し、自國の商權擴張の爲、手段を擇ばざるあらゆる努力を傾注したのであつた。其の結果として、前世紀の前半に於て既に南方支那の廣東は對支貿易の中心港として出現する事となり、此

處に英國其他各國の商館の建設を見たのである②。かかる尹象は一面に又清國が歐米の資本主義に依つて、近代世界史の圈内に入る可く強要されて來た事を示すものであつて、やがては又此の傾向は、支那を介して更に日東の島國即ち我國にも及ぼさる可きであつた。換言すれば、清國が世界市場の一環に入つた事自體は、歐洲の貿易圏より遠く離脱してゐた日本に歐米資本主義が襲來し來る前提的現象を意味するものである。日英貿易は人も既に知悉する様に、其の開始の時を十七世紀初頭迄遡及して論ずる事が出來やう。即ち十七世紀の前半期、前後十一ケ年間（西曆一六一二—一六二二）、九州平戸に於ける英國の東印度會社の商館を通じて日英貿易は行はれたが、彼が和蘭との對日貿易戦に破れたる後は、一時日英貿易は中絶的狀態が續いてゐた③。けれ共彼等は屢々對日再貿易の開始を希望し、十八世紀以後、再貿易開始の企圖を計畫してゐた事實がある。英國が對日貿易の再開を計畫した原因は、日本を目して「支那より良好にして安價なる茶の生産地」④と視た事、此の一句に含まるる、英國資本主義の飽く事を知らざる要求に要約して考察する事が出来る。他方、印度に漸く勃興して來た綿布製造業者は、低廉なる勞賃と豊富なる印度棉花を利用して、綿布の製造に従事し、其の製品を英本國に移入したが、これは英本國の綿布業者を壓迫するとの理由の元に英本國への移入を禁止せられ、其後は印度産綿布の新市場開拓は當然他の地域に於て要求せられ、其の新市場としての龐大なる未開拓市場を有する清國の價値、又夫れを通じて日本への進出が此の際特に重要視

されるに到つたのである。かかる事態は英國船が日本近海に出没する現象と、不可分の關聯にあるものである。一八〇八年（文化五年）の長崎に於けるフェートン號事件の勃發、一八一四年（文化十一年）のシヤロット號の第二回日本遠征の企て等は其の具體的表れの一二に過ぎぬであらう。併し乍ら當時尙鎖國政策を堅守して居た幕府は、對外的にも一應はかゝる外船來航を阻止し得る實力を惰性的に有してゐたのであるが、かゝる間に支那市場に於ては、英國資本主義は徐々に確固たる地盤を獲得してゐた。換言すれば、清國の龐大なる市場は英國資本主義の前に漸次的に完全なる屈服をなすに到りつゝあつたのである。然るに前世紀の二十年より三十年代にかけて、印度に於ては鴉片の大量的増産となり、其の生産の消化如何は政治上に於ても、財政上に於ても、英國の印度政府の興廢にさへ關係する意味を有するに到つた。かくて鴉片は——其の吸煙には一種の痲醉的作用を伴ひ、結果として民族的自殺をさへ招くものであるが——全く英國の資本主義に服屬する清國に、廣東を通じ

て漸増の傾向をとつて輸入された⑤。此の事は當然清國政府の好む所とならぬのは自明な事である。清國政府よりの抗議は繰り返し英國に提出されたが、此の抗議を契機として遂に所謂鴉片戦争を惹起した事は人の知る如くである⑥。而も戦争の結果は如何。鴉片の吸煙を禁止する事に對して正當なる理由を有した清國政府が餘儀なく英國の資本主義の非人道的な行爲を是認せざるを得ぬこととなり、而も自國領土の一部の割讓をさせねばならないこととなつて終了した。この鴉片戦争の事情



は巨細となく直ちに我國へ報導されたが、多年文化的にも先輩視してゐたる大國たる清國が、英夷の前に屈した事實を知るに及んで、我が朝野は實に今日吾人が想像する以上に驚愕した事は明白な事實であつた。併し此の研究に對しては、先學の論證するもの多く<sup>⑥</sup>、例へば『海外新話』の著者嶺田楓江も「天賜前鑑非無意。婆心記事亦微衷。嗚呼海國要務在知彼。」として我が朝野の人士を戒めてゐるが、これに關聯して他方我國内の有識者の間に積極的に英國を研究せむとする熱意が勃然として朝野を蔽ふて發生するに到つたのである。

憶ふに我が開國は南方、東方より進行し來れる二大勢力によりて行はれたものであつて、北方よりの力は開國への地盤構成に對してのみあづかつて影響深いものがあつた。何となれば北方ロシアよりの開國要請は、我が國に對しては南方よりの英、東方よりの米よりも先んじて行はれてゐたのである。けれどもそれは、開國への地盤構成にのみ深き影響を與へたるに過ぎず、直接的には我開國に何等の影響をも有したのではない。これに對して南、東よりの勢力は輕視してはならない。南方より英國が我國近海に接近し來れる前驅的状況は以上の如くであつたが、東方即ち米國の場合には果して如何であつたであらうか。我國に於ける米國研究は、又實にペルリの來航といふ事實に刺戟されて起つたものと見ねばならない。ペルリの來朝は、然らば如何なる事態に於て行はれざるを得ざりしか、其の概觀を一應果して論述を進めたいと思ふ。米國の獨立當時は、其の國家活動の

面として、太平洋は殆んど何等の意義も彼等に有したるものではなかつた。當時、米國船の活動面が大西洋を中心として行はれてゐたのは、申す迄もなく太平洋岸に彼等が領土を有してなかつたといふ僅かにかかる理由に依るのである。然るに一八四八年(嘉永元年)カリフォルニア州がメキシコより米國へ讓渡さるゝに及び、此處に初めて太平洋岸に領土を有する事となり、同年同州に砂金鑛の發見さるゝに及んでは、米國民の關心は著しく西部地方に向けられるに到つたのである<sup>⑦</sup>。これより先、米國の對支貿易は英國と對抗状態を持しつゝ行はれてゐたが、其の當時、米國船は總て喜望峰迂回航路を採つて廣東に到達してゐた<sup>⑧</sup>。一八五二年——即ちペルリ來航の年に於ける上海入港外國船舶の總數の四七％は米國船であつたと稱せられてゐる事實は、米國の對支貿易が清國に於て如何なる地位を占めてゐたかを、雄辯に物語るものである。併し乍ら彼等が太平洋岸に領土を有するに到つた當然の結果として、對支貿易の最短路として太平洋航路を撰ぶに到つた事は必然的な事柄であらうと思ふ。けれ共太平洋航路上の正にその中間に我日本の諸島が連亘する。鎖國政策を強固に墨守して、外船の來航を大砲の口に依つて追拂はんとしてゐた島帝國が存在する。併し米國の立場にとりてはサンフランシスコ——上海間の直通航路を開發せんとしたならばホノルルと共に、日本の何處かに石炭貯藏場を設置する事を要するのは *sine quo non* の要件であつたし<sup>⑨</sup>。又一八二〇年以來北太平洋に於て頻々として遭難せる自國難破捕鯨船員の保護を要求する條約締結の爲めに

も、日本と直接交渉する必要のあつた事は、米國民一般に一の National Necessity であると考えられてゐたのである。一八五一年 Commandore Aulick に對する命令に於ても亦 Commandore Matthew Calbraith Perry に對する命令に於ても、日本と和親通商條約を締結すると共に、一個以上の開港の承認、難破船員の保護要請の達成が使命の主要條件として記入せられてゐたのであつた。かくて一八五三年（嘉永六年）に浦賀に米艦が來航する事となり、支那に於て長髮賊の内亂が猖獗を極めてゐる間に我國內に於ても種々の波瀾を極めたる變轉をなし、其の間、米國の強硬なる態度に依つて我が國は過去の鎖國的政策を一擲せざるを得ない事情に立到つたのである。併しペルリの來航と其の横柄なる要請は、事態が直接的であつただけそれだけ我が國民を切齒扼腕、慷慨悲憤せしめた事は大であつた。我國民の對米研究の勃興は實にかかる事態の内に胚胎し、維新の急轉回亦此處に其の契機を置くものである。

以上要約するに、日本の開國——夫れは必然的に近世的國家組織採用への第一步を意味するものであるが——は對外的事件を中心として觀想すれば、英國資本主義をその背景として我が國に於て發生したフエートン號事件と、並びに清國に於て發生せる鴉片戰爭の結果が我國朝野に與へたる甚大なる影響が其の先驅的事件となり、其の後に米國が我國に對し、太平洋航路上の石炭ステーションとして適當なる地を開港せん事を要求し、且併せて捕鯨難破船員の適當なる保護要請を提出したる事が、とりも直さず前者に續いて起れる直接的なる開國の強要となり、此の二つに依つて行はれたものと考へる事が出来るであらう。かくて英米の資本主義は我國をして開國を餘儀なくせしめ、我國は熾烈なる世界貿易の鬭争裡へ入らざるを得ざる事となつたが、併し果して何が我が國を斯の如く開國せしめたか。そは實に當時、英米の有せし實力ある整備せる近代國家的形態の内に含まれた目に見えざる實勢力そのものにあるのである。然らば我有識者は如何なる方法に依つて米英の國家形態の特質及び夫れを組織し、夫れを動かせる機關の構造・機能の祕密を學び探り、且つ研究したものであらうか。先づ今日より容易に考へ得られる方法には、大凡そ三つあらうと思ふ。其の一は書籍に依り、他の一は直接外人と交際する事に依り、而して最後の一は現實に英米兩國に渡航し、見聞する事に依り、此の三つに依つてであらう。併し此等の三方法に就いては夫々先學が論證された價值高い論文が今日既に相當存在してゐる所である。

① 本稿に關する論述に就ては尾佐竹猛博士、淺井清教授及藤井甚太郎博士等の先學の此の方面に就いて開拓された諸書が參考せられた。

② 和蘭は支那市場に對する英國との競争に就てはホルトガル同様英國に敗退したが、日本市場に於ては一六六〇年以後日本市場の獨占的貿易權を支那と共に有した。

③ H. B. Morse, The International Relations of the Chinese Empire Vol. I, 46 p.

④ "... Japan, That country produced tea as good as, and probably cheaper than that of China." Report on Japan to The

Secret Committee of the English East India Company by Sir Stamford Raffles, Preface 1.

- ④ H. B. Morse, *ibid.*, 172 p.
- ⑤ 矢野仁一博士、近世支那外交史、一七〇以下。
- ⑥ 例へば中山久四郎氏、近世支那より維新前後の日本に及ぼしたる諸種の影響、明治維新史研究、四三五以下。尙同氏、近世日本の背景又は刺戟としての支那史、歴史地理三十四ノ二ノ九五以下。
- ⑦ Payson Jackson Treat, *The Early Diplomatic Relations between the United States and Japan, 1853-1865*, II p.
- ⑧ マニラと亦 Norfolk (Virginia) Madaira-St. Helena-Cape Town-Mauritius-Point de Galle-Singapore-Macao-HongKong-Shanghai-Ryukyu (Loo choo)-Bonin Island-Uraga のコースを取つた事。P. J. Treat. *ibid.*, 14 p.
- ⑨ かくして一八六二年初めて北太平洋定期航路が開始された。C. W. Brook に依りて企てられた U. S. Mail の最初の船は S. S. John J. Wright 號ゆゑなり。U. S. Mail to Costa Rica, New York Oregonian, Golden Age の四隻を使用したと S. S. M. Paske-Smith, *Western Barbarian in Japan and Formosa, 135-136 p.* 尙 P. J. Treat, *ibid.* 24-25 p. 参照。

以上は英米の資本主義的發展が我國に開國を要求せし過程について一瞥を爲したのであるが、斯の如き事態に於て開國を強要された我國に於ける英米兩國家の研究が、何故に公議輿論の風潮と結び付いたか。英米兩國家の研究に對する我が國人の態度、方法を吟味する前に一應、其の考察を果して置かねばならない。此の事を考察する事に依りて當然に所謂公議政體の輿論が藩論代表的・列藩會議的公議政體論となつた理由の解明が果される。嘉永六年七月米艦の開國要求に對して老中阿部正弘が米國の國書を和譯して列藩に其の意見を徴した事實は勿論、幕府當局が有史以來の困難な

る時局を開國する策として撰んだものであるが、何故かゝる策を撰ばざる可からざりしかば、世界の資本主義的侵略に對抗する爲には既に割據的藩治制の封建制度を維持する事が不可能とならんとせる實際的なる事情、夫れは強力なる中央集權的な與國一致の形態に於て、つまり全國的輿論の支持に依つて開國の是非を決定すると共に、其後に來る可き國際的事態に處する事が必要であつた爲であつた。併し斯の如き處置を採れる事は他面又國內的には幕府の實權が失墜せんとせる傾向にあつた事を暴露せるものである事は自明であると考へる。併しともかくも、かゝる阿部正弘の策は、藩論に依るところの公議政體論・列藩會議を誘發する結果となつたのであるが、他方英米兩國の研究に依りて兩國家構造の特質を理解し、而して兩國家に組織的なる會議機關の存在せる事を認識したる者は、かくして得たる智識を以つて列藩會議論に組織的なる具體的公議政體制を與へる事となつた。此の企ては申す迄もなく、英米二國の採用する議會制度の模倣に依つて爲さんとされたが、所謂當時の有識者の樹立せんとした議會制度は、飽く迄以下に於て屢々觸るゝ様に藩論代表機關たる藩制的なる議會制度の形態を採つた事實は、阿部正弘が開國是非の意見を列藩に徴したることがあつた事實と密接なる關聯を有する事を此の際牢記せねばならないのである。かくして公議政體論は一つの輿論としてこれを中心として活潑なる論争が爲される事となつた。此の場合、抽象的なる公議政體論が具體性を帯びて來た過程に於て、外國書より深き影響を與へられたる事を看過する事

が出来ない。當時有識者が書籍に依りて、英米兩國家の特異なる組織の大體を知るに到つた事實に就いては既に先學の貴重なる論文が存する<sup>①</sup>。けれ共自分は以下若干、特に如何なる書籍を、如何なる人が讀み、其の結果は如何に幕末の公議政體論に具現されてゐたか、又如何なる英米人と何人が面會して議會制度論を聽いたか、それが如何に公議政體の輿論の上に表はされてゐるかを、再び一考し度いと思ふのであるが、自分は特に更に又公議政體論に依りて樹立さる可き議會制度の特性の別袂に重點を置いて論じ度いと思ふ。當時に於ける所謂洋學者と一般に稱せられた者は蘭學者であつた。又蘭學者は一面に於て漢學的素養をも有し、漢學者でもあつたのである。抑々外國文化の研究は吉宗が享保五年に禁書の令を緩やかにして以來大に盛大とはなつたが、それも主として自然科学、醫學、物理化學、地理天文學等に限定され、而も和蘭書が大部分であつた。鴉片戰爭以後清國に於ては英語の原書の翻譯に依つて、地理書が板行され、諸外國の政治體制の考究が行はれてゐたのであるが、既に述べた様に、鴉片戰爭の我が朝野に與へた影響が頗る甚大なりし爲に、夫等英語より翻譯されたる地理書は唐船に依り長崎を通じて我が國に舶載さるゝ事となつた。例へば『海國圖志』、『地球說略』<sup>②</sup>、『瀛環志略』<sup>③</sup>、『智環啓蒙』<sup>④</sup>等は其の一例であらう。尤も鴉片戰爭以前に於ても『職方外記』<sup>⑤</sup>、『采覽異言』<sup>⑥</sup>、『泰西輿地圖說』<sup>⑦</sup>、『坤輿全圖說』<sup>⑧</sup>、『增譯采覽異言』<sup>⑨</sup>、『和蘭通舶』<sup>⑩</sup>、『諸厄利亞人情志』<sup>⑪</sup>、『輿地誌略』<sup>⑫</sup>等の地理書が夫々支那より舶來され又は和蘭

書より翻譯され、或ひは又著述されており、鴉片戰爭以後に於ても我國に於て『坤輿圖識・同補』<sup>⑬</sup>、『八紘通誌』<sup>⑭</sup>、『洋外紀略』<sup>⑮</sup>、『泰西三才正蒙』<sup>⑯</sup>、『米利幹新誌』<sup>⑰</sup>、『官版六合叢談』<sup>⑱</sup>、『萬國圖說風土物産志』<sup>⑲</sup>、『地理全志』<sup>⑳</sup>等の諸地理書が刊行されてゐる<sup>㉑</sup>。併し鴉片戰爭以後舶載された地理書には各國の政治組織を殊に詳述せる事は注目す可き事であると同時に又、其等政治組織の記載の正誤或ひは精粗の度合は、一面當時構想されてゐた議會制度思想の内容をも規定するものである。概して當時の諸書は英米兩國の複合的議會制度に就いて詳細に記載するも、議會制度の基礎的思想である三權分立の思想の存在に到りては一二を除いて明確なる理解を缺いてゐたものと思はれるのである。此の事實は當時唱導されし議會制度論の上に於て、三權分立の思想を多くの場合明白に認識する事の出来ない一つの理由である。併し右に述べた地理書の夫々の検討は註記する處に譲りたいが、鴉片戰爭以後舶來された二三の書に就いては若干の考察を爲さねばならないものがあらう。此等の内、殊に注目に價するは『海國圖志』であらう。『海國圖志』は米人ブリツジメンがシンガポールに於て著述せし地理書を林則徐が漢譯せしめ魏源が更に諸書を參照して輯録追加し出版せるもので、初め六十卷として道光二十二年に刻されたが、魏源に依りて咸豐二年一百卷とされたものである。本書は嘉永三年に三部渡來したが中に御制禁の文句があると稱して藏園となつてゐる<sup>㉒</sup>。御制禁の文句とは申す迄もなく卷十五の景教流行中國碑の事及び耶蘇教傳來の事蹟、卷二十七の天主教の記

事を言ふものであらう。併し嘉永七年即ち安政元年に十五部舶載されたが、幕府御用の部数を除き、八部が初めて一般市場に弘められたのである。併し『海國圖志』墨利加洲の部は同年四月既に訓點を附して我國に於て上梓されてゐるから、少くとも嘉永三年以後同七年以前の間に於て、本書が幕府當局の手に依りて翻刻せられんとする企てのあつた事が想像されるのである。川路聖謨が部下をして翻譯せしめたのは此の事を指すのであらうか。『海國圖志』が我が國に於て訓點を附して板行されたのは前述の『海國圖志、墨利加洲の部』、これは大本八卷、六本で嘉永七年甲寅四月に翻譯がなつてをる。又『海國圖志、英吉利國の部』は大本三冊で安政三年丙辰八月鹽谷宕陰、箕作阮甫に依りて全校されて出され、尙『海國圖志、俄羅斯總記』が大槻西盤に依りて重譯されてゐる所である。且又此等の翻譯本に依つて『美理哥國總記和解』②、『續亞墨利加總記』③、『新國圖志通解』④、『亞米利加總記』⑤、『美理哥國志略』等が出版され、尙『海國圖志夷情備采』、『海國圖志訓譯』、『海國圖志籌海篇和解』、『新國圖志』等が陸續として板行された事實は、『海國圖志』が如何に當時の我國人に廣く讀まれ、且又深き影響を及ぼしてゐたかを示すものであると云へよう。殊に最も注目す可きは『海國圖志墨利加洲』の第一卷に、三權分立に依る政治組織を記載してゐる事であつて、即ち

國之大政有三、一則會議制例、二則論衆格違、三則究問其不遵者、中略、究問不守例者、但々爲審官、

則不能會議制例、會議制例官亦不能兼攝審問一也。

これである。「會議制例」は立法を「論衆格違」は行政を「究問其不遵者」は司法を意味し、此れが國の三大政であつて各々兼攝する事が不可能なりとしてゐるのである。自分は平常より三權分立の思想は米國を通じて我國へ傳へられしものであると推測し、其の資料を發見せんと努力してゐる者であるが、右の『海國圖志』の墨利加洲の所にかゝる記載の存する事は、自分の豫測に對して一の據り所を與へるものであらうと考へてゐるのである。併し乍ら翻つてかゝる三權分立の思想に依る議會制度の樹立論を明白に持してゐた者は、幕末では西周を除いては存在しなかつたのではなからうかと思ふ。列藩會議に議會制度を採用移入し、此れに具體性を與ふる事を計劃してゐた所謂幕末志士の其等の議會制度論に於ても、果して明確に意識された三權分立の思想を有してゐたか否か甚しく疑問であると稱せざるを得ないのである。又英吉利國の部に於ては複合制議會制度の叙述が可成り詳細になされ、尙「大部落」「小部落」の名稱の下に州選舉區及び都市選舉區を説明してゐる。勿論多くの誤謬が存在するにしても斯の如き記載事項は又幕末の我が議會制度論に大なる影響を與へたる事は否定する事が出来ない。就中、幕末に於ける議會制度論が多くの場合に複合制を採用してゐる事は後述する様に、我が國の當時の政治形態が身分的階級制を基礎とする封建制度を採つてゐた爲ではあつたが、潜在的に英國に於ける複合制議會制度の影響を受けてゐた事は多大であつたと

思ふ。尙且、「甘文好司、理各部落之事、並赴巴里滿衙門會議政事」とか、「又有大爵公侯、會議政事、又立紳士會以詢問政務、籌辦國餉。」とかの記事に見ゆる様に上院は政務會議機關であるが、下院は上院の從屬的機關であり、且又單なる政務の諮問機關に過ぎぬとする説は幕末に唱へられた議會制度に大なる影響を與へ、幕末の議會制度の特質を吟味する上に極めて大なる意味を有するものであつた。然らば以上の如き書籍を何人が讀み、如何に公議政體論の上に具現されたか、を簡単に述べ度いと思ふ。

- ① 殊に尾佐竹猛博士の諸著述、代表的には維新前後に於ける立憲思想。
- ② 原本は一千八百五十六年寧波華英聖經書房刊、大本一冊にして合衆國士人棟理哲撰とある。合衆國圖說又名花旗とある様に米國の政治組織の記載がある。我國に於ては大本上中下の三冊として和譯され、箕作阮甫訓點の上、萬延元年東都江左老皂館より出版された。此の内容の吟味は以下のものと同様割愛し度い。
- ③ 『瀛環志略』大本十冊は文久元年井上春洋、森荻園、三守柳圃の訓點の上、阿陽對開閣より上梓されてゐる。第七冊に「歐羅巴英吉利國」、第九冊に「北亞墨利加米利堅合衆國」の政治組織を記載せり。
- ④ 本書は明治二年「香港英華書院經英文譯出」とあり、又「Hongkong: Printed at The London Missionary Society's Press, 1864」とある様に、支那に於て出版されたものである。我國に於ては『續刻智環啓蒙』と稱する小本一冊がある。扉には「智環啓蒙塾課初歩」と記載され、慶應二年江戸開物社に於て鑄刻され、同三年秋柳河春三訓點の上、發行された。又本稿には直接の關係を有しないが、明治三年に到つて鹿兒島藩藏版として『智環啓蒙』なる大本一冊本がある。第十八篇國政篇に「不列顛國論」の一項あり複合制議會制度を論じてゐる。尙尾佐竹猛博士、明治法制史譯、一、國家及國學、八ノ二ノ九以下。

- ⑤ 天啓三年（一六二三）西海文備略増譯、東海揚延筠染記の大本上下二冊本である。本書は既に寛永七年以來御禁書目録に列擧されてゐる。併し其の卷二に「國中又有天理堂、遺盛德弘才、無求千世者主之、凡國家有大舉動大征伐、必先質之此堂、問合天理、與否擬以爲可、然後行之。」とある。記事は勿論議會制度の記述ではない。併し此書は吉田松陰の『讀餘雜抄』を見るに吉田松陰亦讀んだ様である。
- ⑥ 新井白石が正徳三年三月に著はせるものであるが政治方面の記載に於ては極めて幼稚である。
- ⑦ 大本六冊十七卷、彩雲堂主人著にして寛政六年江戸にて開板さる。卷之五「エンゲランド」の項ありて其の七葉に「前ニ云フ（ウエスト・ミュンステル）ノ殿閣ハ古ヘハ是モ王ノ居處ナリシガ今ハ會儀堂トナリテ國中ノ諸官人集リテ政事ヲ儀スルノ役所トナセリ」とあり議會制度の紹介が試みられてゐるが、其の記載は甚だ簡單であつて要領を得ない。
- ⑧ 大本一冊、享和元年橋春暉の撰する所なり。二葉以下に歐羅巴の政治を記載すれ共議會制度の記載なし。
- ⑨ 本書は享和三年三月山村昌永の撰する所、大本序共十三冊十二卷あり。白石の『采覽異言』を増補する爲、『泰西輿地圖說』、『坤輿全圖說』を引用せり。議會制度の記載は前書に比して稍詳細である。
- ⑩ 大本三冊、文化二年江漢司馬俊の撰する所であるが此れ亦議會制度の明確なる記述を缺いてゐる。
- ⑪ 文政八年吉雄宣譯し浦野元周校する所である。議會制度を稍々記述す。本書は吉田松陰の『西遊日記』、嘉永三年十月朔日の必讀書目録にも見えたり。
- ⑫ 本書は文明源流叢書にも入れられてゐる。大本五冊、青地林宗の譯である。其の記載は鴉片戰爭のものに於ては最も詳細である。尙、藤井甚太郎博士、青地林宗の『輿地誌略』に紹介せられたる議會政治、中央史壇一〇ノ一ノ六二以下。
- ⑬ 『坤輿圖說』は大本三冊、同補は大本四冊である。前者は弘化二年箕作省吾が著す所で引用西書を見るに原本は蘭書であつた様だ。併し『萬國輿地圖說』と同文の所のある點より見ると此等をも參照せしものと考へられる。後者は弘化三年の著して内容は同様なる西書を引用せるも『萬國輿地圖說』が參照されてゐる事亦同じである。米國の政治を記載する所詳細であり、英國の部に於て上院下院の複合的議會制度を若干記載してゐる。

- ⑭ 箕作阮甫の著で初篇三巻は嘉永四年、二篇三巻は安政三年の出版である。蘭書に依つて記載された。箕作阮甫の傳記には詳細に彼の著せるか、又關係せる地理書の事が記載されてある。
- ⑮ 天地人大本三冊、嘉永元年安積信に依りて著作されたが寧ろ地理書とは稱する事が出来ない。「話聖東傳」を通じて米國の政治に觸れし記載がある。
- ⑯ 嘉永三年永井則の著す所、政治方面の記載はむしろ貧困である。
- ⑰ 安政二年の開板で大本五冊あり。「坤輿圖識」を参照して米國の政治組織を記述す。
- ⑱ 一種の新聞である。自分の偶目した分は中本八冊であるが此れにて全部であらうか。所々に英國の議會の召集の記事あり。小本十冊「洋人撰述譯本」とあり、「元治元年甲子臘月求之」と墨書あり、合衆國の共和政治を記述す。
- ⑳ 大本五冊、安政五年鹽谷世弘の撰する所である。英米兩國の議會政治の記述あり。
- ㉑ 以上にて全部ではない。當時出版されし地理書で自分の見た物は尙多く存する。例へば『地理說略』、『嘆喏喇紀略』、『英吉利新誌』、『英國政表』、『魯西亞風土記餘編』の中にある漢入利亞國の部等、併し以上は大體其の代表的なものと稱する事が出来る。
- ㉒ 禁書の研究、伊東多三郎氏、歴史地理、六十八ノ四。
- ㉓ 尾佐竹猛博士、『増補維新前後に於ける立憲思想』、前篇、二〇、聖謨は嘉永五年九月十日勘定奉行に任ぜらるゝと共に海防掛を兼ねてゐるから『海國圖志』の譯出は其の後の事にかゝると思はれる。
- ㉔ 此れは未見である。中山久四郎氏、前掲論文に依る。
- ㉕ 嘉永七年初夏發行、上、中、下、三冊、正木篤の著す所で其の廿四葉以下参照。
- ㉖ 大本二冊、『美理哥國志略』と同一本である。廣瀬竹菴の著、嘉永七年。
- ㉗ 大本四冊、安政元年皇國隱和士解。『美理哥國志略』と同一本、其第三冊参照。
- ㉘ 大本一冊、嘉永七年廣瀬竹菴の著。其の十七葉以下。

② 此の際特に、大山郁夫氏、明治時代に於ける政治外夷の基調、解放、大正十年十月號、一五に於ける福岡孝悌の言を想起す可きである。

長藩の吉田松陰の『野山獄讀書記』<sup>①</sup>を見るに『海國圖志』、おそらく亞墨利加國の部を再三讀破し、又『坤輿圖識』、同補<sup>②</sup>、『嘆喏喇紀略』<sup>③</sup>を讀んでゐる事が明らかにわかるのである。又『西遊日記』の「必讀書目錄」中に「諸厄利亞人情志」があり、野山獄中に於て讀了した書籍の抄録を目錄として記載した『讀餘雜抄』<sup>④</sup>の中には『八紘通誌』<sup>⑤</sup>、『職方外記』、『采覽異言』、『増補采覽異言』等の禁書を含む諸地理書の名稱が散見する所である。松陰は餘暇ある毎に實に驚く程多數の書物を讀破した事は明瞭であるが、此等の地理書の讀破に依りて得たる英米其他諸外國の政治組織が如何なる方法に依りて長州藩の所謂幕末の志士或ひは有識者等に傳へられたか、それは明瞭ではなく、此の事の考究には此後の研究に俟つ所、大なるものがある。『睡餘事録』<sup>⑥</sup>、『松陰東行後書物始末控』等に散見する所に據れば<sup>⑦</sup>、例へば『八紘通誌』を「與小次郎會讀」すとか、『坤輿圖識』が入江和作、同杉藏に貸與したとかの記事が二三覗はるゝのみである。要するに、長州一藩に於て議會制度論を具體的に樹立してゐた者は、幕末に於ては殆ど皆無であつたと言つても過言でない。此の理由に就いては後に述べる所に讓るけれ共、薩藩に於ては長州藩より議會制度を稍々實際的に立案してゐたものがあつた様である。例へば土屋矢之助は其の「論策」<sup>⑧</sup>に於て『英國誌』を

引用し、西郷隆盛亦『英國志』<sup>⑧</sup>を讀んでゐるし、彼が慶應三年七月英國公使パークスと大坂に於て會見し、同時にサトウとも會談せる事實を大久保利通に報せし文中に「日本國王政柄を握らせられ其下に諸侯を置いて國體の立方英國にひとしき制度に相成候儀專一に願居候譯」<sup>⑨</sup>とありて、英國公使等が英國式の「國體の立方」を、つまり此の場合に於ては英國的な議會制度に依りて政治を運用す可き事を西郷に慫慂せる事を記してゐる。尙此の外に薩人の意見として<sup>⑩</sup>

日本今日之形勢獨逸列國之例を以て西洋諸國と盟約を結び日本之諸大名を京都に會合し政事之得失を議定し天子に奏聞して六十餘州に施行すべしと云共和政府を以て國の基本を立天子に奏聞許可施行致し候は英國の政體に倣ひ候との趣旨なり、先上下兩院に區分し上院は公卿及列侯下院は諸侯之臣集議是非を決し候との趣旨に有之候事。

と見ゆるは薩藩の「國論」として、一部に於てかゝる議論が唱導せられてゐた事が知られ、注目に見ゆると思ふ。薩藩が早くより英國と鹿兒島戰爭後の直接談判を行ひし事に依りて、英國的政治思想の影響を受けてゐた事は史實の明示する所であるとしても<sup>⑪</sup>、議會政治の思想が如何に薩藩に移入せられたか、其の思想の移入系統を明確に、今日尙これを示し能はないのである。大久保利通も慶應二年に「公議採用に關する意見書」<sup>⑫</sup>を書してゐるが、其の内容は未だ頗る抽象的であり、土藩と盟約書<sup>⑬</sup>を作成せし際も、其の指導的な役割は寧ろ土藩が果してゐたものと見ねばならないと思ふ。斯の如く長州、薩摩二藩に於ては具體的な議會組織の論を有し能はなかつたに比して、

明截に議會政治論を公議政體論の上に立てゝゐたのは勤皇佐幕派の折衷的態度を持してゐた越前と土佐の二藩である。併し乍ら最も具體的に列藩會議の形式を採る所の議會制度の採用實施を考へてゐたのは、當時俊才を擁してゐた幕府であると思ふ。越前、土佐更に幕府の議會論を吟味する前に、勤皇派たる薩長側に、議會制度を採用する事に依りて、列藩會議の内容に、具體性を與へんと努力する者が何故になく、而も勤皇佐幕及び幕府側に議會制度の採用論が眞剣に唱導されたかを検討して見ねばならない。此の理由の内には種々の複雑なる諸條件が潜在的に、或ひは顯現的に錯綜してつて平面的にこれを論斷する事は不可能であるが併し、乍ら其の主流をなす所にして、本論に關係する點として左の如き點を呈示する事が出来はすまいか。即ち阿部正弘が列藩に開國是非の意見を徴した事實は、列藩的形態に依る公議輿論制の採用論を觸發したものであつて、此の公議輿論の主張は「藩論」の形態を採つて、其の假面の下に、種々な主張として概括され發表されたが、當時中央政府に於てはかゝる自由奔放なる言論の漲行を統制する實權力は漸く乏しく、かくてかゝる輿論及び輿論に乗じて發生せる諸多の紛擾を抑制する事は、幕府の當時の實權力を以てしては事實上、全然不可能であつた。實に列藩に開國是非の議を諮問した事實は、單に夫の事のみを以つてしても、幕府自體が國家の大事件を自己一個の獨力を以つて決定する事能はざるに到つてゐた事を示證してゐるとも考へられる。かくて幕府は輿論となつた「藩論」の形を探れる公議政體論を積極的に藩治



制封建制度の上に——即ち此の藩治制封建制度に大なる變革を加ふる事なく包容して國論を統一すると共に、幕府の中央政治組織を若干改革し、一定限度に於て列藩を施政に參與せしむる様に組成せんとした。そして列藩的形態を採つて發生せる公議論に具體的組織を與ふる爲に、當時既に地理書其他の方法に依りて知られてゐた外國の議會制度の智識を利用し、此れを或程度模倣採用して、當時の藩治制封建制度に根本的なる改革を加ふる事なく、當時の國內的諸實態に合致せる一種の議會制度を樹立せんとしたのである。此の企ては繰り返へし申す迄もなく、抽象的なる形に於て發生し、今や國內の輿論と化し去つた列藩的なる公議政體論を、現實の政治組織に採り入れるには、是非とも右の様な具體的内容を與ふる事が必要なりし爲であつて、かく企つるには、外國の議會組織を記述せる地理書が一の大なる役割を果したのである（此の點に就ては後に再び吟味されてゐる）。かゝる事情に依つて當時、最も具體的に議會制度の研究を爲せしは、當然に舊制度の維持を執拗に念願し、其の對策に腐心せる幕府當局であり、次には勤皇佐幕派たる平和的皇政復古派と目せられた越前、土佐二藩であつた理由は自ら明白であらう。越前、土佐二藩の有する議會制度の内容の検討は後に直ちに爲される所である。併しかゝる傾向に反して、薩長二藩は、後にも觸るゝ様に、打倒幕府が當面の主要目的であり、其の爲に輿論と化せる公議政體論を利用し、其の支持を得て、專制的なる幕府の續出せる失敗を指摘して、これを攻撃すると共に幕府を弱體化し、遂に其の倒壞に

迄、導かんとしたのである。かゝる理由を以つて、兩藩に具體的なる議會制度の組織の發表せられなかつたのであつて、武斷的皇政復古派と一般的に見られる一面の理由も亦かゝる兩藩の志向せる目的の故に云はれたのである。

以上は越前、土佐兩藩に稍々具體的なる議會論が發生せし一般的理由である。家系的に見ると、越前藩は今更申す迄もなく家康の分家、即ち家康の次子結城秀康の後であつて、御家門の筆頭であるから、一門の藩屏として幕府の倒壞を出來得る限り防止す可き義務を有するものであり、其の爲に、後述する如き形態に依つて、議會制度を採用し、幕府の實際的存續に努力したのである。土佐藩は外様大名ではあるが徳川氏と特種の關係があつた爲に、議會制度を樹立して徳川氏の存在を維持せんとした。併し徳川氏に對する兩藩の親疎の度合は、直ちに兩藩の有する議會制度の内容に明白に反映してゐる事は、以下夫々検討する如くである。扱て越前藩に於て議會制度を唱導し、藩論を導いたのは既に言はるゝ如く、橋本左内、横井小楠及び藩主松平春嶽（慶永）であらう。橋本左内が『海國圖志』を讀んだ事實は「安政四年九月十二日在府先生より在國村田への書」<sup>⑬</sup>に「海國圖志、三冊御廻達申上候」とあり、又同「四年九月廿六日村田學監より先生へ送りし藩の學務其他公務に關する報告書」<sup>⑭</sup>に「海國圖志三冊落手仕候」とあるに依りて推知される。おそらく他の手翰より想像するにこの『海國圖志』は英吉利國の部であらうと考へられる。然らば左内が英國の複合

的なる議會制度を既に多少とも、知つてゐた事が了解されるのである。横井小楠も安政三年十二月廿一日「越前村田巳三郎へ與ふる書」<sup>⑤</sup>に「近代翻刻之海國圖志あめりか之部は其國志に因て著し候間餘程明白に有之候に共魯西亞杯は殊の外大略にて事情を得不申事かと被存事」と見えてゐる。右の文意にて想像すれば、小楠は『海國圖志墨利加州の部』を讀める事が頗る明白である。「魯西亞杯は」とあるはあるひは『海國圖志俄羅斯總記』であらうか。原本の『海國圖志』を見るに魯西亞の部は可成り詳細である。若し『海國圖志俄羅斯總記』を讀みたるものとせば、抄本に依つて讀んだのであらうか、尙考ふ可き點を残してゐる。魯西亞の部が英米の部に比して何故に抄譯されたか、其の理由は、一應考へる餘地もあるが、本稿に直接の關聯を有さないから追求しない事とする。ともかく『海國圖志』が橋本左内、横井小楠に依りて讀まれた事實に依りて想像するに、彼等の抱懷せし議會組織論の根柢には、英米兩國流の議會政治の思想が存在してゐた事と想像される。而も、橋本左内、横井小楠は共に藩主松平春嶽に奉仕してゐたから、春嶽の抱懷せる公議政體論には英米流の議會組織論が反映攝取されてゐた事は明瞭である。且又更に越前藩の藩論はかゝる經路に由りて採用された英米政治思想の影響を受くる議會制度論であつて、其の具體化に對しては列藩會議・公議政體の輿論の形態を以つて主張されたのである。

然らば越前藩の採用せんとした議會制度論は如何なる内容を有したか。其の内容を此處に具體的に検討せねばならないと思ふ。先づ越前橋本左内の議會制度論の意見に觸れて見やう。安政二、三年頃に書せるものを考へられ、何人も引用する他の『西洋事情書』に於ては<sup>⑥</sup>「政體の趣旨は一に天帝之意を奉行すると申すことにて、上下共衆情に戻り公議に背候儀は不爲事、第一の律令に有之候よし。其の爲に「國內の衆論に基き、賢明才學之者を擧用致し」「國家の大事、法令を改、兵革を勤、工作を起し候之儀は、學校へ下し、熟談上にて覺論相定、政府へ申達、政府にても夫々之官、反覆訂論して、衆議一同之上にて行候よし、因て國王逆も一人にて吾意に任せ、恣に大事を作すと不能。」と述べる。彼の此の意見中には尙、議會制度の組織は具體的に現はれてゐない。併し國家の重大事件、法令の改正、軍事要項、營繕工作等の特に國費を要する事項は「學校へ下し、熟談上にて覺論相定、政府へ申達」するといふ、此の見解中には未だ潜在的ではあるが、稍々に唱導された當時の議會制度と、其の性質を根本的に軌一する主張が存在する事を知らしめるであらう。單に從來抽象的なる意見として輿論化してゐた列藩會議論が、右の如き形態へと發展した事は、議會制度採用の過程の内に於て看過する事が出来ない展開である。殊に彼は將軍を議長とし、十萬石以上の大名を議員とする一種の會議制を唱へ<sup>⑦</sup>、國內問題は議長獨裁、國外事件は議員の決に依り、勅裁を仰いで決定す、との意見を有した様であるが、此の論は大體當時事實上幕府に依りて既採用せられてゐた所であつたけれ共、彼が常設的機關としての會議制を主張した所に、一步の進展が

認められるのである。彼の主張する内閣組織的構造は、國內事務宰相、外國事務宰相、京師守護、蝦夷地守護の四に依つて組成せられるものであつた。此の内閣組織的構造も彼の論せる會議制と相應する構造を採つたものである事は勿論である。斯くの如く彼の議會制度に對する認識は今日の眼を以つて見れば、極めて簡單ではあつたが、此れ反面に於て其の當時の我が有識者が新しき知識なる議會制度を未だ全般的に理解咀嚼し能はざりし事を示すものであると同時に又、其の時期の國內的現實事態一般の然らしむる所でもあつた。次に、横井小楠に於ては、左内より更に明確なる形態を採つて列藩會議の内容に具體性を賦與せんとしてゐたのであつた。即ち文久二年に幕府に建言せる七箇條中に⑩「不限外藩譜代撰賢爲政官」(第四條)「大開言語與天下爲公共之政」(第五條)の條あり、元治元年春嶽に建言せる國是十二箇條中にも⑪「一舉賢才退不肖」(第四條)「一開言語通上下之情」(第五條)の思想が見えるが、更に慶應二年沼山僻居より春嶽に建白せる文中に⑫

一大變革之御時節なれば議事院被<sub>レ</sub>建候筋尤至當也上院は公武御一席下院は廣く天下之人材御擧用。

の一句がある。此れに依りて小楠の思想を視ふに、彼は列藩會議に上下二院制よりなる議會制度を採り入れ、上院には公卿を包含し大名は譜代、外様の別を設けず、諸侯と公卿と共に一列にして組織されるものとし、下院は「廣く天下之人材」を擧用して組織せんとするものであつた事は明瞭である。此處に於て諸侯のみを以て組織せんとする列藩會議は公卿階級の包含に依りて、一應解消され

た如くであるが、併し、彼は飽く迄藩治制封建制度の一應の認容の上に、かゝる複合的議會を組織せんと志向してゐた事は、此の際特に留意して置かねばならない。何となれば「廣く天下之人才」とあるは文字通り庶民階級を包容する意味でない事は稍々前の文久三年六月六日在熊社中へ寄する書に⑬「諸々有<sub>レ</sub>勳之擧は必ずしも幕士に限り不<sub>レ</sub>申列藩有名之士は御用」とあり、彼の「共和一致」の政治論に於ても未だ庶民階級が考慮に入つて來なかつた事は明らかであるのである。此の事は當時一般の風潮が尙、現に存在せる封建體制の破壊を考慮してゐなかつた點——夫れは身分の嚴格なる規制の上に建てられた——を想起する時には、直ちに首肯し得る所のものである。藩侯松平春嶽は他面又松山藩山田安五郎⑭の意見、池田筑後守の意見書⑮、中根雪江を通じて大久保忠寛の意見⑯、上田藩士の赤松小三郎の意見⑰、土藩後藤象二郎⑱の意見を親しく聞き、進歩的なる局面打開策を有してゐた事は今其の夫々に就いては述べないが、諸書に散見する如くであり、又本論にも若干の註記をなして置いた如くである。然らば此等の諸見解を通じて見たる越藩の會議論の具體的性質は何ぞや。夫れを以下の數點に要約し得やう。(a)將軍中心なる事⑲。(b)議會は藩論代表會議の形式即ち列藩會議の形式を採用するものである事。(c)次に譜代外様の別を設けず、且又公卿階級の政治への參與を容認する事は越前藩の藩論及び其の藩論の反映せる越藩の議會制度論の性質を決定せしむる重大なる一要素であつた。何となれば越前藩は佐幕勤皇派であり、第三黨として朝廷、

幕府双方の平和的融合の上に、國論の安定を計らんとしたものであつたからである。(d)身分的なる議會制度なりし事。故に庶民階級の参政は原則として拒否される。(e)公選的機關でない。(f)おそらくかくして組織する可き上下兩院は單なる政治の諮問機關であつたと考へる。即ち行政機關と並立・對等的に組織されるものに非ずして、行政機關に從屬する機關として議會を考へたものであつたであらう。果して然りとせば、現今に所謂議會制度と其の本質に於て異なるものである。且又、越藩の議會制度論の中から立法、司法、行政の三權分立の思想は未だ見探る事が出來ない。併し乍ら從來、政治權力は幕府に依りて集約的且つ專權的に掌握されてゐたが、ともかく政治の權力を分立し輿論を政治の運用の上に反映せしめんとした事は、注意せねばならない。尙右の他に、自分は橋本左内の會議論は勿論、小楠の上下院制に依る議事院論も、藩制封建制度の認容の上に樹立せんとするものであつたと考へるのが妥當ではなからうかと思ふ。春嶽が文久三年三月五日に家茂に將軍職辭退の勸告をなした事は、大政奉還論へ導く一の先驅的表れであるとする可きもので、尙春嶽は同年三月十五日にも板倉勝靜に彼は大政奉還の要を論じてゐるが<sup>②</sup>此れ等とても彼は版籍奉還を主張したのではない。

越前藩が藩論として採用してゐた議會制度論は右の如く、夫れは列藩會議の具體的運用に於て採用される可きものとする見解を固執するものではあつたが、此の議會制度論に對して土佐藩は果して如何なる具體案を持ち得たか、其の要點を次に吟味して置かう。此の場合、坂本龍馬と後藤象二郎二人の見解を検討すれば大體、土佐藩の議會制度論の主流は見られると思ふ。土佐藩に於ける議會制度論が具體化されたのは越前藩より遙かに遅れてゐる。『海援隊日史』<sup>③</sup>に見える檄文は慶應三年六月の日附であるが、大政奉還と云ふ政治機構の根本的變革の上に上下議事院を京師に設置せんとするもので、「天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ朝廷ニ在ル」事を明確に主張し、「制度法則一切之萬機」は議事院に於て決議する事と述べ、更に又「議事官ハ上公卿ヨリ下倍臣庶民ニ至ルマテ」の「者ヲ撰擧シ尙且諸侯モ自ラ其職掌ニヨリテ上院」議事官となると定めてゐる。

龍馬の所謂船中八策<sup>④</sup>は後藤象二郎と坂本龍馬が土佐藩をして大政奉還の建白書を奉呈せしめんとし、其の事を相談せし際に、此後則すべき根本原則として定められたのであるが其の内容の主要點は『海援隊日史』に記されたものと大なる差異は認められないのである。龍馬は更に慶應三年十一月上旬諸侯會議の爲に「八箇條の覺書」<sup>⑤</sup>を草したるが、此れ亦第五義に「上下議政所」の語が見え、内容に於ては「船中八策」と本質的なる相異は存在しないのである。尙假りに「藩論」<sup>⑥</sup>を龍馬が草したるものとすれば、其の「藩論」に於ても大公會を「入札ノ式」を用ひて召集せんと定めてゐる事は、越前藩の夫れより遙かに進歩せる思想の閃きを此處に見得るのである。かゝる思想は彼に如何なる經路を採りて導き入れられたか。彼がアーネスト、サトーと屢々同船した事實は

明白であり<sup>⑩</sup>、「藩論」起草に於ても「外人舶載の一小冊子を手にし、隊士をして之を口述せしめけるに、歐米諸國憲法に關するものなり。」<sup>⑪</sup>とある如く、「外人舶載の一小冊子」は如何なる書か分明ならざれ共、彼が外國書に依つて歐米の議會制度を或程度了解してゐた一端を右の文言より想像し得るのである。誠に、彼は屢々長崎に廻航した事實が存在するから、彼の議會制度に關する智識は此の間に於て得たものであらうか。扱て、龍馬の議會論に於て最も特徴的なる點は大政奉還の上、換言すれば舊制度を完全に崩壊せしめたる後に於て、議會を樹立せんとしたことである。併し尙彼の意見より列藩議會的議會制度は完全に解消されたのではないと思ふ。列藩會議が完全に解消されるには版籍奉還を不可缺の要件とするのである。故に彼の議會制度が上下二院制を採つてゐるが、諸侯は當然に上院議事官であり、下院議官を構成せる陪臣、庶民はおそらく藩論代表者として選舉されるものであつたのであらうと思ふ。尙彼は大政奉還に依りて諸侯の地位に下りたる將軍をも一大名として、此れを他の諸侯と等しく議政所の議員の一員に列せしめんとしたのである。土佐藩が佐幕的な色彩の存在した事は、例へば中岡慎太郎の意見書なるものに<sup>⑫</sup>

世人或は徳川を助けんと云、或は徳川を不助と云、議論紛々未決、某日、尊王室は則徳川を助る也、徳川は則尊王也、故に某は助徳川論也、今日助徳川の策は無他政權を朝廷に返上し、自ら退て道を治め、臣子の分を盡すにあり、中略、一大諸侯となり、永久の基を立さしむべし、云云。

と記されてゐるのは、最も明截に此等の見解を表示してゐると考へる。故に慶應三年の薩土協約の「約定之大綱」にも「一將軍職に居て政柄を執る是天地間あるべからざるの理なり宜しく侯列に歸し翼戴を主とすべし」<sup>⑬</sup>とあり、「約定書」にも同様趣旨の一條が存在するのである。此の事は薩長兩藩が後に述ぶる如く、完全なる幕府排斥を藩論とせると著しく異なる點であると共に、此の思想は後述する様に、幕府の諸士が議會制度を援用する事に依りて列藩會議に具體性を賦與し、この事に依つて幕府自體を事實上、存続せしめんとした事と相一致するものである。又庶民に議事官たり得る權限をとにかくも、與へんとしてゐる事は注目し得る點であらう。龍馬の意圖してゐた議會制度論の特質を述ぶる際に、後藤象二郎の夫をも併せて是非とも検討せねばならない。併し乍ら象二郎は表面的に土佐藩論を指導した中心人物ではあつたが、彼が抱いてゐた議會制度論の内容は龍馬の夫と大なる逕庭がなかつたのである。然らば一應、象二郎のかゝる進歩的なる意見が如何なる徑路を採つて彼に與へられたか、其の來由に就いて少しく吟味して置かう。後藤は慶應二年七月上海に渡航した事實があるが<sup>⑭</sup>、最も彼に感化を與へたのはサトウ (Sir Ernest Satow) であらう。サトウが一九二一年に著はせし“A Diplomat in Japan”には屢々後藤と會見せる記事がある<sup>⑮</sup>。

“After dinner Gotô came on board to have a talk on politics. He spoke of his idea of establishing a parliament, and a constitution on the English model.” 爲つた<sup>⑯</sup> “...After this Yôdô and Gotô plied me with

questions about the Luxemburg affair, the constitution and powers of parliament and the electoral system; it was evident that the idea of a constitution resembling that of Great Britain had already taken deep root in their minds."

は其の一例で、此の記事の内容を示す事柄は慶應三年八月に於て行はれし事である。後藤象二郎の英國流の議會の組織、權限、選舉制度——夫れは複合的議會制度であり、議會が「皇國の制度法則一切萬機」の議決權を有すとし、「上公卿下陪臣に至るまで公明純良の士を撰擧」する制度——等に就いての智識は又、サトウより受けし事、多大なりし事は否定し難い。尙土佐藩論の議會制度論にはサトウと共に、ミッドフォードより影響をも受けてゐた事も推察される<sup>⑤</sup>。かくて土佐藩論に見ゆる議會制は行政機關に對する諮問機關たる性質を完全に脱してゐる。即ち彼等の意見に従へば議事院は行政機關の從屬的機關ではないのであつて、此の點は土佐藩の有した議會制度論の一特徴として、當時に存在した多くの議會制度論と異なる點であり、特に此の點を明截に理解しておかねばならぬ。

然らば越前藩と土佐藩との夫々が計劃せし議會組織の共通點は何處にあるか、又、兩藩の相異なる所は如何なる點にあるか、を一應見て置きたい。兩藩の夫々に共通する點が発生するのは、兩藩が共に藩の根本方針として勤皇佐幕を目的としてゐた爲であり、越前藩と土佐藩とが幕府と如何な

る程度の親疎の關係にありしか、其の親疎の程度の差異、又兩藩夫々の議會組織論發生の時期に先後のあつた事等は、同時に兩藩の議會組織の内容に相違點が発生したる原因をなしてゐるのである。

先づ兩藩の根本的に同一なる點は、徳川家を維持存續せしめんが爲に、議會制度を採用して平和裡に國論を統一せんとする事に在つた。かゝる意圖を以て議會制度を樹立せんとしたるが故に、越前藩と土佐藩との議會制度論の上に、佐幕的な色彩を觀取し能ふのである。他面又公卿階級をも議員の一員として參政せしめんと計劃した事は、同じく兩藩の主張に勤皇的な一面の顯現せる點である。且又兩藩に版籍奉還論が明瞭に見られず、單に將軍の大政奉還論のみ議してゐる點より考察せば、共に列藩會議的な議會組織を藩制封建制度の上に建設せんとしてゐたものである事が首肯出来ると思ふ。併し兩藩に根本的に相異なる點は此の大政奉還の性質であつて、越前藩は大政奉還後徳川氏中心の議會制度を樹立せんとせるに比し、土佐藩は飽く迄徳川氏を諸侯の一員として遇せんとせる點に在る。且又後者は議會に對して、行政機關に對立する強き權限を賦與せんとしたが、前者は單に此れを諮問機關と見た點、並びに前者が選舉制を採用せざるに拘らず、後者が選舉制を採用せんとした點、更に前者が武士階級迄を政治に參與し得る限界としたに比し後者は上公卿より下庶民に至る迄を等しく參政し得る範圍とした點等は、注目に價する相違點である。此等の相違點は兩藩が計劃せし議會制度論に表はるゝ政治的意味、とりも直さず、兩藩の當時に於ける政治的地位

置を反映せる重要な相違点であらうと思ふ。

- ① 岩波版、吉田松陰全集、巻七ノ三三九。『海國圖志』が見えるのは安政元年十一月二十二日、同二年二月二十六日、四月二十一日、五月十二日、六月十一日等である。
- ② 此れは安政元年十一月二十二日、同二年四月、同五月、三年正月等である。尙箕作阮甫補遺、二、松陰先生遺著。
- ③ 安政二年六月六日。『咲咭喇紀略』は道光廿一年に陳逢衡の著す所にして我國に於ては嘉永六年に津藩荒木響が訓點を附せる中本一冊が出てゐる。
- ④ 同上版、巻八ノ四〇六以下。
- ⑤ 尙前述、箕作阮甫補遺、四、松陰先生遺著。
- ⑥ 同上版、巻七ノ二八三。巻十ノ六二一。
- ⑦ 維新史料、五十七冊、京大本。
- ⑧ 大久保利通文書、第一ノ三八三、西郷吉之助より大久保一藏宛手紙。
- ⑨ 大久保利通傳、中巻、一四〇。
- ⑩ 續再夢紀事、五ノ二三八。
- ⑪ 同上、四ノ三八五。慶應元年十二月十二日の條。徳川慶喜公傳三ノ三六七以下。尙、續再夢紀事、四ノ三八五。又、池田俊彦氏、薩藩最初の海外留學生及び當時の外交問題、鹿兒島史談會、第一集。
- ⑫ 大久保利通文書第一ノ四四二。衆議ヲ被開食候ハ天下之公論ヲ採ランカ爲ナリ方今宇内各國ニ於テモ衆議ヲ開テ公論ヲ採各大同小異アリトイヘル公論ヲ以大政ヲ議スルニ決ス然レハ其公論ヲ採ルニ法アリ其法不立レテ公論ヲ採ル事調ヘカラス。云云
- ⑬ 同上、文書一ノ四八〇。
- ⑭ 橋本左内全集、一八七。

- ⑮ 同上、二〇三。
- ⑯ 小楠遺稿、一五六。尙一〇六參照。
- ⑰ 同上全集、五。
- ⑱ 尾佐竹猛博士、増補維新前後に於ける立憲思想、前ノ一〇九。
- ⑲ 小楠遺稿、一〇二。
- ⑲ 同上、一〇二。
- ⑲ 同上、一〇八。
- ⑲ 同上、一九六。
- ⑲ 續再夢紀事、一ノ七九。
- ⑲ 同上、三ノ二〇九。
- ⑲ 同上、五ノ五四以下。
- ⑲ 同上、六ノ二四五。
- ⑲ 同上、三八九。
- ⑲ 同上、一ノ四〇。
- ⑲ 同上、一ノ四〇二、四二二。
- ⑲ 坂本龍馬關係文書、第二ノ八四。
- ⑲ 同上、第一ノ四二七。
- ⑲ 同上、第二ノ二九三。
- ⑲ 季刊明治文化研究第一輯ノ一七四。
- ⑲ 例へば坂本龍馬關係文書、第二ノ二五九。

一 維新以前に於ける議會制度の移入

③ 鯨海醉侯、二五三。

④ 同上、坂本文書、一ノ三〇九。

⑤ 鯨海醉侯、二三八。

⑥ A Diplomat in Japan, cap. XXII, Tosa and Nagasaki, 266 p.

⑦ Ibid 370 p.

⑧ Ibid, 288 p.

然らば幕府方は緊迫せる事態の收拾策として如何なる議會制度を組織的に考へてゐたか。當時最も具體的に且又熱心に議會制度を、列藩會議の形として採り入れ、而して此の事に依りて國論を統一せんと志向してゐたのは、慶喜を中心とする幕府の時勢を洞察せる一派の者であつた。幕府が何故に理論的にも、實際的にも、他の諸藩に先んじて議會制度を採用せんとしてゐたか、其の理由は、數々擧げ得るであらうが、其の内、最も注目す可き理由の一は次の如きものであらうと考へてゐる。即ち幕府は先づ開國主義を標榜した事、故に其の當然の歸結として、開國後、實權の漸く失墜せんとせる幕府の現状を以てしては、英米其他の強大なる諸國に對抗する事能はざる故に、舉國一致的形態を採つて諸外國に對抗すると共に、失政の攻撃が幕府一個にのみ集中するを避くる目的なりし事、併し乍ら以上の理由より尙根本的な理由と見られるものは、實に幕府夫自體の實權の維持存續を策してゐた點にあらねばならない。公議政體の輿論の採用は國內的紛擾を回避す可き唯一の手段

である。けれ共現状に大なる變革を施す事は他方面よりの擾亂を誘起する懼なしとせぬし、又幕府自體にとつても、現状を維持存續する事が、幕府自體の實權を維持し、更にそれを強化する事を意味するものであつたから、藩治制封建制度の存續を一應其の儘認容して、其の上列藩會議的議會制度を採用し、徳川氏は依然として其の實權を掌握せんと策したものである。併し幕府内部に於ても、かくの如き積極的な列藩公議的議會制度採用論者と、保守的な幕府獨裁主義者との間に相互の相剋・軋轢が屢々發生した所であつた。例へば大久保越前守忠寛が講武所奉行の閑暇に轉せられしは「俗論家の爲に忌嫌せられし事が其の理由の一であつたと云はれ、①福地源一郎が將來の希望を放棄したのも「彼は激烈なる議論を主張し共和政治を喜ぶの徒なり」といふ風説の爲であつた②。併し乍ら、幕府當局者の主張する大勢に於ては、依然として列藩會議的議會制度を採用するに非んば、他に幕府を救助す可き良策なしとの議論が支配的であつて、多くの有識者は夫々議會制度採用の議を建て、ゐた所であつた。其の主なる二三を擧ぐれば、老中板倉伊賀守勝靜は文久二年閏八月朔日横井小楠と會見して小楠の議を聞き、「胸懐始て豁然せり」と稱し、「是非大改革を行はざるべからず」との感を洩らしてゐるが、然らば彼は如何なる具體策を有してゐたか、それは今日尙、見る事を得ないのである③。併し老中阿部伊勢守正弘は既に安政元年六月の幕政改革の一項に④

一杉田成卿箕作杯、天文臺へ出役致シ候ニ倣ヒ海防局ニ附屬候一局ヲ構ヘ當時諸藩ノ陪臣ニテ學論有リ之外國事

一 維新以前に於ける議會制度の移入



情に通じ候儒者蘭學者兵學家砲術家等出役被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>是モ月々十二度位罷出候<sub>テ</sub>海防掛リヨリ右之者打寄居候處へ色々評議ヲ下ケ議論爲詰候様致シ度候事。

と記載して、極めて初步的ではあるが、一局制議院の設立を論じてゐる。此の一局議院制は、けれども共單なる諮問機關ではあるが、國政の運用に當りて有識者、學才ある者の意見を徴する目的を以つて、常設的機關として設置せんとする此の考へは、當時の種々の事情を考慮に置く時は、幕府の行政方針に對する劃期的な變革であつたと思はれるのであつて、此れ亦彼が衆議制度的考へを有せし一の徵表であるとする可きである。慶應三年十月十七日に決行せられし政權の奉還に對する江戸城中に於ける大評定に於て、老中稻葉美濃守正邦が「將軍家の上表勅許を得ば、即日より公家・武家・外藩・親藩等の名儀を廢し、封邑は舊に依りて孰れも王臣となり將軍家は攝關を兼ねて實權を掌握し、上下の議事院を開き、衆議公論によりて國是を定むべし。」<sup>⑤</sup>と論じた事は、當時に於ける幕府の列藩會議的議會制度採用論者の意見の實際的意圖の内容を最も端的に示してゐるものである。幕府側の議會制度採用論に於ては、將軍中心的議會なりし事と、複合的議會制度なりし事は、以下述ぶる諸幕臣の意見に於ても總て軌を一にする所であつた。老中格松平縫殿頭乘謨は<sup>⑥</sup>

王制之義は上下院御取立大事小事ニも寄り候得共先下院ニ而議決候處ヲ上院ニ而論議決相成候上御施行被<sub>レ</sub>成候義、且州郡の議事院も上下ヲ分御取立相成前、御國中惣議事院之下院に會計外國曲直裁斷取之職ヲ分、州郡議事

は上下共同斷の職ヲ分取扱候様の義、其他種々官員入候得共先大本如此之仕法、御國政都而右兩所之議ヲ經而然ル後御奏問、決議之事ハ容易ニ主上も御議論不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様の義、且右之通王制御施行の上は諸大名私家の兵卒貯置候に不<sub>レ</sub>及義ニ御制度御定、一種新に御國之海陸軍御設各地要所に屯營を取立置候様相成、則全國守護之兵と仕候義、此入用ハ御當家御始諸大名盡く高三分之ニヲ上納、右ヲ以入費ニ當<sub>レ</sub>て候義、諸寺院も同斷、其上商稅等迄一般御取立是亦右費用ニ差向相成候ハ、必可也云云。

右の見込書の趣旨に依れば、彼は中央に上下二議事院を設立すると共に地方州郡にも上下二院制の議事院を設立し、中央の下院議事院に會計、外國、曲直裁斷の職を置き、地方の議事院には上下院共此の職を設く可しと説き、更に國政は全て議事院にて議決の上、天皇の御裁可を仰ぐる事とせんとした。且又私兵を禁じ陸海軍を各地に配置するものであるが、此等の費用として、徳川家以下諸大名に至るまで、悉く封祿の三分の二を上納す可しといふのである。彼は其の上院上院議事官を十名とし、此の人員は諸大名中より人選すべきものであつて、下院は同様諸大名より人選せる議員三十名を以て構成する。州郡の上院は大小名中より人選せる十名の議員、下院の議員は「藩士迄も都而廣人撰相成候」と定めてゐた。併し乍ら斯の如き當時に於ては極めて卓越せる彼の意見と見られる見解の中に於ても、幕府側の者の抱懐せる議會制度論の特質の一端が明らかに現はれてゐるのを見る事が出来る。例へば「御當家ニ而ハ上院議事之上位ニ御立被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候而終ニ全國守護兵之惣御指揮御心得相成候ハ、可然と奉<sub>レ</sub>存候」とか、前掲した「決議之事は容易ニ主上も御議論不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>

「在候様之儀」とか、或ひは全然公卿階級が議事院構成の有資格者より除外せられてゐる點等は、其の著しき特徴をなすものであらうと思ふ。即ち徳川家は兵馬の權を掌握すると共に、事實上、上院議員の上位を占む可き者として議事院の實權を兼有し、議事院の決議事項に對しては、朝廷側の否認權を制限し、且又公家階級を政權より締め出して朝廷に名を與へて實を奪はんとしたのである事は明らかである。此の見解は又後述する西周助の議會論にも明截に見えてゐる所である。尙大久保越中守忠寬(一翁)は⑦

公議會は大公議會小公議會の二種に分ち大公議會は全國に關する事件を議し、小公議會は一地方に止まる事件を議する所とすべし、議場は大公議所を京都或は大坂に設け、小公議所を江戸其外各都會の地に設くべし、又大公議會の議員は諸侯を以てこれに宛、此内五名を撰て常議員とし其他の議員は諸侯自ら議場に出るも管内の臣民を撰て出場せしむるも妨なき事とすべし、其會期は五年に一回これを開らき臨時議すべき事件あれば臨時に開くべし、小公議會の議員及び會期はこれに準じて適宜の制を立べし。

彼が右の如き持論を有してゐた事は、慶應二年二月朔日中根雪江が春嶽に語りし所である。大久保忠寬の議會制度論も亦、複合的議會制度の採用を主張するものである事、稻葉正邦、松平乘謨の説に一致する所である。彼は更に藩治制封建制度の上に此の議會を建置せんとしてゐた事は、頗る明白であつて、大公議會は國家全般に關する事項を議する所、小公議會は「江戸其外各都會の地に設くべし」とする底意には、一應藩政を認容して然る後に、かく稱してゐたものと考へざるを得ない

のである。而して大公議會の五名の常議員とは此等の者が、内閣を構成するといふ意であらうと考へられる。尙彼は諸侯が議場に出席する場合に「管内の臣民を撰て出場せしむるも妨なき事」とし、會期は五年一回とすると定めた事は、併し乍ら、彼の議會制度に對する認識の程度が極めて皮相なりし事を示すものたると同時に、議會制度の眞の機能を了解せざりし事をも指示してゐると解されやう。けれ共、彼の意見中にも公卿階級に對して何等の言及がない事は注目す可き事柄である。幕末に於て幕臣となつた大鳥圭助⑧の説は

願くハ上下兩等之評議館を御設け但昨年中京都ニ於て彼爲開學醫院之類月六齊と申物歟、日限を御定め上等之館ハ在府諸侯方下等之館御旗本御家人並在國諸侯方大夫のみにも不限其一家中人望有之忠良之人物一兩人も出席被仰付何事に寄らず御國體に關係之義は先以閣老參政方を始幕府要路之御役人衆議豫め目的を附置、其趣分明ニ兩館の書下ケ各之存寄御尋封書又は演舌を以成共時宜に隨ひ爲御答ニ而後其儘を達ニ上聽、又公方様ニ茂度々右兩評議館の爲成逐一衆議被聞召、其上ニ而御英斷を御施行有之。

右は文久四年正月頃の大鳥圭助の説であつて、今迄述べた幕府諸有識の説より遙かに前期に屬するものである。従つて大鳥圭助の説は全く上下兩等の評議館を幕府の從屬機關として設立し、而もこれを單なる國政の諮問機關と解してをり、加ふるに兩館の構成議員は武士階級以上の者に限定せんとしたものであらうと思はれるのである。此の場合、全然朝廷及公卿階級が問題となつてをらぬ事は、圭助の意見が如何に幕府中心主義的意見であつたかをこれ亦、示してゐると同時に、文久期に

於ける公武合體論期に於ては議會制度が假令、列藩會議論の内に採り入れられたとしても、當時は未だ單なる幕府に從屬する機關として考へられてゐた事を端的に示してゐる。以上は大體、幕府側有識者の抱いてゐた議會制度論に就いて若干、其の内容を検したのであつたが、諸藩士にも亦かゝる見解を有してゐた者が存在してゐた。一例を擧ぐれば上田藩士、赤松小三郎の如きは、其の「意見書」に於て④「天幕御合體諸藩一和御國體相立候根本」として、極めて當時としては進歩的な議會制度の樹立を策してゐた。彼の「朝廷」は即ち現今に所謂内閣に當る。即ち政權は上御一人に歸屬するものであるが「天子ニ侍スル宰相ハ大君堂上方諸侯方御旗本」の内より「人を撰て」六人を以て「朝廷」を組織する。「一人は大閣老に而國政ヲ司リ一人ハ錢貨出納ヲ司リ一人ハ外國交際ヲ司リ一人ハ海陸軍事ヲ司リ一人ハ刑法ヲ司リ一人ハ租稅ヲ司ル宰相」となる。即ち以上の六人にて内閣を組織するのである。而して議政局を上下二局に分ち

其下局ハ國の大小に應じて諸國より數人ツ、道理の明なる人を自國及隣國之入札ニて撰抽し、凡そ百三十人ニ命シ常ニ其三分の一ハ都府に在らしめ年限を定めて勤めしむへし。

とすも、換言すれば上院の議員は三十名を定員とし、公卿武家（諸侯旗本）を通じて選舉制に依りて選出し、下局議員は定員百三十人を定員とし、これを諸國より選舉制に依りて選出するといふのである。彼の意見が寧ろ勤皇的なるは政權の中心を朝廷とし、將軍と諸侯と同列に視、而も公卿階

級も亦共に上院議員被選舉資格を有する事とした事實にある。尙其の極めて進歩的なるは「其兩局人撰之法ハ門閥貴賤に拘らず道理を明辨し私なく且人望之歸する人を公平に撰むへし」とした事にある。此の論に於ては、一應封建的なる階級制度は著しく解消されてゐる事を觀取する事が出來やう。尙、彼は更に進んで法律は

天朝へ建白し御許容之上天朝より國中に命し若御許容無きケ條は議政局にて再議し、彌公平之說に歸すれハ此令ハ是非とも下さるを得ざることを天朝へ建白して直ちに議政局より國中に布告すへし。

とした事は、議政局の權限を頗る強く認識してゐる點であるとする事が出來よう。議政局にて決議す可き事項は a 舊例之失を改正す、b 萬國普通之法律を定并に諸官之人撰を司る。c 萬國交際。d 財貨出入、e 富國強兵。f 人材教育、g 人氣一和之法律を立つ事等である。以上は頗る整然たる見解であると考へられる。丹後宮津の藩士嵯峨根良吉⑤の意見もこれ程組織的ではなかつたが、大體此れに似た見解を有してゐたものと云へやう。併し乍ら幕府側に於て最も具體的、組織的に議會制度を考へてゐたのは西周助であらうと思ふ。故に、西周助の議會制度を次に検討す可きであるが、以上幕府諸臣の議論に共通して見得る特徴を先づ觀察して置きたい（赤松小三郎の説は一應除外する）。幕府方諸臣の抱ける議會制度は總て複合的議會制度なる事、阿部正弘の先驅的な意見は別として、其他の幕府諸臣は何故に皆等しく二院制の議會制度採用論を唱導してゐたか、憶ふに、幕府側の主張せる議會制度

採用論の根柢には藩治制封建制度の維持存続を既定の事實としてゐたのであるから、封建的身分階級の上に當然に議會は組織されるものであつた。然らば身分の異なるに從ひて構成される可き議院を異にする制度が、最も此の場合に妥當する見解として、考慮される結果となつたのであると思はれるのである。故に、今日の二院制議會制度は相互に微妙なる機能上の相關關係を有するものであるが、かゝる見地に立ちて複合制が採用されたものでなかつたのである。西洋に於ける議會制度發生の歴史を見るに、其の初期に於ては等族會議の形態を採つて生誕した事を示してゐるのであるが、當時、かゝる身分的なる關係を重視して複合的議會制度の形態が採用された事情とは、一脈相通する所のある事を知らしめる。西洋に於ても議會制度は封建的地盤の上に樹立されたのである。尤も合衆國の議會制度は其の歴史的經過を歐洲の夫と異にしてゐる。けれ共尙、飽く迄公卿階級排斥の上に、而も徳川家中心的な議會制度を組織せんとした事は幕府側諸臣の考へてゐた議會制度の一特徴として注意せねばならない點であらう。

- ① 續再夢紀事、一ノ一八七。尙一ノ三九。
- ② 懷往事談、一四七。
- ③ 續再夢紀事一ノ一五、一八。
- ④ 阿部正弘事蹟、渡邊修二郎著、下卷ノ六〇三。
- ⑤ 徳川慶喜公傳、四ノ一三〇。

- ⑥ 淀稻葉家文書、第二ノ三三四、慶應三年十月十八日松本縫殿頭見込書。
- ⑦ 續再夢紀事五ノ五四以下、殊に五六。
- ⑧ 甲子雜錄三ノ二三四。
- ⑨ 續再夢紀事六ノ二四五。國事執掌報効志士人名錄、第一輯一四三に依るに名は友裕、號を宇寅堂と稱し、信濃上田藩松平氏の臣、天保二年四月生、松代藩佐久間修理に就き諸科を修む、又英國士官につき英兵書を研究す、蘭人に語學航海術を學んだと云ふ。
- ⑩ 同上、三一七。

然らば先づ此等幕府方の議會制度に關する知識は、如何なる經由に依りて採り入れられたか、若干其の考察をなして見度い。嘉永六年十月頃の「勘定奉行下役上申書」は①「松平土佐守小人中濱萬次郎儀北亞墨利加之内共和政治州在留之砌彼國之様子及見聞候始末相糺候趣左ニ申上候」として一國王無之國中之大政を掌り候大統領職ヲラシデンと申國中の人民入札ニ而登職いたし在職四年にて交替いたし候規定ニ有之尤人物格別宜敷歟又は軍國之大事等有之交替難致子細も有之候得は八ヶ年在職之事も有之右大統領都ワシントンニ罷在國中兵刑賦稅官吏之黜陟等沙汰いたし右之外一州毎之首領をカムラメンと唱へ、州内之政令を沙汰いたし其餘一州内之小部落ニも夫々頭役有之各部中を治め都而國法を重し候國柄にて大統領といへども國法に違ひ候儀難ニ相成規定ニ付政治一定いたし人々法令を重んじ國內能治まり候由。

と記してゐる。これは同年六月米使ペルリが浦賀に來航したのであるが、幕府は米國の國家形態を知らんと欲し、漂民として米國にあり、當時、歸國し居たる中濱萬次郎より、米國の政治狀態を尋

ねし聞書の一節である。聞書中の「フラシデン」は President なる可く、又「カムラメン」は Governor なる可しと推考するが、米國には世襲的國王なく、選挙制に依りて大統領を選任せる其の政體の特徵的一端をよく右の聞書は示してゐると思はれる。尙、攝州濱田の彦藏なる者が天保七年八月榮力丸に乗組み遠州沖を通航中難破漂流し、米國船に救助せられ、米國に歸化してジョセフ、ヒコと改稱し、後九年を経て歸國、其後文久三年に自費を以て出版せる『漂流記』<sup>②</sup>には、又亞米利加合衆國の Senate を

國守の目鏡を以て人を選び國民の重立たるものに談判して是を定め其一部より二人を選んでセネターとす。と記してゐる事は大體、元老院 (Senate) は各州より州の大小に關せず、二人宛議員を選出して組織するものなる事を言ひ表はせるものであり、

又五萬人の人別より一人づゝ選で人民の總代となし政府に出しセネターと政事を評論して其國所につるて不便難澁なきやうに計ふ役あり。

とせるは House of Representative の構成を説明するものである。而して「此二役は亞國の政事を定むる泉源にして最も重要なり」とあるはとりも直さず Senate と House of Representative とに依りて構成される聯邦議會 (Congress) を紹介せるものである。而も本書が米國政體に就いて著しき特色を呈してゐる三權分立主義に關し初步的な紹介を試みてゐる事は一應注意す可き事柄であら

う。即ち聯邦會議と並行して執行機關たる内閣の存在を論じ、又司法機關の存在を論じてゐる。尤も立法、行政、司法の三權分立論を明截に理解してゐたか稍々疑問があると思はれる節もあるが、執行機關を

大統領の眼鏡を以て博識多才の者五人をゑらみセネターに談じ異存なければ其役を命ず。

とし、司法機關に對しては

公事裁斷是非を正して罪科を定め、大統領といへ共非分にあれば是を咎む。此役年限なき役の一ツなり。

と記してゐる所である。此等の漂流談は比較的良く米國の議會制度の特質を傳へてゐるものと云ひ得るであらう。例へば米國憲政の特徵である聯邦制度、國民主權的思想、三權分立の諸特徴は或程度以上の記述に説明されてゐる事を觀取し得るものである。尙幕府は前後三回に互りて海外に使節を派遣してゐるが、此等使節の見聞は間接に幕府方の議會制度論に重大なる影響を與へしものであつたと考へられる所である。例へば萬延元年正月十八日に幕府は外國奉行新見豊前守正興を正使とし、村垣淡路守範正を副使とし、小栗豊後守忠順を監察として米國に派遣したが、此等の者は何れも米國聯邦議會を親しく見物してゐた。例へば村垣淡路守の『遣外日誌』四月四日の條に<sup>③</sup>

午時にコンダレス館議事堂也に行の約なれば例の人々が案内して車に乗て七八町東へ行はコンダレス館に至る。

として詳細に其の内部の議事状態を記載し、隨行の外國方御用達佐藤秀長の『米行日記』<sup>④</sup>の四月

## 四日の條に

晝後より同行四人にて東北の方を遊行す爰に合衆國第一の高閣ありカピトル議事閣と云ふ其造營極て美麗也、中略、大議ある時は國中の官吏を此堂に集合せしむると云、中略、此官廳より普く合衆國の政令を施す。として米國の議會を見物した事を記録に止めてゐる。又、『異邦巡覽日記』<sup>⑤</sup>には

四月四日、晴、寒暖計七十九度、九ツ時役々一同議事堂へ相越し副統領其他役人え面會致す、中略、此議事堂之副統領始め諸役人數千人日々出席致、外國事務并國中政務之儀に至るまで集議致し決談之上副統領聞屈之由。

と記してゐる。正使新見豐前守の從臣、玉蟲誼の『航米日録』<sup>⑥</sup>の九月二十八日の條には

米國の法朝綱君位ヲ設ケス華盛頓立ル約也、部ヲ分ツ每部一正首領、一副首領、又ハ數部首領ヲヲキ、其部ノ兵刑賦稅黜陟ヲ司トラシム、又各部中一大統領ヲ立ツ、衆部ノ政事ヲ司トラシム、是ヲモリシテントクト云、又副大統領アリテ之ヲ助ク

として米國の州行政執行機關としての州知事 (Governor) 副知事 (Lieutenant Governor) を每部正首領、副首領の語にて表はし、又「モリシテントク」は勿論 President であつて、大統領を指稱してゐるものである。斯くの如きは實に彼等の見聞せし合衆國の行政機關の見聞記であるが、尙大統領、副大統領の選舉制を述べ、議員の被選舉資格を「議事閣選處ノ官亦年數アリ年三十二滿タサレハ其選ニ與カル不能」と記し、「會盟戰伐黜陟賞罰等ノ事衆ハ會議シテ其見ル處ノ多キヲ以テ決ス」として議會の決議事項及決議方法をも併せ説明した。彼が又「華盛頓府形勢」を論ずる場合に『海

國圖志』、『坤輿圖識』等の地理書を引用して自論の説明を助けてゐる事は、此等の地理書が如何なる程度に普及してゐたか、その一端を示してゐるものと稱する事が出來やう。又、萬延六年正月十三日に咸臨丸艦長として渡米せる勝安房の『義邦先生航海日記別録』<sup>⑦</sup>の三月十八日の條には「此夜プレシデントの官舎に行き會議事項を決するを見る」として、議事決議の情況を詳述せるが、此れは聯邦議會の記事ではないであらうと思はれるけれ共、おそらく加州々會の議事狀態を彼も親しく見學したのであらう。同艦にて渡米せし佐倉藩士田中彌五郎の弟永井吾郎の『永井吾郎より聞書』<sup>⑧</sup>を見ても「今にては共和政治といふて寄會治めの國なり」と記してゐる。以上は總て米國の議會制度を實見したる記事であつて、此の見聞記が幕府側に於て大なる參考となつた事は否定する事は出來ない<sup>⑨</sup>。更に進んで、歐洲の議會制度見聞記に對しては文久元年十一月に幕府は竹内下野守保徳、松平石見守康直、京極能登守高朗を使節として英佛魯蘭李葡の六國へ派遣したが、夫等の隨行員中、調役淵邊徳藏は竹内下野守の隨員として文久二年二月江戸を出發、英國公使オルコックの歸國に隨伴して遣歐使節を追ひ五月二日使節一行と倫敦にて會した。彼の『歐行日記』<sup>⑩</sup>五月朔日の條に佛國巴里の議會を見物せる記事がある。即ち

五月朔日、晴、巳時後卿導に伴れて議事堂に到る。數丈の高にして三層樓なり、中略、評論の席は中四にして三方に臨み高き級を造り毎級椅子并机を列し机上に筆墨を備ふ、中略、且衆人此堂に入りて評論を聞くこと自由な

りといふ。

と記載せるが、一行が五月二十四日には和蘭の議會を見物せる事は『官板海外新聞別集』<sup>⑩</sup>に見えてゐる所である。尙又同使節に隨行せる福地源一郎の<sup>⑪</sup>

歸府の上は同僚朋友は勿論一面識なき人にも争て余に向ひ扱歐洲諸國の形勢は如何西洋東洋の事情は如何と問ひて煩に堪へざる程なるべし、其時は何をか第一に話すべき、英國々會議事堂の事などは目撃したる我さへ解せざる位なれば逆も日本人には容易に分り難かるべし。

の懷舊談にも見ゆる如く、右の記事は彼が親しく英國國會を見學せる事を示すものと云ふ可く、又、歸朝後如何に幕府方の者が歐洲の情勢を知らんと欲せしかが、右の僅かな文面より歴然と看取されるであらう。又慶應元年閏五月には幕府は更に柴田日向守剛中を英佛兩國に派遣したが、其の從者岡田攝藏の『航西小記』<sup>⑫</sup>の十一月十二日の條には、英國議事堂を見學せる記事がある。即ち

議事堂は廟所の向側テームス河の邊りに在て内面の製作は金銀寶石を以てす。議事堂を二院に分つ一を上院と云ひ一を下院と云ふ、上院には宰相を初め重役等相集て事を議す、時としては女王も亦來る事あり下院は平人集りて事を議す、其議事に出席する人は國民の代人として議事ある時は此堂に來る。

其他は煩を避くる爲に總て詳略するも、彼等一行が英國議會を見たる事は、右の記事に依りて既に分明なる事柄である。尙其後慶應三年正月には、徳川昭武一行が、幕府の使節として渡佛したるが、其の隨員澁澤榮一の『英國御巡見日誌』<sup>⑬</sup>十一月八日の條には

議政堂はタイムスの川に瀕して廣大なる堂宇なり議事場ニヶ處に分れ其一は貴戚の向其一は諸民の決議する處也

として英國議會の組織を述べ「御越の節は議事最中なりし」と記せる事は、一行が英國議會に於て議事進行の最中を見學せし事を證するものと云ふ可きであらうか。以上は實際歐米の土地を踏んで其の國家の議會制度を見聞せる實例の二三を擧げたのである。既に分明なる様に、歐米に渡航せる者は多く幕府側の諸役人なりし事實は、幕府側の者の抱懷せし議會組織論が他の二派の者に比して著るしく實際的であり、且又進歩的なるものであつた事に反映してゐる。尙當時既に發行されてゐた<sup>⑭</sup>新聞紙が英米の議會制度の運用に就いて種々報導してゐたが、此れ亦我國の議會制度採用論に一つの強き示唆を與へてゐた事は申す迄もない事であらう。

右の外、外國人と接觸して其の國家の議會制度を聴き、以つて具體的に議會制度組織の參考に供せんと企圖してゐた者があつた實例がある。サトウの A. Diplomat in Japan の一節に<sup>⑮</sup>

“Next day the two great men came again……Our callers asked a great number of questions about the English constitution, just as Gotō had done, so that it appeared as if both parties were desirous of getting our advice.”

と記されてゐる。此の二人の人は永井玄蕃頭と伊賀守である。永井玄蕃頭はおそらく永井尙志であらう。然りとせば幕臣にしてサトウに對して後藤象二郎が爲したる如く、英國憲法に就いて親しく

サトウに質問せる者のあつた事實が明白となるのである。尙又慶喜がロッシユに依りて議會制度に關する種々の助言を受けてゐた事は周知の史實の示す所である<sup>⑭</sup>。斯の如く幕府側は書籍に依り、實際上見學する事に依り、又外國人との直接の接觸に依つて、夫等の國々の議會制度の存在を大體知つてゐたものであるが故に、幕府側の議會制度論は列藩會議的な議會組織形態を探るものであつたけれ共其の内容は頗る具體的且又實際的で秩序立つてゐたのである。けれ共議會制度を我國に移入する事について最も具體的且つ組織的にこれを知つてゐた者は西周助其人であつたであらう。西周助は我國最初の留學生として<sup>⑮</sup>、和蘭ライデン大學に於て法學を研究し、和蘭の議會制度を研究すると共に、英國の議會制度を相當詳細且正確に、學問的に知つてゐた事實は、彼が慶喜の間に對して提出せる『英制略考』の存在する事に依りても推考される。『英制略考』の内容は彼が慶應三年春頃京都に於て書ける『立憲君主制と聯邦制度との利害及中央集權論』の内容と共に今日尙不明に屬するものであるけれ共、次に述ぶる彼の「列藩會議に關する上書」及び「別紙議題草案」の内容を検討する事に依りて以上二書の内容が必ずしも程度の低きものならざりし事を了解する事が出来るであらう。

- ① 大日本古文書、幕末外國關係文書之三ノ一七九。
- ② 文明源流叢書第三ノ一五一以下。特に一七二以下、漂流記餘話。

- ③ 遣外使節日記纂輯一ノ一〇三。コンGRESSは聯邦會議の Congress である事勿論である。尙 The First Japanese Embassy to the United States of America, 1920, 479, 109 p. 134 p. 等を參照。
- ④ 同上遣外使節日記纂輯一ノ四四三。
- ⑤ 寫本、萬延元年幕府遣外使一行日記の副題あり。
- ⑥ 大本一冊寫本、安政七年新見小栗等紀行、全とあり、尙本書は文明源流叢書第三に收められてゐる。
- ⑦ 遣外使節日記纂輯卷二ノ九一以下。
- ⑧ 寫本「萬延元年正月十九日出帆金川威臨丸」とあり。
- ⑧<sup>a</sup> 米國の議會制度は我國に大なる影響を及ぼさんとした事實を想起す可きである。尙 W. E. Griffin, Verbeck of Japan, 125 p.
- ⑨ 遣外使節日記纂輯卷三ノ四六。
- ⑩ 日本使節巡行紀事、洋書調所譯壬戌八月刻「日本使節はホイテンホフといへる處にて和蘭の外國掛り執政役と會合談話せんとて二十一日二十二日の兩日共夕刻に至りて使節其外同勢三輛の車に乗りて此役所に行きたり。二十一日には使節等議政上院と議政下院上下院共に政事を論議する役名の二部屋に暫くつゝ留り居たり。」とある。
- ⑪ 懷往事談、九二。
- ⑫ 遣外使節日記纂輯、卷三ノ五一九。
- ⑬ 濫譯榮一滯佛日記、四七一。
- ⑭ 例へばバタビヤ新聞卷一、卷十一等。尙續再夢紀事三ノ二〇九參照。
- ⑮ E. Satow, A Diplomat in Japan, 293 此の事實は慶應三年十二月三十日の事である。
- ⑯ 例へば淀稻葉家文書、第二ノ二一六以下。尙、徳川慶喜公傳三ノ四三六、八ノ三以下。
- ⑰ 和蘭に於ける日本最初の留學生、幸田成友博士、和蘭夜話八一以下。尙、夷匪入港録一ノ一六以下。

此處に於て吾人は幕府側に於て最も組織的な議會制度論を有してゐたと考へらる西周助の議會



制度論の内容を検討す可き處に來たと思ふ。西周助の抱懐してゐた議會制度論は「西周助列藩會議に關する上書」①及「西周助上書別紙議題草案」②に依りて其の全貌を見るを妥當なりと信ずるのである。彼は其の「上書」に於て「別紙議題草案」に提言する政府の組織、議會制度は如何なる根本原則の上に設置する可きであるかを論じて「頓ニ郡縣之制③ニ復シ口分職田之法を興さんと欲候者三歳之兒童茂萬ニ一可無之ヲ存候義故從來より設置されある藩治制封建制度は其の儘維持して、此の上に議會制度を樹立し、此の議會制度に列藩會議の形態を採らしめんとしたのである。併し乍ら

又家臣等申立候洋制斟酌之義ニ就而は實ニ見鳥求炙之論ニ而彼邦々國家制度之義は數百世ヲ經數百人ノ碩學賢哲之思慮ヲ積候而今日盛衰ニ馴致致候義ニ有之候得は其學問ヲ心掛候者ニ而茂悉くは其要領ヲ領會仕候事難義に有之然ル處只今強ク其外形而已ヲ倣候とも實地上之便不便利害得失之所審ニ無之其肯察ヲ失候而は獨縁木求魚之譏而已に無之却而畫虎類猫之拙策と茂被レ存候義ニ御座候

數百年の歴史的沿革と、幾多の研究の結果に依りて形成されたる外國の議會制度を、單に其の外形をのみ觀察し而も其の國の國內的諸事態、換言せば歴史的沿革を考慮の上に置かず皮相的に摸倣する事は採る可き策に非らずと論じて彼は獨自の見解に基きて先づ第一に「會議之仕法御講究」、第二に「新規御制度之大略豫め御腹稿相立條義」を主張し、第二の新規の御制度を更に禁裏之權、

政府之權、諸大名之權の三つに分つたのである。彼は一應、かかる計劃を三權分立の思想を根據として定置したのであるが、斯の如き事は當時何人の議會制度論に於ても明瞭に此れを看取する事の出來ぬ點たると共に、西周助の列藩會議的議會制度が、法學的に考へても當時としては極めて高度のものであつた事を示し、彼の議會制度論の一特質をなしてゐるものである。西周助は「西洋官制」に於ける三權の分立を法を立候權、法を行候權、法を守候權として示し、

法を立候權は法を行候權と又法を守候權は無之、法を行候權は法を立候權と法を守候權とは無之、法を守候權は法を立候權と法を行候權とは無之、三權共皆獨立不相倚候故、私曲自ら難行、三權各其任を盡候事

と論じてゐる。併し彼は直ちに此れを其儘形式的に繼受せずして我國獨自の歴史的淵由に基いて發達し來りたる當時の行政組織の實態を考慮に入れて「右三權之別此方ニ而從來一手ニ出候事故、今俄ニ是ニ倣候義は難相成義」であるから「姑く右洋法ニ準シ」「議政院は全國立法之權と相定め、公方様政府は全國行法之權と相定め、守法之權は今暫之所、各國行法之權内ニ兼候事」とせんとした。換言すれば政體は二權分立主義に依りて組織され、司法權は中央政府並びに各藩政府に分轄附屬せしめんとしたのである。此の見解は後に到りて明治政府も實際上に於て採りし所であり、且又伊藤公も義解に④於て

三權分立ノ説ハ、既ニ學理上及實際上ニ排斥セラレタリ。而シテ司法權ハ、行政權ハ、一支派トシテ、均シク、君

主ノ摠攬スル所ニ屬シ、立法權ニ對シテイフトキハ行政權ハ、概括ノ意義ヲ有チ、司法ハ行政ノ一部タルニ過ギス。

と明截に此の見解を有權付けた。斯の如く西周助が司法權を行政權に隸屬するものと定則した事は頗る注目に價する處である。更に彼は完全なる藩治制封建制度の現状維持の上に、以上の如き「議政院」及「公方様政府」を設置する事を原則として

土地經界之儀は現今之通たるべき事、一禁裏御領内、公儀御領内、諸大名封境内之政事は、議政院ニ而立候法度ニ關からざる事は、其主勝手ニ取治むべき事、一兵馬戰艦の權は、公儀御領は御領限り、諸大名封境内は境内限、自國防禦之爲、入用丈之數を備候事、其主勝手たるべき事

其他二項の事柄を定律してゐる。けれ共、彼が斯の如く諸藩の包括的なる實力を認むると共に、其の領内に行政權の存續する事を完全に認容した事は、建てらる可き議政院及政府の實際上の機能を著るしく減殺するものであるが、從來の藩政の機構を其儘認容する建前に於て、換言せば從來の政治形式に大なる變革を與ふる事なくして、議會制度を採用せんと欲せば列藩會議の形態を採らざるを得ず、其の結果、斯の如き原則が必然的に採用されざるを得なかつたのである。斯の如く陸海軍の編制及統帥の權は各藩主に夫々自主的に認めたが、ただ「臨時兵役は議政院並ニ公府之會議ニ而相定へべき事」としてゐる。

扱て彼が組織せんとした議政院及政府に共通なる政治的特質は、先づ屢々述べた如く、舊制度的

藩治制封建制度を維持存續せしめんと努力した結果、列藩會議的議會制度の採用となつた點にある。即ち藩治制封建制度を維持して其の上に具體的に議會制度を樹立せんとせば、列藩會議的形態を採らざるを得ない事とならう。併し更に其の内容を以下の如く、仔細に検討せば列藩會議的議會組織は實は巧みに舊將軍の完全なる實權下に組成されてゐる事が目に着くであらう。換言せば、西周助は先づ禁裏之權を定めて朝廷を舊幕府時代に於ける如く單なる「精靈の君」とし奉り、此の事に依りて尊皇論を熱烈に唱ふる一派が、天皇御親政、神武復古の目的に邁進せんとする勢力を阻止し、他面、「政府」に強大なる實權を賦與する事に依りて現實に諸大名を統御せんとしたのである。然らば先づ彼の樹立せんとした新規の制度の腹稿は如何なるものであつたであらうかを、検討せねばならぬ。新規の制度は國家組織の大權を禁裏之權、政府之權、大名之權に三大別する事は既に述べた。禁裏之權は第一鈐定之權。第二紀元之權、第三尺度量衡之權、第四神佛兩道之長たる權、第五叙爵之權。第六高割兵衛を被爲置候權。第七大名ノ貢獻之奉被爲受候權の七である。此等の内、最も行政上實際的に重要なる意味を有してゐる鈐定之權も

議政院ニ而議定致候法度も政府に移し、政府ノ禁裏に上り、鈐定を可受事、但し異議は有之間敷事、右鈐定相濟候上、再び政府に下り、布告ニ相成申へき事。

と定め禁裏と議政院との直接の連絡を遮斷すると同時に、禁裏は法令裁可の否認權を有し給はざる

事としてゐる事は極めて注目せねばならぬ點である。尙、第六高割兵衛を被爲置候權の中に

總而右兵衛之外、山城之國內ニは、壹人ニ而も兵仗帶携致候は出入禁制之事、是は關門を置相改め候事、諸國ノ之使者も皆兵仗を解き、關門内は總而素袍等相用候事

と規定する趣旨は、當時の殺伐なりし實際的世情に依りて定められし事極めて大なりしものであるとはいへ、又大名と禁裏とが相聯合するを避けんとする意圖に出でてゐる事は明白である。其他の紀元之權以下の諸權は實際行政上に大なる意味を有さないものである。而も尙其の禁令の項に「公卿殿上人は山城國外出不叶事、或は此義勝手次第たりとも、御領外ニ而は其權平人ニ均き事」として、公家の留任移轉旅行の自由に對しても、制限的規定を附加せんとした。此れ要するに有名無實の諸權利を認めて禁裏を政治圏外に置かんとする意圖なりし事は頗る明瞭であらう。此れは又尊皇論に依りて幕府を打倒せんとする薩長等の計劃を根本的に破壊せんとする目的にも出てゐると考へられる。然るに次に定むる政府之權に對しては行政權と司法權の一部とを兼有する全國の「公府」として大坂に組織されるものであつて、甚だ強大なる實權を握有した事は以下列擧するが如くである。即ち、第一に「全國之公府は公方様即ち徳川家時之御當法を奉尊奉、而是か元首となし行法の權は悉く此權ニ屬候事」第二に「内外之政令御沙汰等ニ大君と可奉稱事」。第三、「大君は行法之權の元首と立て公府を於大坂被爲開」、諸官僚を任命して「天下之大政を行ふ」。第四、「全國

上公府ニ關候實詞黜陟政令法度は皆大君之御名を奉候而、公府各部之宰相相行之事」。第五、各府宰相は議政院より選出せる三名の内より大君一人選んで任命す。其黜陟權は大君に專屬する事並びに其他の各府の官僚の任免權は大君に在る事。此れ等の官僚は「今迄之通萬石以上以下大小名、其器ニ當候者」より選任す。第六、大君は「上院列座之總頭」として兩院會議に於ては「一堂ニ之權」即ち一票を以つて三票に當る投票權を有する。第七、下院解散權を有する事等が其の重要な權限である。以上に依りて既に明瞭なる様に、徳川家は行政權及び行政權内に解消せる司法權を兼有し、更に立法權に於ても極めて有效なる實權を掌握して事實上、三權は一身に集中せるが如き外觀を呈してゐる事が看取され得るのである。法令は「大君」の尊稱の元に於て發布され、官僚任免權に對しても獨占的にして且實際的なる權利を有してゐる。又内閣は、即ち公府の官制は五府より組成される。全國事務府、外國事務府、國益事務府、度支事務府、寺社事務府であつて、各府の大臣は宰相一員に依りて統轄されるのであるが、仔細に此等の組織を検するに、これは當時の幕府の組織其儘の踏襲であつて、其の名變りて其の實同じきものであつた。全國事務府は「大目付之職其儘ニ而」全國に關する國內的事務を管掌し、外國事務府は「當時外國方其儘」、即ち外國奉行の職掌と何等の實質的變化なく、國益事務府、度支事務府はこれ亦勘定奉行の管轄する所を兩分したるに過ぎず、寺社事務所は「寺社奉行其儘」であつた。彼は尙、學政事務府を設置せんとしたが、此の事は後日

に延期してゐる。要之、中央政府の組織が幕府の組織を其の儘に採用したものである事實に徴しても、彼の意圖したる官制改革の性質は如何なるものであつたかを推知するに足るものがあらう。即ち全く舊制度的内容を、新制度的外装の袋に盛つたものである。換言せば古き酒を新しき器に盛つた様なものである。此れ彼が當時占めてゐた地位の然らしめた結果であらうと考へられるのである。然らば議政院之權は如何なる内容を有したか。議政院之權は大名之權として規定される。彼が「大名之權即ち議政院之事」とした言葉自體に端的に且又明截に彼の考慮してゐた議會制度が如何なる特性を具有す可きものであつたかを表示してゐるものではなからうか。申す迄もなく、此れに依りて議政院は大名より組織される事、換言せば列藩會議的議會制度なる事、更に支配階級に依りて組成される議會なる事を示してゐるものでなくて何であらう。議政院は上院下院の二つの合議體である。「上院は萬石以上大名列席」「下院は藩士壹藩壹人宛、其藩上下總名代之名目ニ而證書調印相濟候上、院列ニ列し上院同様法度議定之事」而も下院の議員選出權は「其撰任は其藩主ニ任せ」とある如く、全く藩主一個人の意思に在り、且「輿論ニ叶候輩」換言せば藩論を代表する能力ある者を下院に送る事としてゐる事は甚だ注意す可き事項である③。而も上下院共に「全國ニ關り候法度評議之上決定致し」、大君の名に於て各府行政宰相が「日附斷書無之分は即刻」全國に發布すと規定するのは、議會制度の本質を誤らず且全國に關聯ある立法權は議會のみに專屬し、禁裏及政府が形式的

に拒否權を有する事なく、法律は議會の議決に依つてのみ成立すとしてゐる事を示してゐる。此の點より三權分立の思想が可成り強く彼に働いてゐた事を看取し得ると思はれる所である。尙彼は「上下院共會議所別ニ有之候とも一體之者之事」として上下兩院を以つて一個の議政院を組織する事を明定し、既に述べた立法に關する議會の權利と共に、豫算議定權をも議會に賦與し、「年々歲終ニ明年之額相定め、中略、議定之通度支府ニ而取立」るもので、其の割合は禁裏御料を除く他の幕府領、大名領より高に準じて差出す可きものとする。以上の事項は何れも彼が更に「右會議ニ而致論定候ケ條大綱」に於て規定する所である。此の内容を列記せば、第一天下之綱紀制度、第二公府高割稅入之多寡(豫算議定)、第三臨時の大評議(内外に對する宣戰、講和、同盟)、第四外邦交際之大法(外交事項)、第五全國え關り候市井令、刑罰令、商賣令、兼而は違犯告訴之令、議定之事(即ち全國的なる民法、商法、刑法、民刑兩訴訟法等の立法事項)、第六公府に係候各部之條令、就中國益事務府ニ屬する貨幣令、並諸般雜令等議定の事(所謂今日の閣令省令等及び其他行政上の諸法令)、第七各藩領内の失政裁判權等である。此等の内特に注意を喚起したいのは第一項の「天下之綱紀制度」の意味である。彼が此れを如何に解してゐたかは明瞭でない。併し自分は此處に於て後世の所謂憲法的な法を制定せんとする場合は議政院の議決を経るを要すとする意味を含ませてゐるのではなからうかと想像してゐる。何となれば第五、第六に於て議政院が包括的に立法府たる機關

であると定めてゐるから、此の外に存在する天下之綱紀制度とは、より根本的な法律制度を意味するものであると考へて良い様に思はれるからである。果して然らば維新以前の議會制度が總て憲法政治とは離れた形態に於て考慮されてゐたに反し、明治期に入れば多くの議會制度設立論は憲法制定の當然の歸結として存置される可きものと考へられる様になつた其の兩期の中間的時期に於ける過渡的な形態として、西周助の議會制度論を見る事が出来よう。これは勿論列藩會議が憲法の制定に先んじて問題視された爲である事は云ふを俟たざる所であるも、彼が若し憲法政治を採用したる後、その當然の歸結として議會を設立すべきものと考へてゐたものとせば、彼のかかる思想を現實に實現せんとすれば、列藩會議の形態となり、かくして又「天下之綱紀制度」が議政院決議事項の第一に當るものとして掲げられる事とならう。尙又、議會が國の立法事業に就いて直接參與する權限を有することが、苟くも議會制度が設立されし根本的な原則であるが、彼は議政院に、假令其の立法に關する權限の範圍は不明であるとしても、よく立法院としての權限を與へてゐる事は注意すべき點であり、之と相並んで更に又財政に參與する權限をさへ賦與してゐる事は彼の抱いてゐた議會に對する認識が頗る明確なるものであり、且進歩的なものであつたといふ事を推察せしむるものであると云はねばならない點であらう。

要之、彼の議會制度の特質は次の數點に歸する事が出来やう。先づ公卿階級が二院の何れに於て

も何等の議席も與へ居らざる事、換言すれば純然たる武家階級を構成要素とする議會を採用する事に依りて、擡頭し來る公卿階級を全般的に政治圏外に驅逐し、所謂尊皇論を以つて打倒幕府に進む反幕府の分子を無力化せんと意圖した事。他面又、庶民階級の參政權は完全に阻止されてゐる。此の理由に就いては彼は

洋制ニ而は人口之多寡ニ準し、總代差出候例ニは有之候得共方今封建之治ニ而、左様も相成不申、且百姓町人も未タ文旨之時ニは、左様相成兼候間

を理由としてゐる。故に當然に彼は「封建之政治」を認容し、此の上に議會制度を樹立せんとしたものである事は明白である。若し列藩會議のイデオロギイを其儘採擇して議會制度を樹立せんとせば、公卿、庶民階級がこれより締め出されるのは寧ろ當然の結果である。我國の維新以前に於ける議會制度採用論は、總て歐洲に於ける様に等族會議の發展形態として「成長せし議會」ではない。換言せば別個の社會的集合 *Social status* を有する集團・即ち共同の政治的利害を有する階級の代表者が組成した議會ではなくて、公議政體の輿論が反幕府的諸藩に利用され、打倒幕府へと導かれることの陰謀を防止する爲、幕府の當局者、或ひは少くとも幕府に好意を有する者に依りて、「作成された議會」である。而も公議政體の輿論は列藩會議の形態を採つて、既に現實に發生してゐたから、此の現勢が其の儘議會制度の組立に反映してゐたのである。かくて組成された列藩會議的議

會制度は一般國民の總意の反映したるものとして把へる事の不可能なるはもとより當然の事である。彼亦明瞭に「方今封建之治ニ而」と藩治制封建制度を是認する態度に出てゐるのである。封建制度の解體したる後に於て、初めて其の上に議會制度を樹立せんとする様な思想は少なくとも維新以前には存在しなかつたと思ふ。文久二年に竹内下野守一行の遣歐使節に隨行せる福澤諭吉が、獨逸聯邦の如く、列藩を其儘にして、其の上に議會制度を組織せんとした思想は、當時に一貫する一般的な根本思想である。藩治制封建制度の維持存續自體は徳川家自體の存續を意味し、更に又列藩會議の巧妙なる利用に依りて幕府自身の強化をも策し得るのである。西周助の議會論の眞諦は正に此處にあつたものであらう。

次に公府を大坂に開く事は政治圏外に驅逐されたる禁裏並に公卿階級の政治的策動を監視する爲めに、極めて必要であつたであらう。又上下兩院に全然選舉制度が採用されなかつた點、「大君」が列座の總頭として一當三之權を有した事は、議政院の完全なる機能を阻害する事頗る大であり、行政府が立法府に強き干渉權を有する事となる。而も藩領内の行政は徳川領内の行政と共に、包括的に「全國之公府」の干渉外に置かれるのである。此の全般的組立は又大政奉還後の構造として組織付けられてゐる事を看取せねばならない。此れは「上書」に

頃者一二雄藩時務之策を奉り併ニ其家臣共蒙召對候而建言仕王政復古併ニ洋制斟酌等之義相唱候處遂ニ祖宗櫛

風沐雨之天下ヲ以一旦舉而王家に被爲歸候段臣子之分ニ在而痛哭失措不<sub>レ</sub>過之義ニ御座候

とあるに依りても極めて明白であらうか。併し大政奉還後に於ける幕府の實權は依然として徳川家の掌握する所たらしめんとした事實は、右の西周助の諸計劃にも明示されてゐる所である。福地源一郎が小栗上野介に對する建白書にも④

畢竟は朝廷を奉戴して國家統一の政令を施されんが爲にこそ二百七十年以來の幕府政權を奉還せられたるなれ安ぞ薩長及び公卿の私有たらしめんとて奉還する事やはある。依て將軍は自から禁裏に參内あつて公卿諸侯諸藩會議の制度を立て御自分その大統領と成て差圖を下し玉ふべし。然る時は事すべくよく行はるれば大政返上の目的を達すべく事行はれざる時は那破嵩が佛國に於ける如く名義は大統領にて其實は獨裁の權を掌握し玉ふべきなり。

と明瞭に書かれてゐる。

斯の如き特質ある西周助の議會論は尊皇佐幕派たる越前土佐兩藩と如何なる點に相異を表はしてゐるか。其の相似たる點は幕府方、越前土佐兩藩共通して大政奉還論の上に（尤も幕府方は西周助及び以後の二三の者の説以外大政奉還論は明白に議會制度の上に於てゐない。）列藩會議的議會制度を採用せんとする點に於て軌を一にしてゐるのであるが、公

卿階級を幕府側は完全に政治圏内より驅逐せんとするに反し、越前土佐兩藩が公卿階級を上院に列せしめんとする點重大なる相違點を存してゐる。此の幕府側並びに越前土佐兩藩との相違點に幕府の存亡に關聯する、實は重要な契機を藏してゐるのであると同時に、幕府、越土兩藩各自の當時に於ける立場を明瞭に又特徴的に示してゐる點である。けれ共、幕府方越土兩藩が以上縷述したる如

く、議會制度を列藩會議の形式に於て採用する事について具體的に計畫してゐたるにも拘らず、所謂勤皇派たる薩長兩藩方に具體的に組織付けられたる見る可き議會制度論を有する者なかりし理由は何故であらうか。抑々皇政復古、大政奉還論は公議政體の輿論の波に乗じて愈々培はれ其の具體性を有して來たのであつたが、併し薩長二藩の目的は幕府の失政を攻撃する事に依りて自藩が政權に參與せんとし、而して幕府の失政攻撃を公議政體の輿論に乗じて唱へ以て打倒幕府を終局的なる目的として意圖してをつたのであつた。然らば公議政體論を採用せる幕府側の組織的なる議會論が何故採用される事がなかつたか。又越土兩藩の議會制度が何故採用されなかつたか。夫れは前者が完全なる公家階級排斥の下に、徳川家中心の議會制度なりし事が勤皇派の排幕思想と根本的に背致する點にあり、又後者が依然として徳川中心の議會制度論なりし點に於て、現實に當時の政情に妥當し得なかつた事に存在してゐたものであらう。併し自分は斯の如き議會組織が到底採用され得なかつた理由は、勤皇論の擡頭に乗じて發生せる皇政復古を完全に達成さする爲には、徳川家が實際上の政權を掌握せる事態が存在する事は、勤皇論者の認むる能はざりしに依る根柢的なる理由にあつたであらうと思ふ。それと同時に又、他面、倒壊せんとする幕府制度を議會制度の紛裝に於てこれを維持せんとした矛盾、其の事自態（夫自體がやがては封建制度の崩壊を意味したのであるけれども）にも在つたのであらうと思ふ。斯の如き一般的趨勢は具體的に慶應三年十二月九日の會議に表

はれ、平和的皇政復古派たる土佐藩は、完全に武斷派たる薩長に壓倒されたのである。此處に於て徳川慶喜の辭官納地となると共に、幕府側の議會制度樹立に對する努力も亦一抹の水泡に歸し、薩長二藩を中心とする政府の組織となつたのであつた。かくて薩長二藩は後に到りて自藩を中心とする所謂藩閥政府を組織したが、此處に明治以後遂に民選議院設立の建白書に關聯を有する諸多の憲政運動勃興の素地が潜んでゐたのである。實に明治期に入つての立憲運動は打倒藩閥政治の特質に於て理解する事が出来ると思ふのである。

以上は極めて概括的且粗笨ではあつたが、我國に於ける議會制度採用の過程を一考したつもりである。繰り返す迄もなく、英米二國を中心とする資本主義の極東への經濟的進出が我國に對する開國強要となつたが、既に實權の失墜せる幕府が此れに對して列藩に開國是非の藩論を求めた、其の事が既に勃興せる尊皇論に、具體的なる公議政體論を連關せしめ、これが輿論として天下を風靡し、此の輿論に乗じて展開される薩長二藩の政權への參與要求の運動は、武力的皇政復古論に轉じていつたのであつた。他面幕府は舊制度的組織の裡に列藩會議を併置する事に依つて、公議政體の輿論を緩和すると共に、從來より有し來れる政權を持続せんと策したのであつたが、抽象的に輿論化する公議政體論に具體性を賦與する手段として英米二國を中心とする諸外國の研究の結果、得たる夫等の國の議會制度の知識が用ひられたのである。併し議會制度は諸外國に於ては原則として三

權分立の思想の基礎の上に建置されたものであつたが、我國に於ては既に列藩會議論が発生し、能ふ限り早く此れを具體的に組織付ける必要に逼られし爲に、憲法制定の必然の結果として議會制度が樹立されるものとは看取せず、直ちに皮相的に議會制度其のもののみを採用する事に依つて列藩會議的議會制度の樹立を早急に實現せんと意圖したのであつた。此の見解に對して、西周助の見解は確かに卓越せるものである。けれ共彼の列藩會議的議會制度自體に含まれてゐた反尊皇論的機能は、もとより薩長二藩を中心とする勳皇派の容るゝ所とならず、極めて組織的なる彼を中心とする幕府の議會制度論も幕府の倒壊と共に、排斥せらるゝ結果を招いたのであつた。越土二藩の中間的議會制度も亦、土佐藩の奮闘にも拘らず、其の本質に於て薩長と對蹠的な要素が存在した爲に、廢棄を餘儀なくされたのであつた。自分は以上に於て此等の過程に就いて議會制度の思想が如何なる過程を経て我國に移入されたかを考察し、各藩の議會制度が如何なる特質を有したかを一應検討したと思ふ。薩長二藩の當面の目的は打倒幕府にあつた故に、政權掌握後は公議政體思想は一時あまり重要視されなかつた。其の契機に於て藩閥政府に對する攻撃としての自由民權運動が発生する因素が存在したものと考へられる。爾來、議會制度採用の論は憲政運動と不可分の關係に於て發展せるものであるが、此の點に就いては自分は此處には述べず別論にて自分の意見を展開し度いと思ふ。

① 江戸、第二ノ四。

② 明治二年三月廿四日發行の六合新聞第二號には「封建」を「たいめうじはい」と訓じ、「郡縣」を「てんでうじはい」と訓じてゐる。尙明治新聞第二號も参照。

③ 同上、三ノ一。尙、彼の議事院開設の意見は伊達宗城在京日記、五四八。西周は當時西周助と稱してゐた。其の傳記は森林太郎博士の『西周傳』がある。元老院勅任官履歷書には東京府士族とある。

④ 國家學會藏版、九七。

⑤ 新聞叢書、四三二を見るに、「一諸藩より一藩之通論を取極名代人を指出し其議論と其處置と決して相違せざる様いたし一己之私論を禁ずべき事」とある。此れ慶應四年幕府に於て眞面目に論ぜられし所であるが、右の趣旨にも見える様に、當時の議會制度は極めて明瞭なる藩論代表的議會制度の形態を採つてゐたものであつて、今日の所謂議會制度の性質とは其の本質に於て極めて相違せるものであつた。

⑥ 懷往事談、一五九。

⑦ The Capital of the Tycoon, A Narrative of a three years Residence in Japan, Sir Rutherford Alcock, 1863. London, Vol. II, 276 p. ... But the hour seems approaching when even this Japanese stronghold of medieval and feudal institution must disappear before the everadvancing tide of European invasion and civilization....



## 一 サトウの『英國策論』の意義について

サトウ (Sir Ernest Mason Satow, 1843-1929) が慶應三年頃に『英國策論』なる一書を我國に於て公刊した事實は後考する様に先學に依りて既に明白にされてゐる事柄である。此の『英國策論』は實に維新變革の當時に於ける英國の對日政策の特質を最も端的に表示せる一小冊子であるが、自分以下少しく此の一小冊子が幕末混亂期に於ける列強殊に英國の對日政策の裡に在りて如何なる位置を有す可きものであつたかに關し、若干の考察を爲して見度い。幕末期に於ける英國の對日政策の動向と其の特徵的性格を觀察せんと欲せば、英國と拮抗し夫れと常に對立的な對日政策を堅持した佛國の對日政策との比較に於て考究するのが最も妥當であり、かく企つる事に依りて英國の對日政策、更に廣く十九世紀に於ける英國的外交政策の特徵性の一端を明白に把握し得るであらうと思はれる。故に以下少しく幕末外交史上に於いて英・佛兩國が疾風怒濤の坩堝にありし、當時の我國を舞臺として如何なる外交政策を終始堅持し相抗争してゐたかに就いて其の輪廓を考察し、而して本論に説かんとする『英國策論』の持つ意義に言及し度いと思ふものである。

先づ佛國は其の極東政策に於て常に英國に一籌を輸してゐた。殊に英國は後述する様に、我國の

貿易の大半を遮斷してゐたのであつて、例へば文久三年の神奈川に於ける全輸出入貿易額は三百四十四萬九千六百四十九磅なるに其の内英國は輸出入總額二百七十八萬五千二十二磅であつたに比し、佛國の輸出入總額は僅かに五萬六千九百六十五磅にして英國と比較せば其の1/30以下に過ぎなかつたのである①。斯の如き佛國の對日貿易の劣勢を挽回し以て自國の勢力の伸張を計らんとしたのは佛國の本邦駐紮全權公使ロッシュ (Léon Roches) であつた②。ロッシュはドウ・ベルクール (de Bellcourt) の後任として元治元年三月二十二日に我國に着任し、老中と會見して着任の挨拶を行ふてゐるが、彼は着任後ナポレオン三世の意を受け、東洋方面殊に對支貿易に於て完全に英國に優先せられた趨勢を回復する爲めに、開國後時日尙淺かりし我國に於て自國の勢力を擴張し、以て東洋方面への飛躍の足場として我國を利用せんと策したのであつた③。かくて彼は先づ英國が自國の對日貿易をのみ擁護する事に汲々とし京都の朝廷に對しても江戸の幕府に對しても嚴正的中立策を探れる其の日和見的政策に乗じて、明らかに幕府支持の方針を執り、衰頹にある幕府を強化する事に依りて以て英國を我國より驅逐せんとしたのであつた。ロッシュは着任後、元治元年十一月十日に勘定奉行小栗上野介忠順、目付栗本瀨兵衛④が彼に對し製鐵所及び船渠の起立方策を相談せしを奇貨措く可しとなし⑤。同十二月九日に老中水野和泉守忠精、阿部豊後守正外、諏訪因幡守忠誠、若年寄酒井飛騨守忠毗、勘定奉行小栗上野介等と忠誠の邸に會し、横須賀製鐵所建設の事を協議し

た⑦。而してロッシェは横須賀製鐵所首長に佛人技士ウエルニー (François Leon Verry) を推舉し、彼の下に於て換言すれば佛國の勢力下に於て經費二百二十萬法當時通用貨なりシメキシコ銀に換算すれば大略三十七萬弗を以て其の建設に着手したが尙、同年十二月に加農砲十六門の鑄造の依頼を引受けると共に⑧慶應二年七月には小倉に於て老中小笠原壹岐守長行との間に船舶武器の供給に關する約諾を爲してゐるのである⑨。又彼は幕府陸軍の近代化の爲めに佛人シャノワン (Jules Charoine) を推輓し⑩、慶應三年五月六日には幕府陸軍總裁大給縫殿頭乘謨松平乘謨はシャノワンに陸軍教師二十七人の増聘を依頼してゐる⑪。殊にシャノワンは幕府陸軍を佛國兵制に則して近代化する事に盡力し歩・騎・砲三兵の訓練に努めし事は『明治前記』等の諸文献の記す如くであつた⑫。ロッシェがウエルニー及びシャノワンを極力推薦せる事實は慶應三年二月八日に大坂城中に於て老中板倉伊賀守勝靜、同格松平縫殿頭乘謨と對話せる内にも⑬

陸軍の人員并大砲何々を爲持可然哉、皆教師御相談局外ものニ關せしめず、教師シャノワン陸軍の諸器械之價等分明ニ相心得居候間、不正之人に被欺候様之事決而無之候。

一教師へ御相談相成候ニ肝要之事御座候

教師シャノワン御國を愛する情深く、可相成丈御手敷を不懸様いたし度と、何事も控へ目ニ遠慮致し居候間、十分無遠慮踏込可申候、舊習ニ拘らず斷然御執行被成候間、無腹臆可申立旨御談可被成候

といひ、又

一海軍は不幸にして私ニ屬不申候、併海軍不可缺ニ製鐵所は引受取扱申候、製鐵所ハウエルニー陸軍ハシャノワンを首長ニ被成御委任可被成候

一極秘ニ申上候、佛本國の軍艦へ御國恰利之生徒を載置、修業せしめ置かれ候ハ、英之傳習年限相滿候頃ハ、是を教師と被成、繼年季ニ而英の御頼ニ不及、自ら海軍陸軍登換ニ貫き御都合可相成候

と述べて明白に表はれてゐる。右の意はウエルニー及びシャノワンを極力推薦する事に依りて佛國の勢力を幕府の内部に深く扶植伸張し、更に又海軍總裁稻葉兵部大輔正巳が幕府海軍の建設方を英國に依頼せるを、あはよくば英國の手よりこれをも佛國の支配下へ奪還せんと策動せしものである⑭。實に慶應二年に幕府が佛國に注文を發せる兵器は「元込銃一萬挺、エンヒルト形小銃五千挺、加列印五千挺、ムスケットン大砲千挺、騎兵ムスケット銃四百挺、短銃、歩兵隊裝具二萬五千人分、騎兵隊裝具五百人分等。」と喧傳せられ、明治政府が其の代價支拂債務を繼承した時に其の仕拂殘金三百三十三萬八千七百五十法に上ると稱せられた位であり⑮、又當時の新聞紙、例へば『萬國新聞紙』第三號には「佛蘭西國。日本政府の爲に「トローン」地名にて鐵造の軍艦を製す。此戰艦は「フリゲート」艦名になり、六門の巨大砲を備ふ。此造艦の價大凡五十六萬圓といふ」とも傳稱せられてゐた⑯。以上の様にロッシェが、特に斯の如く幕府の陸海軍の強化策に腐心した事は申す迄もなく、虚心坦懐に我國軍の建設に協力せんとせしものでは毛頭なく、幕府の反對勢力を此の武力を以て打

倒し、以て自國の勢の擴張を計り、従つて又當時漸く明瞭に薩長との親交援助を策し此れに依つて佛國の勢力を壓倒せんとしてゐた英國の計畫を根本的に覆し、其の勢力を我國より驅逐せんとするものであつた事は明らかな事柄であらう<sup>①</sup>。彼は恰も慶喜の絶對なる信賴を得、此の事は、彼の計畫が着々として實施に移された最も重要な原因を爲してゐるが、幕府部内に於ても小栗豊後守忠順、栗本安藝守鯉、平山圖書頭敬忠、山口信濃守忠教等外交の衝に直接當りし者の内には親佛的態度を持してゐた者もあつたし、慶應三年六月二十四日には若年寄京極主膳正高富、同川勝備後守廣運、同並平山圖書頭敬忠、御目付瀧川播磨守具知、等は親しくロッシェを訪問し、國內事務取扱に關してさへ外國人たる彼の意見を聽く所があつたのである<sup>②</sup>。斯の如く幕府内部の樞要なる地位を占むる者の内に親佛的態度を持つる者ありと雖も將軍慶喜の態度に於て佛に接近する事を肯んせざるものあれば、親佛論者も拱手如何ともする術はなかつたものであるが、慶喜は深くロッシェを信賴し、屢々彼と會見して國家内外の緊急問題に就きて彼の意見を求むる所があつた。殊に時局愈々接迫せる慶應三年正月二十七日、慶喜は海路江戸より大坂に入るや、同二月六日及び七日の兩日大坂城中にロッシェを親しく延見し、國策を諮問する所があつた<sup>③</sup>。此の時にロッシェは薩長二藩の策謀と英國が此の間隙を利用せんとする野心を有せる事を指摘し述べてゐる事は前言したが、此の事は當時の佛國が對日及對英政策上如何なる見解を有せるものであるかを考ふる場合に看過する事が

出来ない事實である。ロッシェが強化に腐心した幕府の陸軍は維新时期に於て尊皇討幕の薩長の軍隊を頗る惱ましたものであつたが、併し我國體の特殊な構造に對して正當な認識を爲す能はざりし彼ロッシェは遂に佛國の對日政策の完全なる失敗を見たる時に於て、即ち明治元年に我國より退去せざるを得ない羽目に陥つたのである。

幕末期に於ける佛國の對日政策は大體如上の様に推移してゐたが、然らば佛國の對日政策と對立的な動向に動いてゐる英國の對日政策は如何。次に簡單に其の概略を考察して置かうと思ふ。文久以後幕末迄の英國の駐日公使は代理公使ニール (John Neale) 公使オールロック (Sir Ruthvenford Alcock) 同パークス (Harry S. Parkes) である。此等の内オールロックは萬延元年西曆千八百六十四年迄駐日英國全權公使の職に在り<sup>④</sup>、後年パークスに依りて確立せられし英國の對日政策の基礎を置いた者である。英國の對日政策を一言を以て蔽へば我國に於て列國を凌駕せる絶對優勢なる自國の貿易上の既得權益を擁護し、且つ此の既得權益を能ふ限り自國の有利なる方向に發展せしむる事にあつた。既に萬延以後の我國内の情勢は一見恰も朝廷と幕府との二政權の對立の如き觀を呈し、此の二つの渦源を中心として生じたる大渦紋は相錯綜し相激突して正に怒濤は高潮に達せんとする時であつた。かゝる時に於て英國の期待したる事實は、要するに日本に對する自國の植民地的搾取權益を確認し能ふ實力を有する政府の發生する事自體であつて、此の見地に立ちて尊皇

派薩長を援助する事になつたのである。大義名分を辨別し、換言すれば我國體の萬邦無比なる尊嚴的特殊性をよく認識して朝廷側に衷心より協力せんとするものでは更々なかつた。事實に於て、後述する様に英國は薩・長を後援する事に因りて朝廷側に對しても萬腔の援助と誠意とを披瀝し奉つた事となつてはあつた。併し夫れは飽く迄も自國の利益を擁護するに汲々たる餘りなされた事柄であつて、自己に肉迫し來れる反對勢力・佛國が幕府支持の態度を明示して貿易上にも擡頭し來れる徵候あるを觀破した英國が、其の對抗策として討幕勤皇の大業を企圖せる薩・長二藩と結托したものに外ならないと考ふ可きである。當時の一新聞紙に「横濱新聞館より西洋諸國の欽差に上つる書」なる一文が掲載されてゐるが、其の文意は明瞭に英國の對日政策の片鱗を示せるものがある。即ち②

萬國人目の視る所にては政府は國の法度及人の生命産業を護るの政綱を維持する者なり。若此政綱を維持する事なければ政府たる所以の眞面目を失ふ。中略。此語は一千八百六十二年一月廿六日江都にてミニストルアールコック臺下の日本外國事務宰相に贈たる書中に載る所なり。

右の趣意は政府は法律を強行し並に人の生命財産を擁護し得る實力を有するに非れば苟も一國の政府たるの資格なしと説けるものであるが、斯の如き文意の内よりも明白に英國的外交政策の一端が窺ひ知り得られるものと思はれるのである。當時幕府は頻發する外國人襲撃事件に於て犯人の逮捕

に奔命に疲れる位であつたが、殊に大藩の攘夷的行動を制壓する事に對しては幕府の實權は全く無力に等しい位であつた。加ふるに横濱に於ける生糸出荷停頓の交渉に於ても責任ある回答を爲す能はず、更に又條約の締結に際しては一々勅許を請ひ奉らねばならない状態であつて②、此等の事柄は外國使臣をして幕府自體の實權如何を疑はしむる原因となつたのであつた。殊に英國は自國の優勢なる權益擁護の立場から交渉相手として實力ある政府の出現を期待する所更に切なるものがあつたのである。佛國が英國の強大なる相手として殊にロッシユの辣腕は幕府當局の内部に漸次其の勢力を擴張しつゝあつた際に於ても最初英國は拱手傍觀的態度、換言すれば嚴正中立的な態度を堅持し、ひたすら自國の權益をのみ擁護する事に之れ専念してゐたのであつたが、生麥事件に端を發して行はれし薩英戰爭、更に長州藩の外船砲撃の報復として行はれし四國聯合艦隊の下關砲撃後は俄然其の態度を改めて薩・長に接近親交せんとする態度を明確に示すに到つたのである。これ英國が薩・長兩藩の實力を認めたる事を示すものであると同時に又、幕府の無力なる事を知るに至つた事を示すものである。例へば慶應元年十二月十二日の「秋月右京亮殿の書翰三通福井に達す左の如し」とある一節に「一佛蘭西ハ幕府を信し候得共英夷ハ殊之外疑ひ、幕より薩を信し候よし、薩ハ英ハ八十人程傳習ニ遣し候由、殊之外懇信之由風聞仕候。」と見え、③一書の又慶應二年七月十八日の條に④「一英人云、幕府ハ各國に對し屢々信を失候得共、薩長は外國へ對し違約之事無之、且各國

へ多人數指出科學等相學親睦を結ぶ、右等之故を以西洋人ハ一般に薩長を愛し、幕府を忌ミ嫌ふ勢に相成候。」等と散見する事實は、實は英國が自國の權益を擁護する一手段として薩長と親交を厚くせんとするに至つた事實を言葉を代へて云へるものに過ぎなからう。元治元年八月十四日に英艦ユリアラス號 (Furyalus) 上に於て長藩家老宍戸備前、藩士高杉和助、同毛利登人等が司令官キューパー (Augustus L. Kuper) と會見し而して四國聯合艦隊下關砲撃後の講和條件五ヶ條を締結した後は<sup>⑤</sup>、長藩と英國との親交は頗る深くなつた。又慶應二年十二月二十九日には長藩主毛利慶親父子自身英人と會見してゐる<sup>⑥</sup>。薩藩に於ても文久三年九月二十八日に薩英戰爭の講和談判締結を交渉せし後は<sup>⑦</sup>、頓に薩英は接近する傾向を示して來たのであつて、例へば『續再夢記事』の慶應元年九月十三日の條に「佛國公使ヨリ閣老ニ出セル書面」の見出しの下に記載されてゐる左記の「口達書」の内に<sup>⑧</sup>「上略。就中英吉利政府ノ所爲ヲ考フルニ交易ヲ事トシテ自己ノ利益而已ヲ先トシ、追々疑念ヲ生シ、彼ノ心大君ハ最早無實意專鎖港ノ思召ナラント思ヒ居所ニ、薩摩長州ノ大名、英吉利ニ密ニ使者ヲ遣シ、何時トナクニケ國ニ於テ可致開港ノ存意ヲ顯シ後故ニ諸大名ト外國ト陸シク交ルニ獨政府ノミ鎖港ノ志アリト英ノ政府深ク疑ヒ居候。」と述べてゐる事實は英國が薩摩藩と漸次接近しつゝありし當時の状態を佛國公使ロッシュは觀破せる事を示すものである。斯の如きは薩藩家老岩下佐次衛門方平が佛人モンブラン (Comte Monthblance) を其の助言者として薩藩内部

を改革せんと意圖してゐた事實はあつたけれ共、薩藩一藩の輿論としては既に元治以後は完全に親英的態度を持してゐた事を示すものでなくて何であらう。殊にパークスは西曆千八百六十五年<sup>慶應元年</sup>七月十八日に横濱に上陸<sup>⑨</sup>してより以來、彼は京都に於ける朝廷が實は我國の眞の實權者なる事を發見し<sup>⑩</sup>、京都朝廷との直接の交渉を常に意圖してゐたのである。慶應三年九月十五日に蘭國總領事ファン・ポルスブルック (Van Pousbroek) が九月十三日附の英字新聞ジャバン・タイムス紙上に將軍慶喜辭職に關する記事の掲載ありたるに付き其の眞偽を幕府に質す事あり、幕府は事實無根なる旨を答へ記事取消を英國領事ウィンチェスター (C. W. Winchester) に交渉せしも應せざりし事があつたが<sup>⑪</sup>、斯の如き事が發生するのは、もとより英國の對幕府政策の持論の一部が此處に端なくも現はれ出たものに外ならないのである。パークスは彼の腹心ジーボルド (Alexander von Siebold) 及びミットフォード (A. B. Freeman Mitford) 更に又本論に考察せんとする『英國策論』の著者にして幕末外交史上最も活躍せるサトウを指揮して朝廷を援助し奉らんとする彼の見解を着々實行に移したのである<sup>⑫</sup>。

以上自分は幕末に於ける英・佛二國の對日政策の輪廓を述べた。斯の如き基礎的な英・佛二國の對日政策の上に、此處に説かんとする『英國策論』が幕末の英國の對日政策上に如何なる意義を有するかを理解す可きであらうと思ふ。サトウの幕末外交史上に於ける活躍に就いては既に彼の名著

“A. Diplomat in Japan” に詳細に記載されてゐる所であり、又彼の傳記に就いては “The Rt. Hon. Sir Ernest Satow.” に依りて其の大體を知悉し得るであらう<sup>⑬</sup>。自分も亦此等の二書に據りつゝ、『英國策論』が幕末英國の對日政策上に持つ意味を考究して見度いと思ふ<sup>⑭</sup>。

維新當時に於ける英國の對日政策に就いてサトウが當時横濱に於て發行されし Japan Times 誌に掲載せし “English Policy” なる一論文を日本語に翻譯し『英國策論』の題名を附して出版した事は既に此の方面に關心を有する人の知れる著名な事實である<sup>⑮</sup>。『英國策論』の内容に關しては其の全文が雑誌『新舊時代』の大正十五年四月號に吉野作造博士によつて掲載され發表されてゐるから、それによりて何人も其の大體を知悉し得るであらうと思ふ。

- ① M. Paske-Smith, Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa days, 1603-1868, 205 p.
- ② 維新史、第四卷、五五〇。概観維新史、六二一、六七五。
- ③ J. R. Black, Young Japan, 1881, Vol. I, for p. Black of Young Japan は其後、二回、我國に於て發行されてゐる。最近版は寫眞版である。維新史料綱要、卷五、一八一には元治元年三月二十二日に佛國全權公使「ドウ・ベルクール」が幕府に後任「ロツシユ」の著任を報じた事になつてをり、Young Japan に於ては四月二十七日となつてゐる。此れ陰曆、陽曆の相違である。
- ④ 其の一例として幕末明治新聞全集、第二卷、三二八に掲載する萬國新聞紙第四集に「次のケ條ハ横濱出版の新聞より得たり。當地在留の外國人定て喜ぶへし。「イギリス」人「フリファン」本國の評定所にて外國掛りの「ミニストル」ニ次のケ條の實否を問ひ正さんとす。中略。江戸にて日本政府へ「フランス・ミニストル」より兵器並ニ兵士の衣服を製し送ることニ約束し、

又日本商人黒羅紗并ニ兵器ニ屬く物を買ふ事を禁制し、背けハ過料を出さしめ皆「フランス」より仕入れんとす。中略。去れとも「フランス・ミニストル」ハ其國商人「クレー」の爲たることと云ふハ必定なり。」とある。「フリファン」は申す迄もなく Laurence Oliphant であり、クレーは横濱の佛人商會 G. H. Carrier & Company (Pashe-Smith, ibid. 364 p.) である。此の佛國よりの軍器買入れは本文に後述する事件である。此れもとよりロツシユが自國の勢力を幕府内部に扶植せんと企圖した一事である。尙、淀稻葉家文書、二一九。

- ⑤ 栗本瀨兵衛は申す迄もなく鋤袋で名を轟と云ひ、カシモン (Mamet de Cachon 和春) と函館奉行配下組頭たりし時より親交があつた。
- ⑥ 横須賀海軍船廠史、上ノ二、三。海軍歴史、海舟全集、第八卷、三九五以下。
- ⑦ 同上、横須賀海軍船廠史、上ノ四。横濱開港五十年史、上ノ四七九以下。
- ⑧ 維新史料綱要、卷五、七〇三。
- ⑨ 概観維新史、六七六。
- ⑩ 淀稻葉家文書、二二三。
- ⑪ 維新史料綱要、卷七、一一七。
- ⑫ 例へば明治前記、下ノ三五四、三七九、三九〇、四〇一等参照。
- ⑬ 淀稻葉家文書、二三〇以下、二三三。
- ⑭ ロツシユは慶應三年二月六日、大坂城中に於て將軍慶喜と對面したが其の際、此の點に關して次の如く言つてゐる。「兵部大輔儀ハ海軍總裁之命被蒙候由、兼々佛人テークベルを海軍教師ニ申上候處、英ハ海軍傳習御頼相成候由、今更俄ニ私方へ御托し替ニ相成候而は英公使赫然と怒可申、深く御國之御爲を計候へ者、御交際上も御大事ニ御坐候間、殘念ながら英へ御推し被遊候様奉存候、英と長賊と同様御威力相立候迄ハ御親しミ置可被成候。英海軍ハ横濱港内船中ニ而傳習可然候、製鐵所者私方にて引受取扱可申候、航海測量學ハ佛學生徒ニ爲相學置可然奉存候。」と云つてゐる。英、佛兩國が、我國に對し

て恰も利権を涉獵する様なる態度を以つて臨んでゐる事實が右のロツシユの言葉の内より明白に酌み採る事が出来るであらう。

- ⑮ 横濱開港五十年史、下ノ四五九。
- ⑯ 幕末明治新聞全集、第二卷、二九九、慶應三年三月。
- ⑰ もとよりロツシユは横濱の佛語學校の學科増設及教師増聘を幕府に勸告し、佛國への留學生の斡旋を行ひ、軍備以外の部面に於ても幕府内部への佛國の勢力を浸潤せしむる事に努力してゐる。維新史料綱要、卷七。
- ⑱ 淀稻葉家文書、二六五。
- ⑲ 同上二一六、二三二。徳川慶喜公傳、三ノ四三六。丁卯雜拾録、二ノ二九二。中山忠能日記、三ノ七九には此の事を次の如く記してゐる。「大樹公御下坂爲夷人面談云云。皇國之大辱絶言語絶者也細事可尋記。」又、中山忠能履歷資料、八ノ四二四。John R. Black, Young Japan, 1881, Ed II, 58 p.
- ⑳ Sir Rutherford Alcock, The Capital of the Yooon: A Narrative of a three Year's Residence in Japan, M. Pask-Smith, ibid, 360 p. Appendix No. 13 a 維新史料綱要、卷五、六七五。
- ㉑ 夷匪入港録、第一、一六三、第三、横濱新聞紙寫。
- ㉒ 殊に安政五年の日米修好通商條約并貿易章程の締結に當りては勅許を俟たずして締結してゐる。大日本古文書、幕末外國關係文書之二十以下。此れに對しても水戸前中納言齊昭の反對があつた。同上文書之二十、五一六。併し爾後大體に於て種々の條約締結を延期する理由として勅許を得る必要ある旨を外國使臣に述べてゐる。
- ㉓ 續再夢紀事、四ノ三八五。
- ㉔ 同上、五ノ二三二。
- ㉕ Ernest Mason Satow, A Diplomat in Japan, 119 p.
- ㉖ 明治前記、下ノ三八七。

⑳ 維新史料綱要、卷四ノ五九九。

㉑ 續再夜記事、第四ノ二五五。尙此の點を反對側の記録を見ると、例へば翁草見開集、全五十四、幕吏密謀論之説に次の如き記載がある。「舊冬佛蘭西人持參之國書直ニ大樹公に相渡申立候ニ付、五六日滞在シ見込を以大坂表へ御呼寄ニ相成大樹公ニも御下坂、異人の御進被遊候御手筈ニ付、其旨御所表の御届ニ相成、則御許容之上。中略。佛蘭人兼而日本之地ニ足溜所を望可故佛蘭西人共へ頼談ニ及、長防勝利之上二三ヶ國をも相與へ可申旨を以及密談候處、佛蘭西人早速承諾ス。中略。或藩探索方此機密を覗ひ知り、筋を以テ相探り、終ニ事實露顯ニ及候ニ付、即時ニ西國へ通達ス。西國ノ諸侯大ニ齎怨し英吉利亞人の談合候處、英人幕佛之姦惡を憤り表ハ兵庫開港巡海ニいたし軍艦を兵庫沖ニ碇泊し、内實者討長之道を遮り、幕府姦吏之讒を冷させ、且諸侯茂上京與披露シ、追々軍艦差出シ、中國渡船之要路を立切候手配之由。抑英人横濱に相廻リ三ヶ條之難問。第一幕府密結之姦。第二日本之萬民困窮救方。第三天子自ら御政務、幕府御廢シ。右小笠原閣老へ差上候。下略」とある。此の風説書に就いては考究を要する點もあるが、本論に直接關係しないから、此處に記さない。

㉒ J. R. Black, Young Japan, Vol. I, 385 p., Lane-poles. S., The Life of Sir Harry Parkes.

㉓ Young Japan, Vol. I, 387 p.

㉔ 維新史料綱要、卷七ノ二四三。幕末明治新聞全集、第一卷、二九〇。

㉕ 開國五十年史、上ノ一六二以下参照。

㉖ Bernard M. Allen, The Rt. Hon. Sir Ernest Satow, 1933, London.

㉗ サトウの著書に就ては學鏡、第三十三号第九號に佐倉與史氏の「維新日本に偉大なる貢獻をなせるサー、アーネスト、メーソン、サトウ氏の著述」が大體纏つたものであるが、尙、大正十五年吉野作造博士、池田榮三郎氏に依つて「日本耶蘇會刊行書志」解説の内に「サトウ先生著述目錄」として收められてゐる。併し彼の名を普及ならしめたのは千八百八十八年私家版として發行せる“The Jesuit Mission Press in Japan, 1591-1670.” 及び Transactions of the Asiatic Society of Japan にも頗る多くの寄稿をなし、又元治夢物語、近世史略等の翻譯もある。上記の The Jesuit Mission Press in Japan

1501-1610 は千八百九十九年に Jussit Mission Press in Japan の題名の下の日本亜細亞協會誌第二十七巻に追補としてあるが、此の書は後に到りて(千九百四十年及び四十一年) Johannes Laues, S. J. に依りて吉利支丹文庫が集成され、又京都獨逸文化研究所に依つて千九百四十年に Bibliographischer Alt-Japan-Katalog, 1542-1853 が出版される基礎をなし、我國の吉利支丹研究上大なる刺戟となつたものである。今日、サトウの藏書の一部百二十二冊は京都帝國大學附屬圖書館の所蔵する所となつてゐる。(Annual Letters of the Early Christian Missions from Japan, China, etc., 1544-1649)。大部分二種の Ex Libris が貼付されてあるのは人の知る如くである。新村出博士、薩道先生景仰録、十四。

② 自分の知る限り左記の數書は何れも English Policy 又は『英國策論』の事に關して記述してある。(1)「日本耶穌會刊行書志」解説、大正十五年十二月發行。此の内に「サトウ先生著述目録」あり。此の著述目録の「單行本トシテ出版セルモノ」の内(1)英國策論(横濱、慶應三年)。Japan Times に寄稿セル論文ヲ著者自ラ和譯シテ出版セルモノとある。(2)學鑑、昭和四年九月、佐倉與史の「維新日本に偉大なる貢獻をなせるサー、アーネスト、メーソン、サトウ氏の著述」の The Bibliography of the Late Rt. Hon. Sir Ernest Mason Satow の内(2)「English Policy (Yokohama, 1867) Japan Times に載セシモノヲ邦譯シテ「策論」ト題シ木活字本ニテ公刊ス」とある。(3)新村出博士「薩道先生景仰録」二九頁。(4)吉野作造博士「新舊時代」大正十五年四月號、サトウ著「英國策論」を紹介するに當りて、四九頁。(5)明治文化發祥紀念誌、渡邊修二郎氏「明治前後日本の事情に精通し、國交及び學界に功勞ありしアーネスト・サトウ氏」一一三頁。(6) B. M. Allen, Sir Ernest Satow, 145 p. (7) A Diplomat in Japan, 159 p. 以上である。Japan Times の事 J. R. Black, Young Japan. Vol. 1, 377 p.

雜誌『新舊時代』に掲載されたる『英國策論』の原本は勝俣詮吉郎氏の藏本に基いてゐる旨説明され、其の表紙裏見返しの寫眞が右の『新舊時代』大正十五年四月號に出されてをり、又其れに對する簡單なる紹介が、吉野作造博士に依りて同雜誌四十九頁以下に掲載されてゐる所である。爾來

自分は機會ある毎に『英國策論』の實物を寓目する機會の恵まれん事を念頭に置き願望してゐたが、偶然の機會に一本を手にする事が出來たのである。併し自分が手にし得た『英國策論』は吉野作造博士の呼稱せられる「表紙裏見返し」が勝俣氏愛藏の夫と稍々異り、本文の組方にも少なからず相違せる點がある。雜誌『新舊時代』掲載の寫眞に據れば勝俣氏藏本は疑もなく木活字本であるが、自分の藏本は整版である。先づ最初に勝俣氏藏本と私藏本とを對比して考證して置かう。吉野作造博士の解説に従へば①「原文は四六形十七枚の小冊子。藍色の表紙である。」と其の型及び厚さ、表紙の色彩等を説明されてゐるが、尙『新舊時代』の口繪寫眞の説明に據れば「英國策論、アーネスト・サトウ著 慶應三年刊」を解説されてゐるのである。更に進んで口繪として掲載された『英國策論』の第一葉の寫眞に據りて其の版式を考ふるに本文は四周單邊、每半葉九行、每行十字、版心は黒口魚尾、策論(?)、葉(?)で、本活字を以つて組版されてゐる事を知るのである。而して見返へしは四周雙邊これを堅に三つに區劃され、中央に「英國策論 全」と印刷されてゐるのを見る。然るに私藏本は豎十九種、横十二・五種、全十八葉で所謂博士の「四六形十七枚の小冊子」と殆ど近似する型を有し、表紙が藍色である事も勝俣氏藏本の表紙の色と同様であらうか。而して題簽は「策論全」とある。併し私藏本の本文は四周雙邊、每半葉八行、每行十九字、版心は英策論、魚尾、葉、黒口の黒口本であつて而も上述した様に整版であり、見返へしは黄紙に四周雙邊これを堅に三つに區劃し、



中央に「英國策論全」と刻されてある。此の事は大體勝侯氏藏本と同一であるが、右側に「慶應四戊辰歳」と刊記を有してゐる點が二者の重要な相違點となつてゐるのである。勝侯氏藏本と私藏本の相違は單にかゝる書冊の型式上の相違のみならず、本文に於ても相互に出入する所が相當多い。今煩を避くる目的を以つて一々兩書の齟齬する個所を指示しない事にするけれ共、其の一例を擧ぐれば勝侯氏藏本に「外國共ノ常ニ見ル所也」とある個所は私家本は「外國商人共ノ常ニ見ル處也」とあり、又「新ニ諸侯ト條約改革セン」とある箇所は私家本では「新ニ諸侯ト條約ヲ加フルカ或ハ條約改革セン」となつてゐる。兩者は斯の如き種類の出入を相當に有するが、然らばかゝる相違點は如何なる所より生じたものであらうかを次に少しく考察して見度い。

先づ曾つて『英國策論』に言及せる諸書は『英國策論』を如何に説明してゐるであらうかを見て置かう。日本耶蘇會刊行書志の解説に依れば②「一英國策論（横濱、慶應三年）Japan Timesニ寄稿セル論文ヲ著者自ラ和譯シテ發行セルモノ。」と説明され、學證に於ては③「English Policy (Yokohama, 1867.) Japan Timesニ載セシモノヲ邦譯シテ「策論」ト題シ木活字ニテ公刊ス。」とあり、新村出博士の『薩道先生景仰録』に於ては④「又同じく慶應二年に横濱のジャバン・タイムスに發表したのを日本人が譯して木活字で印刷した英國策論といふ小冊子にも出てゐる。」と解説されてゐる。吉野作造博士は既に大正十五年四月に「サトウ著『英國策論』を紹介するに當りて」なる一論文に

於て⑤「さて前記 A Diplomat in Japan の一五九頁は其の第十四章に屬するもので前後の文勢から推すと、英國策論の執筆は一八六六年即ち慶應二年の四五月頃のことらしい。三月より早からず七月より遅くないことだけは明だ。無論西洋曆に依るものであらう。して見れば其の印刷頒布は慶應三年といふことになる。」と述べ、更に又、渡邊修二郎氏は大正十三年十二月に「明治前後日本の事情に精通し、國交及び學界に功勞ありしアーネスト・サトウ氏」なる一論文に於て⑥「此頃サトウは英國政策 (English Policy) と題する一篇を草して、英國の日本に對して取るべき政策を論述し、之を横濱刊行のジャバン・タイムスに載す、此論説邦文にも譯せられ、『策論』と題する小冊子として印刷す（木活字版）邦人之を讀みて屢々話題に上れり。」と解説されてある。自分の寓目し得た『英國策論』に關する我國人の紹介は以上に盡きるのであるが、渡邊修二郎氏の紹介最も早く、ついで吉野作造博士、佐倉與史氏、新村出博士の順序となるのである⑦。上記の『英國策論』に關する諸解説の内、最も詳細なるは吉野作造博士の夫であるが、以下更に少しく『英國策論』に關する解説を追及考察して見よう。

「Japan Times」は千八百六十五年九月即ち我が慶應元年にリツケルビー (Charles Rickerby) を主筆として Japan Gazette, Japan Herald 等の競業新聞として、横濱に於て發行されたものである⑧。

「A Diplomat in Japan」に依れば⑨サトウはリツケルビーと親交があつた様で其の因縁の爲にか、

① サトウの『英國策論』の意義について

リツケルビーの爲めにジャパン・タイムスに寄稿する事になつた。“A Diplomat in Japan”では、かかる兩人の關係を記載してゐる直前に千八百六十六年三月六日即ち我が慶應二年に日英兩軍の聯合演習の行はれし事並に同三月二十日に英國駐屯軍の交替のありし事を記してゐる。又ジャパン・タイムスに寄稿するといふ右の記事に續いて同年七月に條約締結の爲めにパークスが薩摩及び宇和島を訪問する記事を記載してゐる所であるから、サトウが“English Policy”をジャパン・タイムスに寄稿したのは慶應二年三月乃至七月の間の事に屬するのは明らかで、此の點吉野作造博士の見解に左袒し度いと思ふ。此の點を斯の如く解釋する事はアレン(B. M. Allen)に於ても大體同様である<sup>⑩</sup>。斯の如く諸書に記載された文意を讀むにサトウが『英國策論』を書き廣く我國内に頒布したのは慶應三年である事に大體、一致してゐるけれ共、其の根據は“English Policy”が横濱の“Japan Times”に掲載されたのが、西曆千八百六十六年即ち慶應二年の三月乃至七月で學證のみは千八百六十七年とす。誤ならん。、少くとも此の期間以後に於て日本語に翻譯されたものである事は明白である故を以つて、『英國策論』が上梓されたのは慶應三年であらうと推察されてゐるに過ぎない。今の所は此の様に解釋する以外に全然根據とす可き文獻が存在しないのであるから、自分もサトウが『英國策論』を彼の日本語教師なりし阿波藩士沼田寅三郎(?)の助けを借りて邦譯したのは慶應三年の初め頃かと解釋せねばなるまいかと思ふ。何となればサトウが慶應三年に關西方面に來た頃は諸大名の家來連

は概ね此の『英國策論』を通じて彼の名前をよく知つてゐたとA Diplomat in Japanに書かれてゐるからである<sup>⑪</sup>。併し此の『英國策論』を上梓——大坂及び京都の書肆で賣る様になつたのは慶應三年春以後であらう。サトウは慶應三年正月九日に鹿兒島藩士小松帶刀、寺島陶藏、吉井幸輔等と共に大坂の薩州邸に於て會合し<sup>⑫</sup>、同十六日には「唐津侯世子邸ニ嘆人應接ス」とある記事より見るも<sup>⑬</sup>唐津藩小笠原邸に於ける英人應接に際してもサトウは列席したものであらうと推察される。彼は少なくとも三月末頃迄關西に在住したから、大坂及び京都の書肆に於て『英國策論』を上梓、發賣する様になつたのは慶應三年三月以後の事に屬するのではなからうか。尙既に述べた様に同年九月には將軍辭職に關する記事をJapan Times誌上に掲載し物議を醸してゐるのである。而して“A Diplomat in Japan”には阿波藩士沼田寅三郎の助けを得て“English Policy”を日本語に翻譯したる後、阿波侯に供覽したと記載されてゐる。此の爲めか彼は慶應三年八月に土佐藩に談判に行く途中に於て阿波を訪問してゐる<sup>⑭</sup>。即ち

一八月廿八日於京都ニ而別紙之通去月五日板倉伊賀守様へ奉伺候處、御書取を以御差圖御座候、尙又去ル十一日御同所様へ別紙之通御届申上候ニ付此段私共御届申上候、以上  
八月廿八日

松平阿波守内

根本熊次郎

二 サトウの『英國策論』の意義について

別紙

阿波守家來之内英國龍動の差遣炮術修行も仕候ニ付英人薩道國元へ相頼、兼而談判仕置度、此者御内慮伺濟ニ相成申候、然ル處去ル二日夕英艦貳艘阿波小松嶋浦根井與申所へ着艦仕、翌三日午刻過同所へ上陸仕候ニ付、土地之内へ旅宿申付置、一旦右之所へ案内爲仕、同日直ニ城内へ相招申候、名面別紙之通ニ御座候、尤從者之儀者途中ニ差殘し置申候、彼是談判相濟同夜尙又旅宿へ引取、翌四日午刻過同所發途仕、同夕小松嶋浦根井英艦へ乗船、翌五日同所出帆仕候

右之段御届申上候様國元へ申付越候、以上

八月十二日

松平阿波守内  
寺西 金左衛門

で右の届書の「名面」は左記の通りである。

別紙上陸英國人名面

公使	パークス	船將	ヘウエツト
水師提督	ゲベル	上同	サテイ
書記官	シットホルト	上同並	サトウ

而して右の「御内慮伺濟ニ相成申候處」とある文面は左記の通りである。

別紙

阿波守家來之内英國龍動の炮術修行爲致度、當時横濱ニ滞留之英人薩道の相頼、萬事引受傳習致申候ニ付、先達

而も、江戸表ニ於而伺濟ニ相成、尙又追々修行人差遣度積ニ御座候、然ル所當月中旬頃薩道義大坂表へ罷越候様子ニ付、領分往復仕候砌、趣ニ寄國元へ招待仕彼是談判仕置度念願ニ御座候、都合ニ寄急速着岸之程難斗、尙參着之上者追而御届可仕候、此段御内慮奉伺候様、從國元阿波守申付越候、以上

七月五日

松平阿波守内  
角田 所左衛門

而して「同月七日御書取御渡」として「書面之趣不苦候事」と許可されてゐる。此のサトウの阿波藩訪問以前、即ち七月二十二日彼は北陸方面の旅行より大坂に歸着し、同二十七日に西郷等と會見してゐるが⑩、此の會見後、西郷が大久保一藏に報せる七月二十七日附の手紙に據れば既に後考する『英國策論』の内容と同一なる意見をサトウが西郷に述べてゐるのを見る。即ち其の手翰の一節を示せば

第一英國の所存は、日本國王、政柄を握らせられ、其下に諸侯を置て 國體の立方、英國にひとしき制度に相成候儀專一に願居候譯にて、此度も英國王より日本國王への書翰を幕府へ差出候由、右は全體先帝崩御の儀承候て御悔狀差出候趣と相聞れ申候。

右の趣意は後考する様に『英國策論』に於てサトウの主張する意見と同趣旨のものである。かくて彼は八月二日に阿波領小松嶋浦に至り阿波藩主蜂須賀阿波守齊裕と會見する事となつた⑪。 Diplomat in Japan” に據れば前述の様な此の會見は蜂須賀齊裕が沼田寅二郎より『英國策論』の

⑩ サトウの『英國策論』の意義について

著者サトウの事に關して既に聞いて居り、サトウに面會せんと欲した事から行はれたと述べてゐる⑩。阿波藩主との交歡の後、八月五日に小松嶋浦根井を解纜し、同六日に土佐藩領須崎に到り土佐藩當局者と英國軍艦イカルス號 (Icarus) 水兵襲殺事件に關する談判をなしたが⑪、此の點は本論と直接の關係なきが故に此處には言及しないけれ共、阿波藩主との會見が『英國策論』の發表が直接の原因をなして行はれた事實、並に其の發表が又、西郷との會見となりし事實も亦彼の上述の如き議論が直接の原因となつて行はれた事は、自ら明かな事であらうと思ふ。かくて既に慶應三年八月頃には彼の名聲は西國諸侯の家臣間に動かし難き強き影響を與へてゐた事も亦明白な事柄であらう。

斯の如くサトウの『英國策論』は大體慶應三年の初期頃に木活字を以つて發行されたものであらう。而して諸藩士に依りて競つて其の書が讀まれたものであらう。斯の如き有様なりしを以つて慶應四年に再版が刊行され、其の再版本が私家本なる「慶應四戊辰歲」と表紙裏見返へしに刷られた分であると推定し度いのである。斯の如く解する時には初版本が木活字、無刊記本であり、再刻本が整版、有刊記本となつたと解しても、合理的に其の説明がつく様に思ふのである。

扱て愈々『英國策論』を検討せねばならぬ點に到達したと考へる。アレンの『アーネスト・サトウ』に據れば⑫、次の注目すべき一節が右の書に記載されてゐる。即ち

今やサトウが熱心に日本語辭典を編纂してゐた、横濱の小さい家に、彼を尋ねて來た人々は、遅かれ早かれ、大君即ち將軍の權勢は、天皇の御權勢の前に姿を消さねばならぬだらうといふ事を彼に言つた。サトウはパークスと其の事態について論議した。そして彼等は此の見解について同一意見である事がわかつた。併し英國政府の代表者たるパークスは、日本の國內政策に就いては嚴正なる中立の態度を持せねばならなかつたが、併し低い地位にあるサトウは左様な嚴格な束縛を感じなかつた。丁度恰もジャバン・タイムスの主筆と此の時に親しくなつたので、彼は將軍は大藩の地位に降り、而も尙全諸侯は、天皇の大權の前に服従し共に聯合して結合す可きである、といふ意見を表明した論説を此の新聞に投稿する機會を得たのであつた。此の論説はパンフレットの形にされて彼の日本語教師の力を借りて、彼自身に依り、日本語に翻譯され、「英國人サトウの英國策論」と題して國內に廣く頒布した。其の小冊子の内に論ぜられてゐる政策は日本の將來の爲めに決定的に重要な事柄であつた。

アレンが『英國策論』が記載された動機並に其の内容に關して以上のように當時の事情を解説してゐるのであるが、サトウ自身は『英國策論』を寄稿するに到つた動機に就いて彼の "A Diplomat in Japan." に、次の如く記載してゐる⑬。

ある時私はジャバン・タイムスのチャールス・リツケルバイと數日間一所に暮した。かくて彼と懇意になつたのでジャバン・タイムス紙上に私の無經驗なペンを振ふ事を約束した。私の最初の試みは日本内地旅行に關する一文であつたが、間も無く政治論を投稿せんと試みる様になつた一事件がおこつた。それは疑ひもなく外交官としては非常に規則に反いた事であり且つ大變悪い事であつたし、全く外交官としての職務に反した事でもあつたが、

私はそんな事を少しも考へなかつた。其の偶然私が政治論を書く様になつた事件とは薩摩の一商船が横濱灣に入港して来たが、役人は神奈川側に遠く離れて投錨する様に命じた事件である。役人が薩摩の商船にかく命ずる理由は、外國商人と商船の人々との間に通商せられない様にする爲めであつた。此の事件を私の論題として大君と締結せる條約の不備を具に論じた。大君と締結せる條約は幕府領の住民との商取引に我々を極限するものであり、かくして日本の大半の住民との關係が出来事から、我々を遮断するものであつたからである。私は此の故に條約の改正を主張し、日本政府の組織の改革を主張したのであつた。私の提案は大君は一大領主としての其の當然の地位に迄退く事、而も尙、天皇の御統裁の下に諸大君の合議體を作り、これが事實上の力として今迄大君の有せし位置に採つて代る可しと主張する事である。それから進んで私は現行條約の改正並に修正に關して種々の意見を述べた。

右の様に記載せられてゐる。右の様なアレン及びサトウの『英國策論』を記載せし動機並に其の内容に關する解説を一應念頭に置いて、更に吾人は『英國策論』の内容に立入つて見やう。以下の文は、當時最も廣く流布したと考へらるる私家本に據る事とする。サトウも云ふ様に『英國策論』は沼田寅二郎の助力を得つゝ彼自身の手によつて日本語に翻譯されたものであらう。其の故か幕末期に於て稀に見る日本語に通せる外人と稱嘆された彼サトウの翻譯も、見る所、文章は甚だ稚拙であり、意味の通せざる所も亦なしとしない。併し以下の引用文は總て原文の儘として置いた。又原本には句讀點は全然存在しないが、便宜讀み易き爲めに句讀點を附して置いた。先づ

横濱港ニアル軍艦ノ旭丸ノ旗ヲ立ツハ外國商人共ノ常ニ見ル處也。而四五日以前ヨリ中橋ノ上ニ獨立大名ノ旗號ヲ見テハ、意少シク激セサル能ハサル也。薩州ノ船一艘、數ヶ月以前箱館ヲ發シ、日本西北海ニテ佐渡隱岐二嶋邊ヲ測量シ、夫ヨリ當港エ來著シ、其艦長條約面第十四條ノ規定通り積來リ日本產物ヲ外國商人エ賣拂事ヲ願ヘリ。

右の「横濱港ニアル軍艦ノ旭丸ノ旗ヲ立ツハ外國商人共ノ常ニ見ル處也。」とあるは、幕府は嘉永六年七月以來日本の總印として日章旗を用ひ、文久三年八月七日には其の所屬軍艦に旭旗の外に白地中黒の旗を大橋上に掲ぐ可き事を公布した<sup>②</sup>。もとより薩藩に於ても一時日章旗を用ひんとしたが<sup>③</sup>、併し此の場合日章旗を掲ぐる軍艦は横濱港に碇泊する幕府軍艦を指稱するものである。然るに「獨立大名」即ち薩藩の汽船が日本海西廻り航路を經由して横濱に入港し、安政五年七月十八日調印の日本國大不列顛國修好通商條約第十四條第一項の「貌利太尼亞人開きたる各港に諸品物を輸入し賣拂又は買入輸出する事自由なるへし」の趣意に従ひ、積載商品を以つて外國商人と交易せん事を神奈川奉行に願出でたのである。

然ルニ當港官吏共、船長及水夫等ノ上陸及賣拂等一切許容セス、此時外國商人共當港ノ官吏我々ニ商賣ヲ妨害セル事ヲ、我有司訴出ルル、有司取合難シ、何ントナレバ青表紙ニ載ル如ク開港初年以來帶刀人共、外國人共ヲ視ル仇敵ノ如クニ亂妨セラレシニ、我有司ヨリ大君政府ヲシテ諸侯ノ家來ハ一切此地ニ入レサラシムル也。

青表紙トハ日本ニ不限、都テ外國へ出勤ノ有司ヨリ年々一度本國政府エ奏聞セシ事ヲ其政府ヨリ印行シ出セシ

モノ也。

是故ニ今我有司ヨリ諸侯ノ家來ト買賣致シ度ヘ言難シ。且我有司カ我々商賣ヲ妨害スト言テコレヲ罪スル事得ヘカラス。是固ヨリ我我ノ爲メニ患難ナキヨウニ謀ルニヨレハナリ。

とあり、即ち幕府の役人は横濱に於ける薩藩船舶の船長及び水夫の上陸並に外國商人との交易を嚴禁したるに依り、外商は英國公使に對し、神奈川奉行役人が貿易妨害をなせる旨を訴へ出たが、英國政府の刊行物なるブルーブック (Blue Book) に外人襲撃事件の頻發の爲め鑑札を持たぬ大名の家來は武器を携帯して横濱居留地内に入る可からざる旨の觸が出てゐるから、英國公使館側より諸侯の家來と交易し度き旨幕府に申入る事も出來ず、且又交易を妨害する事を理由として役人を罰する事も出來ないのであると記してゐる。而して其の後に頗る注目す可き左記の一文が直ちに續けられてゐるのである。即ち

大君ハ日本一統ノ君主タルヨウニ最初條約ノ節ニ云シナレバ、彼ハ只諸侯ノ長ニテ僅ニ日本半國ホト而已領ル力ナルニ自ラ日本國主ト唱ヘシ。是名分不正ニシテ僭僞ナク。

斯の如き英國側の大義名分論は本書の各所に散見する所であつて、例へば尙

今我レ大君ハ日本ノ君主ト言シ僞ヲ知レリ。中略。我々已ニ大君ト條約ヲ結ヒタレハ今此ニ改革ニ及フトモ強チニ日本ノ君主タルヨフニ僞リシ大君ヲ廢スルト言フ、國家ノ顛覆ニハ至ラサルナリ。其故ハ近來大君ノ所業ヲ以テ見レハ天子ノ勅許ヲ得スシテ諸侯モ承諾セス條約ヲ取行フコト能ハサルハ明白ナリ。(大君は本文振假名なし。今大君は將軍を指稱する)

ものなるを以つて、便宜振假名を付したり。以上以下總て同じ。

尙更に

今誰ニテモ大君ハ日本ノ主宰ト云者ハアラサルナリ。已レニ服従スヘキ者制御スルコト能ハサル時ハ彼等ニ及外國人共、最早大君ヲ日本ノ宰ト敬憚スルモノ非ルナリ。外國政府ニ於テ大君ト條約ヲ結ヒシハ大ナル誤ナルコト、四ヶ年以前發起セシ事件ヲ以テミルヘシ。千八百六十三年九月ノ切害ハ現在大君政府ニ知ナカラ彼等主人ノ威力ヲ以テ刑罰スルヲ免レリ

等と説論してゐる意味は説明する迄もなく幕府が日本の主權者たる地位を有する事の不當なる事を敘述するものである。併しサトウは我國體の眞骨髄を達識理解して、かく論述するものでは毛頭ないのであつて、たゞ幕府の勢力が完全に失墜せる當時に於てはよろしく其の地位を退く可しといふのであり、いはゞ英國的な見解に従へば條約締結の實力ある政府の出現を所望してかく論述するものである事は、注意を要する點である。「千八百六十三年九月ノ切害」とは申す迄もなく、千八百六十二年九月十四日の殺害事件の意味であらう。此事件は即ち我が文久二年八月二十一日の島津久光の從士が横濱在留英人ウイリアム・マーシャル (William Marshall)、ウードスロープ・クラーク (Woodthroe Charles Clark)、チャールズ・リチャードソン (Charles Lenox Richardson) を殺害或ひは負傷せしめたる事件であつて、此の事件は將軍の居城する江戸に程近き所に於て行はれしにも拘らず當時既に幕府の權力を以つてしては西國一大藩主島津三郎を如何ともする事が出來な

二 サトウの『英國策論』の意義について

つたのであつた。右の様にサトウは大義名分論を唱導するに共、其の観點は全く自國の貿易の擁護にあつたのである事を心得て置かねばならない。かゝる彼の見解は西郷との會見に於ても述べられてをり、西郷が大久保一藏に贈れる手紙にも「全英國は商法を以相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、どこ迄も不承知を至極憤激の體に御座候。」と記され、右の書翰の一文はサトウの大義名分論の根柢を最も明白に示してゐると思はれる。又彼が安政五年七月調印の所謂安政條約が我國全土に適用されざる事の不滿を開陳してゐる理由も、飽く迄幕府が全日本を統制する實權を有せざる事と國家の重要な事は一々京都に座まし奉る朝廷の勅許を奏請せざる可からざる事、かゝる點に不服の根據を有してをり、安政條約が斯の如き實力を有する事を假裝せる幕府と締結されしを後悔して述べてゐるのである。サトウの『英國策論』は此の安政條約の條文を論ずる點が頗る多い事も、亦『英國策論』を何故に彼が書いたかの理由の一半を窺知せしむるものであらうと思ふ。又『英國策論』には

然ルニ諸侯共稍々外國交易ヲ致サント武器買入ヲ始ム。常ニ政府官吏ノ立合ニテ賣買ヲ爲ス。且武器ヲ買フ而已ナラス自分領内ノ產物等ヲ賣ント欲シ、且武器ノ償金ト交易セント欲ニ到リシナリ。此官吏立合ハ監司ヲ付ル如キ者ニシテ其煩ク面倒ナルモノ也、然ルニ條約面第十四ニアル通り武器ハ大君政府ノミ買入レル規定ナレハ、此官吏ヲシテ監セシムルノ宜ナリ。

と述べ「大名共稍々外國ノ交易ヲ好ミ且自分領内ノ港ヲ港ヲ開キタキト思フコト明ニ見ユル也。」と述べてゐる。申す迄もなく日英安政條約の第十四條第三項には「軍用の諸物日本役所の外へ賣へからず尤外國人互の取引は差構ある事なし。」と規定されてゐる。故に武器購入權は幕府のみ之を有する所であるが、諸大名に於ても自國產物の海外輸出を希望せる者あり、自國の貿易上の利權獲得をのみ念頭に置く英國亦、サトウが『英國策論』に於て「我々只條約ヲ一箇ノ諸侯ト結フコト好マス。日本全國ノ償金ヲ謀リ度モノ也。」と述ぶ様に諸藩との直接貿易の開始を最も希望する所であつたのは當然である。併し文久二年五月九日に締結されし倫敦覺書の第三にも「外國人を擯斥する古法を廢し就中左の件々を取除くへし。の一として「大名其產物を市場に送り及其自家の人を以て直に是を賣るを拒む事。」の一條が附記され、英國が時に倫敦覺書の破棄と諸侯との直接通商開始の二事を以て幕府に逼つた事のあるのは諸侯は直接外國と通商貿易する事を禁せられてゐた爲めである。斯の如くなるを以つてサトウは更に論じて「然ハ只今ノ條約ニ新ニ諸侯ト條約ヲ加フルカ、或ハ條約改革セン、左ラハ只諸侯共喜フ而已ナラス、又交易ノ利潤ヲ得ルニ由テ大君ノ譜代諸侯ニ至ル迄、困窮セシ苦ヲ免ルヘシ。」と云ふのである。

サトウは將軍の權力が實質上地に墜ちたと見られ得る具體的事件として左記の事件を擧げた。即ち

大君天子ノ命ヲ以、上洛セシメラレシヨリ其威權大挫ケリ、是天子へ數年ノ間恭敬ヲ盡サス、已ニ要政ヲ行フ報ト知ルヘシ。又彼ノ大君威權、彼ノ親戚ヨリ輕蔑シ來レリ。大金ヲ費シ人カヲ盡シテ一ツノ叛者ヲ制スル事能ハス。僅ニ已レト睦シキ大名ノ手ヲ仮リ平クルヲ得タリ。長州ニ付テハ一ケ年已來叛者ノ首級ヲ持歸ルヘシト高ラカニ罵テ江戸ヨリ軍勢ヲ差出セリ。大君ノ所置中途ニ於テ京師ニ於テ妨ラレシモ非ス、無據第一ノ官人ヲ長州エ遣ハシ只虛名ニテ服從セシメ和睦セント謀リシハ、尤大君ノ大ナル恥辱ニ非ヤ。

と指摘してある所がある。以上の内「大君天子ノ命ヲ以、上洛セシメラレシヨリ」とあるは申す迄もなく勅使左衛門督大原重徳が大將軍の入朝以下五大老の設置・幕府輔佐職の設置の三事の聖謨を幕府に傳へ給ひしに依り其の勅旨を奉承して家茂は文久三年二月十三日に江戸城を發して上洛、同三月四日二條城に入り、同七日參内天機を奉伺し政務御委託の恩命を謝し奉つた事を指すのである。又「彼ノ大君威權云々」の事件は亞米利加と修好通商條約並貿易章程を勅許を得ずして安政五年六月十九日に調印したる爲めに、同六月二十一日に水戸前中納言齊昭が書翰を大老井伊掃部頭直弼に贈り其の違勅を問詰して再考を求め、更に同六月二十四日に徳川齊昭、名古屋藩主徳川慶恕、水戸藩主徳川慶篤、福井藩主松平慶永等は井伊大老に面會し、勅許を待たず條約に調印せし事を難詰したる事があつた。此の事ありし爲めに翌七月五日に徳川齊昭を急度愼に、同慶恕に隱居並に急度愼を、松平慶永に隱居並に急度愼を命じた事件を云ふのである。斯の如き處分も「僅ニ己レト睦シキ大名ノ手ヲ仮リ」とある様に井伊侯に依りて斷行された事である。次に「長州ニ付テハ云

云」は申す迄もなく征長事件を指摘したるもので長州藩追討に於ては前名古屋藩主徳川慶勝を征長總督に任命したが、これを指してサトウが「無據第一ノ官人ヲ長州エ遣ハシ」と云ふのであらうか。而して「只虛名ニテ服從セシメ」と云へるのは、長州藩家老益田右衛門介、同國司信濃、同福原越後、參謀穴戸左馬介以下三名を處刑して長州藩と和睦した事を指すのである。要するに以上何れの事件も幕府の鼎の輕重を問はる可き事件であつた事は疑なき所である。斯の如くなるを以つて將軍は諸侯と等しき一地方領主に過ぎず日本全國の主權者と自稱するは僞稱も甚しいと論じたのである。即ち

「シヤウケン」ト云語ハ英吉利語ニテ譯スルモ、カタカラサルニ將軍ハ外國有司共ト結セシ條約ニ己ノ本官ヨリ尊貴ナル大君ノ號ヲ以テ調印セリ。カレ此名ヲ稱スルヲ決シテ其理ニアラス。畢竟此條約ヲ持守シテハ西洋各國ノ成立スルヲ證セリ。江戸ノ君主此名ヲ調印セラレシハ莫大ナル僭僞ニシテ見ルモノ愚弄シテ信セサルヲ知ルヘシ。外國有司共何卒此圖ト和親スヘキヲ願ヒ、將軍ヲ直ニ大執權家ト全信セシナリ。爾レトモ是ヲ以テ外國有司共ニ罪ヲ歸スルヲ得ヘカラス。畢竟カ天子ト僭シ尊貴ナル號ヲ專稱スルヲ知ラズシテ彼ニ欺カレシト唯深ク自ラ悔ルノミ。此事實ハ將軍眞ノ國君タルヤウニ僭僞シ居レテ、外國有司共ニ於テハ終始相替ラサルナリ。則「ロートエルケン」ノ條約筆記ヲ以テ知ルヘシ使節トシテ來ル者

「ロートエルケン」は説明する迄もなくエルデン (Edwin) を指摘する。エルデンは安政五年七月の日英修好條約を締結せし英國使節である。サトウは將軍が「大君」なる尊號を用ひて條約を締結せ



しは僭越なりといふのであるが、條約を見るに明かに“Tycoon”なる文字が用ひられてをり、單に「江戸ノ君主」即ち江戸地方を領する領主に過ぎざる將軍が斯く僭稱して條約を締結せしを外國使節は看破する事が出来なかつたのは遺憾であると論じてゐる。故に將軍と締結せし條約の内、例へば第四條に「日本に在る貌利太尼亞臣民の間に起る争は貌利太尼亞司人の裁斷たるべし。」とあり、同第五條には「貌利太尼亞臣民に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糺し日本法度に隨て罪すへし日本人或は外國の臣民に對し惡事をなせる貌利太尼亞臣民はコンシユル或は其他の官人にて糺し貌利太尼亞の法度に隨て罪すへし裁斷は雙方に於て偏頗なかるへし。」とあるが、此等の條文の適用せられる地域範圍は僅かに將軍の領土主權の實際に發動し得る範圍に過ぎないと論じて、次の如く述べてゐる。

條約面ヲ詰難ス。第四條ニ言ニ日本大君陛下領分ニアル貌利太尼亞臣民中ニテ身上又ハ持場ニ付<sup>⑤</sup>萬事出來スルコトハ盡クブリタニヤ人有司裁斷スヘシ。此條大君述來ル通尤好シ。爾シ凡他ノ領分ナル時ハ如何セン。譬ハ或ハ「フリタニヤ人民尾張領ニ行キ、尾張侯ノ爲ニ斬首セラレ、或ハ「フリタニヤ水夫、不幸ニシテ肥前ノ海岸ニ破船シ、肥前領ニ漂流セシ時、肥前侯ノ爲ニ無殘ナル死ニ所セラレ、彼等ノ觸穢ヲ西洋奇物トシテ寶庫ニ納メラル、等ノ出來セシ時ノ所置行ヒカタシ。第五條ニ云ニ日本人「フリタニヤニ對シ惡事ヲナス者ハ日本官吏召捕日本ノ法ニ從テ罪ヘシ。双方偏頗ナク公平ノ裁許アルヘシ。其以來日本人「フリタニヤ人民ニ對シ咎人出來セシ時、此ケ條ヲ以テ罪ニ行フコトヲ論セリ。然レモ諸侯ノ家來ニ向テ此ケ條ハ死物トシテ實ニ行レシコトナシ則薩摩長州ノ

コトニ就テ知ルヘシ。

最後の薩摩長州の事とは生麥事件に依りて觸發した英艦の鹿兒島砲撃即ち薩英戦争と、長州藩の下關通航米船及び和蘭軍艦砲撃に依り勃發した四國聯合艦隊の下關砲撃事件を指してゐる事は明白である。以下サトウは安政條約の第六條、第七條、第八條、第十二條、第十四條を拉し來りて、夫々此等條文は單に幕府領に於てのみ實施力のある事實を強調し、殊に第十二條に「貌利太尼亞船日本海岸にて破船又は漂着し或は危難を遁れ來る事を知らは其所の司人は是を救ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシユルへ送り渡すへし<sup>⑥</sup>。」なる難破船救助に關する條約も「難破船ノ水吏ヲ貌ニ扶助シトリ扱フ事、又將軍ノ領分ノミニシテ、他侯領ノ海岸ニテハ一向扶助セスト云フ、江戸官吏承知シ居ルナリ。」として難破船救助の條文が履行せらるる範圍は幕府領のみなる事實を指摘してゐる所であるかくて最後に

開港以來常ニ此條破レ來レリ。此外條約ノ破レシ廉少ナカラス。此死物ノ條約ニヨル時ハ我々ノ交易ハ跛者ノコトシ。我日本民交易淹滞ノ又彼等ノ懇親ナルコト得ヘカラス。我公使共コノ條約ヲ廢シ新ニ建立スルコト尤急務ニノ諸事規則通ニ行フ迄ハ我々ノ交易モ繁昌セス。又日本ノ富昌スルコト有ヘカラス。

と結ばれてゐる。既に引用文に據りて明確に知り得られる様に頗る日本文は稚拙である。彼は『元治夢物語』並に『近世史略』を翻譯する位、日本語に通達しシーボルト (Alexander von Siebold)

と共に日本語を自由に驅使し得る者と稱せられてゐた。右の内、『元治夢物語』は四六型の和製本で五冊からなつてをり、木活字本であるが、彼はこれを千八百七十三年即ち我が明治六年に、"Japan 1853-1864, or Genji Yume Monogatari..."として英譯してをり<sup>②</sup>、『近世史略』についてはブラックもサトウが英語に翻譯せし事を記してゐる<sup>③</sup>。併し彼の日本語は阿波藩士沼田寅三郎の助力なりしとはいへ、頗る怪奇なるものである事は争ふ事が出来ない。併し彼が『英國策論』の内に記した事柄は、我國體の特種なる尊嚴性の事實に觸れてゐるのであつて、此の點は併し注意せねばなるまいと思はれる。けれ共夫れは再言する迄もなく、飽く迄英國的な對日貿易政策、即ち植民地的利潤を追求する客體として、かかる見地より日本の國家内外の安定を強く要求する所から出て居るものであるに過ぎない事は忘れてはならない。換言すれば、彼等は自國の權益を擁護するに汲々たる餘り偶然的にも我尊嚴なる國體の問題に觸れるに到つたものである。屢々言はれる様にパークス其他英國の公使が我國體の世界に冠たる事實を正當なる立場に立ちて早くより認識してゐたのでは決してないであらう。彼等には所詮我國家が萬邦に卓絶する尊き國體を有してゐる事實並に我國體の本質を了解する事は不可能であつたであらうと思ふ。幕末時に於ては我國家の存在を無視し、剩へ全く我國を植民地的な搾取の對象とさへ考へ、傍若無人の態度を持して我國民に臨んでゐた彼等であつた。今日當時流布された風聞には讀むさへ憤懣に堪えざるものがある。例へば「傳エ言、此書當夏ノ頃

神奈川ニライテ夷人ノ頭ミニストル密ニ秘スル所ノ書札ナルヲ窺知リ、薩ノ士四五人言合セ、右ノミニストル知己ノ遊女ニ言含メ奪取ラセ、合圖ノ海船迄持出サセ、不移時刻旅館エ火ヲ付燒失ノ振ニ取斗、其後彼遊女ハ薩劬エ引取ルト云」と奥書されある「亞魯英佛ノ四州盟約書和解」なる一風聞書の最後の一節に、「下田ヨリ以東ハ亞國領トスヘシ。以西ヨリ兵庫ヲ限リ魯國領トスヘシ。兵庫以西ハ佛英兩國領トスヘシ。前條違亂不可在盟約如件。」とあるが如きはもとより或ひは當時の一の坊間における無稽且つ事實無根なるデマであらうが、かかるデマが流布される所に、當時我國家は歐米人より如何に見られてゐたか、又、我國民が如何に歐米人に對處してゐたか、其の一端を窺ひ知る點があると思はれるのである。吾人は今日皇軍が遠く北海の果、極寒の極地より南海の果、瘴癘の地、赤道をも越えて、破邪の劍を振ひ、肇國の大理想の實現に邁進せるを見る時に、幕末時に於ける彼等外人が果して今日の如き我國を豫想し得たであらうか、感また無き能はぬのである。サトウは「大君」なる語が「天皇」と同義語なる故に、元來天皇の臣下たる可き將軍に「大君」なる稱號を用ふる事は不可であるとし、爾後、公の書には將軍に對して「大君」なる稱號を使用する事を避けたと言つてゐるが<sup>④</sup>、これもとより繰り返す迄もなく、彼等の貿易上の既得利權擁護の必要から出でたる偶然の發見であつて、大義名分に基いて考へた事では毛頭ないであらうと思ふ。一小冊子『英國策論』は吾人に尙數多くの事柄を示し教へてゐるが、此の一小冊子は幕末時に於ける英

國の對日政策即ち飽く無き彼等の搾取主義的貿易の特徴を最も明截に表示するものである點に又頗る深き興味と價值とを有するものであると思ふ。

- ① 以下、新舊時代、大正十五年四月號。
- ② 『日本耶蘇會刊行書志』解説、「サトウ先生著述目録」参照。
- ③ 學燈、昭和四年九月二十日號、「維新日本に偉大なる貢獻をなせるサー・アーネスト・メイスン・サトウ氏の著述」参照。
- ④ 新村出博士、『薩道先生景仰錄』、昭和四年十一月十日發行、二十九頁。
- ⑤ 新舊時代、大正十五年四月一日、「サトウ著「英國策論」を紹介するに當りて」、四十九頁。
- ⑥ 明治文化發祥紀念誌、大日本文明協會發行、大正十三年十二月號、百十三頁。
- ⑦ 羽仁五郎は「明治維新(二)」に於て(岩波講座、日本歴史、百〇五頁、昭和十年五月)「サトウの「英國策論」は、彼がこの日本方針を慶應二年初頃ジャパン・タイムスに執筆せるを阿波藩の士にして彼の日本語教師なりし沼田寅三郎(?)の助けをかり邦譯、阿波侯の一覽に供したものであつたが、之が直ちに各方面にて轉讀轉寫され、特に勤王討幕諸藩士等の間によく讀まれ、慶應三年には印刷されて「英國策論」と題し大坂京都の書肆で賣られたといふ。」とある。この意見は A Diplomat in Japan に従つてゐる事は氏も亦認むる如くである。
- ⑧ Paque-Smith, *Ibid.* 271 p. Charles Rieherby は千八百六十二年に横濱に來た。尙 J. R. Black, *Young Japan*, Vol. I, 377 p.
- ⑨ A Diplomat in Japan, 159 p.
- ⑩ B. M. Allen, *Sir Ernest Satow*, 45 p.
- ⑪ A Diplomat in Japan 159 p. 尙、維新史料綱要、卷七。
- ⑫ 維新史料綱要、卷七、一二。
- ⑬ 明治前記、下ノ三八九。唐津藩世子小笠原長行は當時外國事務總裁であつた。老中兼役。尙サトウは四月に入りてパークス

一行の陸路教賀方面より北陸に至るに同行し、七月二十二日大坂に歸着してゐる。尙、薩俄實愛日記、第二ノ四三、慶應三年四月十六日の條。伊達宗城在京日記、四四五、慶應三年四月十八日の條参照。

- ⑭ 翁草見聞集、五十八、慶應三丁卯年自七月雜記。「薩道」は又「薩通」と記されし例がある。例へば伊達宗城在京日記、四四二。
- ⑮ 大西郷全集、第一卷、八七八。
- ⑯ A Diplomat in Japan, 258 p. 「別紙上陸英國人名面」のパークス、ヘウエツト、ゲメル、シットホルト、サトウは夫々 Parkes, Hewet, Keppel, Milford, Satow とあるが、サテイはサラミス號 (Salamis) の艦長 Suttie である。A Diplomat in Japan に依れば上陸者は次の様になつてゐる。Commander Saetis of the "Salamis, Major Crossman of the Royal Engineers, Lieutenant Stephenson (Flag Lieutenant); Sir Harry Parkes, Admiral Sir Harry Keppel, Captain Hewet, Milford, Risk, Satow である。Ibid 259-260 p.
- ⑰ A Diplomat in Japan, 257 p.
- ⑱ 此の時に彼は土佐藩士後藤象二郎と面會してゐるが、且又坂本龍馬も亦慶應三年八月十一日に土佐藩船夕顔丸にサトウと同時して長崎に向つてゐるから、坂本龍馬もとよりサトウと面識あり、其の意見を聴いた事と想像される。坂本龍馬關係文書、第二ノ二五九。維新史料綱要、卷七、二二一。
- ⑲ B. M. Allen, *Ernest Satow*, 44 p.
- ⑳ A Diplomat in Japan, 159 p.
- ㉑ 寛永十一年幕府は日の丸を公儀の徽章とする事があつたが、幕末に到りて安政元年七月十一日に老中阿部伊勢守正弘は「大船製造に付而者異國船に不紛様日本總船印者白地日の丸幟相用候様被仰出候」と令した(日本財政經濟史料四ノ一一一)。此の觸書案は「大船製造に付ては異國船に不紛様御國總船印者、白紺布交の吹貫、帆中柱へ相建、帆は白地中黒に致し候様被仰出候、右の外浦々心得のため公儀御船は旭の丸幟を相立候管ニ付云云」とある(薩藩海軍史、上ノ七九五以下)。而して

萬延元年十二月六日に重ねて同様なる令を發し(日本財政經濟資料四ノ一一一三)、更に文久三年八月七日に一般の船舶も外國船と區別する爲めに日の丸旗を用ひしめた(日本財政經濟資料四ノ一一一五)。

22 嘉永六年十一月薩藩は幕府の許可を得て自藩船舶に旭日旗を用ひんとしたが幕府はこの願を留保した事がある(薩藩海軍史、上ノ七九四)。

23 幕府は安政六年十月以來外國人の居留地に鑑札を所用せず武器を携帯して入るを禁止したが、萬延元年二月八日にも同令を神奈川奉行へ老中脇坂中務大輔安宅より出されてゐる。慶應三年七月の此れに關する令の内にも「一鐵砲武器は其差添候者より證書差出通行可致事。」の一條がある。本文のサトウの文意は此等の諸規則を指すのである。横濱開港五十年史、上ノ三三三。

24 J. R. Black, Young Japan, Vol. I, 125 p.

25 大西郷全集、第一卷、八八七。

26 例へば元治元年正月十七日、税率の過重と商賈の買占に依りて生絲貿易殆ど杜絶せし時に英國代理公使ニールは本文の如き事を以つて其の改善を幕府に求めた事がある。維新史料綱要、卷五、九七。尙概觀維新史、三四五。

27 此の間、文久二年十月初に武家傳奏が從來幕府に提出せし誓詞を敕命に依りて廢止する様になつてゐる。此れ亦法制史上注目すべき事である。

28 大日本古文書、幕末外國關係文書之二十、五一六。

29 維新史料綱要、卷二、五九五。

30 大日本古文書、幕末外國關係文書之二十、六九一以下參照。

31 徳川慶喜は翌六日登營停止となつてゐる。

32 併し徳川慶勝は長州藩を恭順せしむる爲めに、西郷吉之助、藝州藩家老辻將曹等をして吉川經幹に恭順を促さしめてをり、遂に此等の者の意見に従つて長州藩は恭順の意を表する爲めに三家老四參謀を切つてゐるから、「無據第一ノ官人」とは西

郷及び辻を指稱するとも解せられる。姑く本文の様に解釋して置く。

33 此の個所は和文には存在しない。英文には "All questions in regard to rights, whether of property or person..." なる文言が存在する。これを指稱してゐるのである。

34 引用せる條約の條文は明治十七年改版の外務省發行、締盟各國條約彙纂に従つた。

35 本書は渡邊修二郎氏に依りて『英譯對照開國史談』なる別冊と共に、明治三十八年六月二十五日再版されてゐる。又彼が日本語の辭書を編纂してゐる事は Allen の Sir Ernest Satow, 48 p. に記してゐる。

36 J. R. Black, Young Japan, Vol. I, 84 p.

37 Allen, ibid, 50 p.

## 三 藩議會の設立と其の消長

我國の開國を其の契機として爾後久しく我國を支配し指導せる一の思想の波があつた。何人と雖も澎湃として襲來し來れる此の波濤に抗する事能はず、實に維新の大業すらも摩訶不思議に見ゆるこの波の持つ不可抗の魔力に依りて遂に成就され得たと申すも過言ではない位である。此の偉大なる力を持つ思想の波とはそも如何なるものを指すのか。それは即ち實に「公議輿論」の合言葉に要約され得る。所謂勤皇の志士に於ても果又幕府側に於ても「公議輿論」を何等かの形に於て口にし、具體的な制度として具現せんと努力しないものはなかつたのである。此の「公議輿論」の四字は新日本形成の一の指導理念であり、新日本建設へと貫く力強き逞しき意慾であり、新日本の思想界を壓倒し盡せる思想的産物。中空に高く掲げられし大旗であつた。もとより吾人は此れに類する指導理念が、一代一期を支配した歴史の繼起の諸現象を、過去の時相に於て數多く指摘し得られるが、これを單に偶然的な且又必然的な契機に基く、時限的に、一期より他期に移行する過渡的な現象、言葉を換へて言へば、當然に生ず可き自明の歴史事象として把握す可きであらうか。此の當然に生ず可き自明の歴史事象の背後には夫れをして一見恰も必然的な事象なるかの如く假裝せしめてゐ

る具體的な歴史事實の因素の數多き連關が潜在せる事を抉剔せねばならないのではないか。「公議輿論」なる指導理念が日本を覺醒せしむる緣由となり、舊日本をして新しき今日の日本たらしめた事自體の裡にも、吾人はかくならしめし契機を明示し得るものであらうと思ふ。吾人はこの契機を次の如く把へ度いと思ふものである。

既に一の「維新以前に於ける議會制度の移入」の項に於て觸れた様に、我國が開國を斷行した當時、世界を支配せし風潮は實に自由主義的な政治思想であつた。當時にあつては成文憲法を以つて個人の自由權を保障し、個人意志を代表する議會をして國家權力の決定・行使に參與せしめんとする所謂立憲君主制 (Konstitutionelle Monarchie) の形體を採る事は近代國家構造の自明なる前提的條件と考へられ、かかる組織なくしては近代國家として觀念されず、かかる國家に於ては、自由平等なる個人の自由主義の原理と、それを基本とする保障は議會制度の採用に於て頗る廣き範圍に迄、擴張解釋されてゐたのであつた。申す迄もなく、國家を組織せる幾多の集團の全體が、夫々に於て自らの意思を發表する事は不可能であるから、所謂代議人たる者を選擧制度に依りて選出し、これを議會に送り、天賦の人權と考へたる自由平等の既得權を擁護せしめ、これに依つて國家權力の恣意なる行使を制肘せんとしたのである。斯の如き風潮は直接的には米國の獨立戰擧 (1776—1783) 並に佛蘭西革命 (1789—1794) の思想的基礎を爲せるアルツジウス (John Althusius, 1557—1638)

ロック (John Locke, 1632-1704) 等を経てルッソー (Jean Jacques Rousseau, 1712-1778) 等に到る、個人の自然権乃至は社會契約説に基き、國民主權の原理を以つて、君主の專制的權力に對抗せんとした諸學説に據つてゐるが、殊に佛蘭西革命に於ける「人權宣言」(Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen)の發表は近世政治理論の新しき現實的展開を意味し、又近代的國家誕生への道の新發足をも意味するのであつた。斯の如き歐洲の風潮は何等かの形に於て、果又何等かの度合に於て開國當時の我國の達識者にも感得された所であつたのは勿論である。かくして舊政治體制を打開する爲めには最もこれと對蹠的な方法を採つて斷行する事を得策とせば、此の場合、封建的專制獨裁政治と最も對蹠的なものとして彼等の眼前に現はれた、かかる民主主義的な自由民權思想の基礎の上に立つ思想並に制度が採用されるに到つた事は當然なる事柄である。彼等がかかる民權的思想に根據を置く具體的な組織として合議制に着眼し、實に此の合議制に依りてのみ舊日本の政治體制を開明の域に迄運び行き、列強と同列の光輝ある世界へ導き得るものと信じたのである。例へば橋本左内は安政二、三年頃の著と考へられる『西洋事情書』に於て

近來西洋各國、中略、政體の趣意は一に天帝之意を奉行すると申すことにて、上下共衆情に戻り公議に背候儀は不爲事、第一の律令に有之候よし。依之役人の選舉坏、先第一に國內の衆論に基き、賢明才學之者を學用致し候由、國王之一族は貴族と唱、推尊致置候得共、此も不賢なる人は政事等は必不預しめ候由、殊に國家の大

事法令を改、兵革を勤、工作を起し候様之儀は、學校へ下し、熟議上にて費論相定、政府へ申達、政府にても夫々之官、反覆訂論して、衆議一同之上にて行候よし、因て國王連も一人にて吾意に任せ、悉に大事を作すこと不能由。下略。①

と述べ又、同三、四年頃の「建白書」②にも「政府諸有司選舉之法」を建言し、西洋に於ける會議制賢良者選舉制の存在を謳歌してゐるのである。横井小楠の思想に於ても、文久二年の「幕府に建言」の七條の内に「不限外藩譜代撰賢爲政官。大開言路與天下爲公共之政。」の二條の存在せし事を知り得られる③。尙、萬延元年新見豐前守正興一行の渡米に同行せる長州藩北條煥(竹潭)は「撰衆學賢政日新、乃知教育遍窮民、啞能手語盲能讀、州内全無癡病人。」と吟じたが④、右の詩は「余茲庚申幕廷送議差節干米制堅國申定條約、余乃從外國局隊長成瀨君往焉。」とある様に、右は米國の行政組織を見聞して吟せるものである事は明白である。幕府に於ても大鳥圭助は「前文申上通り正直明智之人は其貴賤ニかゝわらず御撰舉有之國事御相談被爲在度ハ改而申上候迄茂無御座候、願くハ上下兩等之評議館を御設ク但昨年中京都ニ於て被爲開學習院之類ニ而ハ却而不都合之事も出來可仕候月六齊と申物歟、日限を御定め上等之館ハ在府諸侯方、下等之館御旗本御家人並在國諸侯方大夫のミにも不限、其一家中人望有之忠良之人物、一兩人も出席被仰付、何事に寄らず御國體ニ關係之義ハ先以閣老參政方を始め、幕府要路之御役人衆議、豫め目的を附置、其趣分明ニ兩館に書下ケ、各之存寄御尋、封書又は演舌を以成

共時宜に隨ひ爲御答、而後其儘を達上聽、又公方様ニ茂度々右評議館に爲成、遂一衆議被開召上、其上ニ而御英斷を以御施行有之、云云。」と文久四年子正月に建言してゐるのを見るが⑤、慶應四年正月の柳河春三の建白書草案にも「言語洞開衆論御採用之事」を論じ、藤野善藏は更に具體的に藩論代表の議會制の設立を説いてゐるのを見る⑥。所謂勤皇志士の方面に於ても亦、衆議を採用すべき意見を唱導せる事は幕府の夫と何等の本質的相違を見出し得ない。例へば慶應三年十二月二十六日の『伊達宗城在京日記』の一節に⑦

今日ニ至上下議事院の紀律早々相立不申候而ハ王政復古も有名無實、且私論偏黨ヲ不免候、故昨日モ反腹陳論仕置候。

と見え、大久保利通も慶應二年の「公論採用ニ關する意見書」に於て⑧、

衆議ヲ被開食候ハ天下之公論ヲ採ランカ爲ナリ、方今宇内各國ニ於テモ衆議ヲ開テ公論ヲ採、各大同小異アリトイヘトモ公論ヲ以大政ヲ議スルニ決ス、然レハ其公論ヲ採ルニ法アリ、其法不立シテ公論ヲ採ル事調ヘカラス。

と述べてゐる所である。當時に於ける幕府勤皇兩面に於ける「公議輿論」論の展開とかかる論の支配的なりし例を尙幾多擧げ得るが⑨、斯の如きは實に鬱塞せる舊政治體制の開放の爲めに等しく當時の有識達眼の士が臍氣に知り得た先進國の議會制度論を我國に移入し、公議輿論の制度を舊政治體制崩壊後に代置し得可き唯一の方策として考へてゐた事を示すものに外ならない。誠に、彼等の

腦中を去來せる頼り得べき唯一の道は賢良者の衆議に基く新體制の樹立以外、何等の道も此處に發見し能はなかつたのである。かかる「公議輿論」の思想が上述した思想的過程を経て生れたものである事は明確には彼等に意識され得ない事であつたとしても、斯の如き當時の事態は「公議輿論」を抗し能はざる時相として顯現せしむるに到つたのであつた。かくて明治新政府は新體制に基礎を置く政府として封建的政治様式より一洗して現はれ、一世を蔽ふ「公議輿論」は新政府の國是として掲げられ、此處に新政府の向ふ可き大道は輝き示されたのであつた。抑々明治元年(即ち慶應四年)閏四月二十一日に所謂「政體書」を公布さるるや、其の冒頭に「一大に斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス。」⑩とあり、而して五箇條の御誓文を引用列記したる直後に於て「右御誓文ノ條件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ。」と述べられてゐる。申す迄もなく御誓文は同年三月十四日に「永世ノ基礎此他ニ出ヘカラス。」として發布されたる我國家誕生の第一聲であり、永遠の國是の根幹である。此の國是に示されたる精神は萬機公論に決する「公議輿論」の標語の具體的なる宣明であり、維新翼賛の勤皇志士の夢寐にも忘却する事能はざりし政綱の一であつた。新國家を西歐先進開明の諸國の位置に迄到達せしむる爲めには、又古き封建の殘滓を拂拭し、天皇翼賛の實績を擧げ得る唯一の道として彼等の考へてゐたのは、「公議輿論」を動かし難き基礎的政綱としてこの一線に添ふて猛進する事にあつた。彼等には「公議輿論」の思想の擔へる歴史的なる諸事件には直接

何等の興味さへも生ぜしめない。「公議輿論」の具體的組織たる議會制度は如何なる歴史的發展の産兒であるか、それも重大なる問題ではない。ただ勤皇翼贊の大業成就の爲めには舊體制封建を打破する必要あり、其の爲めに採られざる可からざる方策であつたのである。例へば慶應三年六月十四日の薩土兩藩の盟約書の一節にも①

一天下之大政ヲ議定スル全權ハ朝廷ニ在リ我皇國之制度法則一切之萬機京都之議事堂ヨリ出ヲ要ス  
なる注目す可き一條を有してゐた事は次の

- 一 議事院ヲ建立スルハ宜ク諸藩ヨリ其入費ヲ貢獻スヘシ
- 一 議事院上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至マテ正義純粹ノ者ヲ撰舉シテ尙且諸侯モ自ラ其職掌ニ因テ上院ノ任ニ充ツ

一 將軍職ヲ以テ天下之萬機ヲ掌握スルノ理ナシ自今宜ク其職ヲ辭シテ諸侯ノ列ニ歸順シ政權ヲ朝廷ニ歸ス可キハ勿論ナリ

の諸條と共に看過する事が出来ないものであつて、後には右の如く具體的なる形式を探らず、假令抽象的なる條項として五箇條の御誓文の上に列擧されてゐるとしても、其の五箇條の國是は皆、「公議輿論」の思想的基礎の上に其の存在を觀想し得る條項であるのである。御誓文發布に至る経緯は既に學界に於ける種々の研究に依りて其の大體の状態を明かにしてゐるから、今本論に於て其の跡付けを企てないけれ共、維新以後、新政府の辿り行きし動向を今日より此れを見れば實に「公議輿

論」の具體化に對する努力に外ならない感がされるのである。「公議輿論」の具體化は明治二十三年の第一回帝國議會の召集を以つて有終の實を結んだのであつたが、併し御誓文の第一條には「一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」なる有名なる一條を有し、又其の時御發布の御宸翰の内にも「朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ」と宣ませられてゐる所である。斯の如きは實に明治聖業の合言葉たる「公議輿論」を具體的に示し給へる聖慮の御一例であるが、此の御趣旨に基き政體書にも三權分立が形式的ではあるが示され、又「一各府藩各縣皆貢土ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ」とされてゐる所であつた。かくして明治新政府に於ては公議輿論機關として自ら範を示して設立された議政官制度は其後、政府部内の諸思想を反映して朝令暮改の改變を経た事は屢々論考されてゐる如くであつて、各藩に於ても亦、此の中央政府に於ける議政機關の設立と照應して種々の議政的機關の設立が行はれた所であつた。元年閏四月二十一日頒行の政體書に見ゆる官職に於ては府藩縣何れも其の官職規定は頗る簡單であり、府は知府事一人が「掌繁育人民富殖生産敦教化收租稅督賦役知賞刑兼監府兵」の職掌を有し、判府事二人あり、縣亦、知縣事、判縣事が置かれ、知縣事の職掌は大體、知府事の職掌と相似するものであつた。然るに藩の項に於ては僅かに「藩。諸侯」と記載されしのみにて何等各藩の行政の内部構造に觸れてをる所はないが此れ申す迄もなく、區々を極めたる各藩行政を統一的機構に改編せしむるには未だ中央政



府の實力も充分でなく、且又政府もそれより以前になさる可き雑多の事業を有してゐる際であつたので、藩政府機構を改編せしめ、徒らに各藩を刺戟する事を極力回避せんとした事に依るのである。然るに元年十月二十八日に行政官布告を以つて藩治職制を發布した。即ち

天下地方府藩縣之三治ニ歸シ三治一致ニシテ御國體可相立然ルニ藩治之儀ハ從前各其家之立ルニ隨ヒ職制區々異同有之候ニ付今後一般同軌之御趣旨ヲ以テ藩治職制大凡別紙之通可相立旨被仰出候事

とし執政、參政、公議人の三者を置くに到つた。此の場合に見ゆる公議人は「掌奉承朝命代國論備議員」もので、此處に述べんとする藩議院の議員ではない。併し此の行政官布告の最後に頗る注目す可き一條が存在するのである。即ち

一大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付藩々ニ於テモ各其制ヲ立ツヘシ

これである。此の元年十月二十八日の布告に基き諸藩の内に於ては所謂藩議院の設立を行ふた藩が相當あるのであつて、斯の如き一條が藩治職制の内に存在する事は當時の公議輿論的風潮が如何なる度合に當時を風靡してゐたかを示すものである。かくて各藩の内には藩議會設立を計畫せるもの亦相當多かつたのであるが設立せらる可き各藩の藩議院に一つ基準を與へんが爲めに、政府は公議所法則案に順據して藩議院を設立す可き事を指示し、翌二年二月五日に行政官布告を以つて

但各藩議事體裁之儀ハ御取調之上可被 仰出答ニ候へ共各藩從來之制度モ不同所領之大小モ懸絶致シ地方之習俗利弊ニヨリ章程モ一定難致ニ付於 朝廷兼テ御内定ニ相成居候公議所法則案之大意ニ基キ變通ヲ加へ上下之間建

言之儀不洩上達候様可致候尤各藩議事體裁取定候ハ、其旨可伺出且又右ニ付難決事件ハ同様可伺出候事<sup>②</sup>

と令してゐる所である。既に先學に依りてかゝる經過を経て明治初頭各藩に於て設立を見たる藩議院は今日迄相當紹介されてゐる所である共<sup>③</sup>、自分は先學の紹介に洩れたる數藩の藩議會に就いて先づ紹介し、次に其の消長と藩議會が明治初頭に有せし意義に觸れて見度いと思ふ。併し此の際一應念頭に置く可き問題は、藩議會の設立を以て「公議輿論」の實績が實質上擧つたものと即斷する事は躊躇せねばならない事である。殊に國家行政上の重要事項を民の輿論の反映を以て決定するといふ様な思想が民間に迄深く徹底したとするのは即斷も亦甚しきものと考へねばならない。議會制度の本質は當時の有識者に於てすらこれを理解する事が出来なかつた部分少なしとしないのであるから、況んや、一朝にして我國民層一般が議會制度存在の意義を知得する事は不可能な事であつたと解釋せねばならない。英國に於てすら議會が政府の行動を能く掣肘し得たのは千六百八十八年の所謂名譽革命 (Glorious Revolution) 以後の事に屬すと言はれ、我國に於ては亦議會が行政官府に對立する機關として其の機能を發揮し得る迄には相當の年月を必要とするものであつた。たゞ藩議會の設立は少なくとも「公議輿論」の滔々たる潮流に應ずるが如き過渡期な現象であると解され、自分は當時設立されたる此等藩議會の内には其の運用上に幾多の疑を抱くものであつて一般民衆に與へたる其の實際的影響は極めて大でありしにも拘らず、餘り過大にこれを評價する事を避け

ねばならぬのではないかと思ふてゐる。併し一面、藩議會の内には民意の反映を要望せる極めて進歩的な組織を有したるものあり、又、中央政府の指示を俟たず率先して藩議會を設立せんとしたるものもある事は注意して良いと思ふ。例へば岡山藩三十萬五千石。藩主、池田章政。に於ては明治元年六月に政事堂を内山下評定所内に設けたが、此の政事堂は藩議會と稱する事が出来ないけれ共、二年二月の藩制改革には「議長國中衆庶ノ公議ヲ採リ上下壅滯セザルヲ要ス。其志ヲ遂ゲシメ下情上達セシムルヲ要ス。」とし、三年四月十二日に議事院を設け、議事院規則、議事下院規則を制定し、併せて議院幹事、議事掛、議事屬吏を定めたが、當時の觸書に左の如きが存し、その觸書には議事下院に撰出す可き民衆を選擧せしめし事を示せる趣意が見られるものである。即ち

○別帳一冊御郡中村々人材入札員數之者、一村壹人大村へ兩人ツ、筆頭之者一郡議者被仰付候様、尤筆頭指支之廉有之候へ、其後へ被仰付可然奉存候、此段民政通事の御申移り可被下候様御尊申上候 議長

赤坂郡平岡西村組合新庄村

恆二 八十吉 正四郎

(外村々ハ略ス)

○御郡中村々人材人名帳議長ノ指出相違候所、執政御聞届相濟候間、則壹冊右通進之候、宜敷取斗被可成候 以上

二月晦日

辨 達 役

山根惣左衛門様

○御郡之村々人材人名帳并議長尊書辨達役添書共相廻し候間、右名前一村壹人、大村者兩人ツ、筆頭之者一郡

議者被仰付候間此旨被相心得故障無之候へ、可被申候、尤筆頭之者指支之廉有之候へ、其次に可被申候以上

三月二日

郡 宰 當 番

赤坂郡大庄屋中

右之通御承知、議者御申付之名頭御請取被成置、其者に御申付之上、横折ニ名前來ル十三日中ニ御書出可被成候、筋立故障之義御座候へ、其旨御申出承届候上、次之者に御申付可然もの前以外の願、故障之者今日御申出置可被成候

浦 上 篤 二 郎

右の一連の觸書類は明治二年二月より三月にかけて岡山藩議事下院に出頭せしむ可き代議人を、各村の人材より入札の方法に據りて選出して作成せる「人材人名帳」より決定せし事を示す當時の觸書と解釋されるのであつて、大體小村より一名、大村より二名を選出し、更に此等の内より「一郡議者」を入札し筆頭、即ち最も多數の投票を得たる者が此の「一郡議者」となる定なりし事を示すものである。斯の如きは岡山藩の議事下院の構成が尙、形式的であれ、極めて進歩的な色彩を有した事を示すものであらうと思ふ。

又、中央政府の指示を俟たず率先して藩議會を組織せし藩も相當今日に知られてゐるが、新資料としては左の如きが其の一例と見る事を得やうか。例へば嚴原藩十萬石。藩主、宗重正。に於ては明治元年九月二日既に議員を置き、同四日には進言の建言を停止せりと雖も、個人が封書を以て建言するを許したが、これより幾、八月二十九日には執政、參政、司憲と共に議事の職を置いた。元年七月藩主

重正が藩政を改革せし時に發したる書の内に左の如き注意す可き文言がある<sup>⑨</sup>。

上略。假令古ヨリノ國典仕來ト雖モ公議衆論ヲ以テ廣ク聖經賢傳ニ證シ和漢古今ノ時宜ヲ斟酌シテ措置其當ヲ得、因循偷安、從前ノ頽風ヲ不變様議定可令事

此度於朝廷攝籙門流ヲ廢セラレ廣ク賢才ヲ天下ニ求メ士庶人ニ至リ其材藝ヲ以テ朝政ニ參セシメラレ候御主意ニ候得者、於當家モ三家代々老職相勤候事、自今廢セシメ、其以下ニ至リ門地資格ヲ以テ役務ノ人撰致サス實才實能ノ徒、撰舉致シ、終ノ黜陟公明正大ヲ以テ愛憎姑息ノ弊コレ無ク人撰其當ヲ得候様、厚ク心ヲ用ユ可キ事ニ候。中略。重大ノ事件ニ至テハ政府ノ公議ニ決候様可致事。中略。朝廷萬機專ラ公議ヲ盡サレ候御主意ニ付、國事尙廣ク會議ヲ興シ言路開達ノ道可爲專要候事

右の藩主の趣旨は遂に三年正月十五日に藩議所を設置せしめるに到つたが<sup>⑩</sup>、この藩議所の設置は三年にして寧ろ他藩より遅るゝものであるが、藩内に既に早くより公議輿論に決する風潮が漲つてゐた事を知り得られるものがある。又、山口藩<sup>二十六萬九千石。藩主、毛利慶親、其後、元徳</sup>に於ては元年十二月二十八日に政府に提出せし「長門藩上申書」を見るに政事堂の内に議政局あり<sup>⑪</sup>、議政局は「右一官立法ノ事ヲ掌ル」<sup>⑫</sup>として、立法機關としての議政局の存置を傳へてゐるのである。山口藩の場合は「一先般、從天朝被仰出御誓文ヲ目的トシ御政法ニ法リ上下心ヲ一ニシ」とある様に御誓文の趣旨に依りて藩制改革を行ひ議政局を存置したものである事が明白ではあるが、其の實際的施行の状態は不明であるとしても亦以て比較的初期の一例とする事が出来やうか。大垣藩<sup>十萬石。藩主、戸田氏共</sup>に於ても早く慶應三

年十一月に評定局が設置されてゐる<sup>⑬</sup>。當時の「大垣藩封内布告」に「評定局御取建之事」として左の如き布告が掲載されてゐる所である。即ち

御政道御一新被仰出候ニ付廉立候事件公議を遂げ候ため、今度學館内ニ評定局御取建可相成候、右之局は出役之者撰舉の儀も一同之公評を盡し可申との御主意ニ候、依之見込有之者は任撰いたつ、來ル十二月迄ニ太鼓御門目安箱中の封書を以て可差出候、尤貴賤之差別なく御家中之外たり共其任ニ當り候者は無斟酌可申出事

右之通御家中に被仰出候、御家中之外たり共其任ニ當り候者ハとの御文言も有之、一同之公評を盡し相撰べくとも被仰出候ニ付而者、御領内之者共ハ少しも憚かる事なく、御百姓町人其外僧侶ニ至る迄、才智ありて當今之時務ニ通し治國之任に堪べきと見込たる者あらハ、兩惣御門に御差置之目安箱中の封書を以て申立へし、來ル十二月迄との御文言に者候得共、其刻限ニハ拘るべからず

大 梯 評 定 方

抑々戸田氏共は二年正月二十日に薩長土肥四藩が版籍奉還の上表を朝廷に奉呈するや、同二十八日其の建白の趣旨に倣ひ版籍奉還を奏請せる者で、父氏彬は禁門の變に於て賞を賜ひし事があり、氏共亦早くより京都に出で朝廷との交渉亦多くあつた。斯の如くなるを以て早くより「公議輿論」の天下の趨勢を洞察し頗る進歩的な見解を持してゐたと思はれるのである。彼が慶應三年末に於て既に評定局を設置した事亦由ありとせねばならない。又、前橋藩<sup>一萬七千石。藩主、松平直克、直方</sup>亦明治元年九月二十二日の藩政體の變革に於て議局を設置し、議事頭取の議員を設けた<sup>⑭</sup>。議局は「議事を厚し輿論を

探るが爲め又説諭探索に備ふるもの」であつたが、議事頭取は議長の職掌に當り、議員は「遊撃隊ヨリコレヲ探ル。内局ノ命ヲ受ケテ事ヲ議ス。又諸向ノ意見ヲ議シ或ハ諸向ノ議ヲ聞糺シテ之ヲ内局ニ達ス。又諮問ノ説得糺正及ビ探索使命ニ任ズ」る事を職掌とし、全く行政機關に對する諮問機關たるの役割を果せるものであつた。

以上の如きは實に、明治初頭に於て設置されたる藩議會の二三の例にして、右の内には大垣藩に於けるが如き頗る進歩的な思想に基ける例なしとせぬのである。併し乍ら今日自分の知り得たる多くの例は概ね明治二年二月五日の上掲の行政官布告の趣旨に基き藩議會を設置せしものに屬するのであつて、此れ、自分は藩議會の設置を以て、議會思想の地方への浸透と見て、過大にこれを評價する事を躊躇してゐる所以である。何となれば自律的議政機關として藩議會が建置されたものであれば、相當其の建置を高く評價しても良いと思ふのであるが、他律的に、換言すれば中央政府の慫慂に依り一見、中央政府の指示に追従するが如き態度を持して、藩議會が建置されたものとせば、形式的には假令藩議會の存在を見る事が出来ても、實質的には其の權能の效果は甚だ疑ふ可きものが存するからである。まことに明治初期二年より廢藩置縣の年即ち四年に到る間に設置された多くの藩議會の内には其の實質的な運用は今日尙、明確に知られざるものが多いが、此の事實は又他面に於て、當時に於ける藩議會の運用の度合を何等かの意味に於て暗示せるものではないか。

以下先づ年代順に自分の知り得たる藩議會の内の二三を列挙して置くであらう。

先づ松山藩十五萬石。藩主、久松勝成は明治元年十一月二十二日の藩治職制に執政局、文武並軍務局の内に議事

なる役を置いたが、二年二月五日の職制改正に於て公議局を置き以て同年九月の藩籍奉還聽許後の職制改革に到つてゐる<sup>②</sup>。又、『南紀徳川史』を見るに<sup>③</sup>和歌山藩十五萬五千石。藩主、徳川茂承に於ては二年二月

十五日の職制に於て政事府の内に議事所を設け、議事所は「國內衆庶の建議を聽を掌る。」所としてゐる。更に松江藩十八萬六千石。藩主、松平定安は其の『雲藩職制』<sup>④</sup>を見れば、議行局を設け、其の内に執政一等、

參政二等、與聞三等督議三等議員無等を置き、特に議員は「國政及諸事を議して督議に達す。但議員の

外士庶人所見ある者貴賤を撰ばず皆議事の席に加へて衆論を盡すべし。」とあり、此の職制は『出雲藩治職制』<sup>⑤</sup>なる別本の寫本を見るに、明治二年二月の改革なる事を知るのである。而して『出雲藩治職制』には

明良際會百度維新千歳ノ一時タル間苟モ守土責□ルモノ大ニ舊弊ヲ洗除シ基本一定中興ノ御盛業輔翼シ奉ルニ非レハ何ヲ以テ藩屏ノ任ヲ保ツ事ヲ得ンヤ仍テ今御政體ニ法リ職制改メ繁冗ヲ省キ簡易ニ就ント欲ス衆士此意ヲ體認シ冀クハ余ヲシテ負乗ノ諒ヲ免レシメ同心協力皇國ノ御爲各其分ヲ盡シ富強ノ道ヲ開成致スヘキ者也

明治二年己巳二月

とあり、更に其の次に掲げられたる「政體」に

政 體

一 去夏 朝廷ヨリ 仰出サレシ 御誓文ヲ目的トシ尙亦追々御布告御主意奉戴シ各其職掌ヲ守リ藩屏ノ任ヲ竭スヘシ。中略。

一 己ノ職ヲ外ニシテ他ノ務ヲ伺ヒ竊ニ異議ヲ生スル事嚴禁タルヘシ、若シ所見異ナリニ就テハ公言議衆論ヲ盡スヘシ

一 門閥ヲ以テ職ニ任セラル、ハ勿論ト雖モ大臣ハ敬セサル可ラサルニ依テ一等官ニ至テハ容易ニ昇ル事ヲ許サス。

二等官以下ハ専ラ賢ヲ<sup>エカ</sup>ラヒ人財ヲ撰擧スヘシ。中略。

一 タヒ定ル制度ト雖モ又異議アレハ衆論ヲ盡シテ速ニ改正スヘシ

右の藩主よりの訓令及び「政體」を讀むに、松江藩に於ては議行局を設置せられしは二年二月五日以後の事に屬し、其の當時尙藩内には衆論を尊重する風潮一方に興りつゝありと雖も封建的階級制度尊重の殘滓は頗る強く、議行局の議員は無等官にしてこれ亦、單に微弱なる、實行力なき諮問機關であつたと想像される事は、亦以て其の實際的運用の程度を推知し得るのである。前橋藩は曩述の様に元年九月二十二日に議局を設けたが、更に二年四月二十五日にこれを改革して、議政局とした。併し其の内容は尙詳細に此れを知悉し得ないのである<sup>⑩</sup>。此れに反し、二年六月二日の上田藩<sup>五萬三千石。藩主、松平忠禮</sup>の藩治職制は稍々明確に其の内容を知り得る<sup>⑪</sup>。「上田藩治職制表」を見るに上田藩の藩議會は議政堂と稱し、上局、下局の複合制議會制度を採用し、上局には議長<sup>官一等</sup>、副議長、公議人

共ニ二 議官<sup>官三等</sup> 判事<sup>官四等</sup> 史生<sup>官七等</sup> 筆生<sup>官八等</sup> 使部<sup>官九等</sup> が置かれ、下局には判事<sup>官四等</sup> 議員<sup>無定</sup> 使部<sup>官九等</sup> が置かれた。而して「政體」を見るに<sup>⑫</sup>

一體治の體裁を議政・施政の二堂及び四廳・各司と定め二堂を以て四廳を管し、四廳を以て各司を分督し、藩主自ら二堂を巡臨し、藩務を聴知し、勵精治を圖るは、即ち従前尊重繁雜の弊を一洗し、誠意職を奉じ躬を以て下を牽ゆる所以なり。中略。

一堂廳各司を設け事務を分課すと雖も決議の全權を議政堂に歸し、凡藩士より庶人僧侶に至る迄の輿論正議、一此に總括せざるはなし。政本をして合一ならしめんが爲なり。夫藩主よく心を虚して輿論正議を容れ執政よく藩主をして輿論正議を聽受せしめ、議員よく公論議を竭盡す、之各其職任の當然を盡す所以なり。然るに若し執政議員藩主の威權を犯すことある時は、之を廢するの權、固より藩主にあり、議員にして藩主執政の然とする公論を拒むものあれば之を廢し、別に議員を起すべく、藩主の輿論正議を聽受せざること數々なるは責執政にあり。宜く之を廢し別に選舉を行ふべし。藩主執政並に議員の正議を容れざる時は議院の權より一藩の大會を起し、廣く輿論公議を採り至理に歸する所のものは乃ち之を頒行し、藩主と雖も容易く之を動かす事を得ざるべし。豫め此規則を竭ぐるものは上下をして勵精奮發各其職掌を永續せしむる所以なり。

と述べ以下、諸官任期を三年と定め、公選入札の法を以て選任す可き事を定む。右の「政體」の趣旨に據れば議政堂は全く藩行政上の最高議決機關である様に見える。而して議員の權限は相當廣汎且つ強力にして、藩主執政と雖も故なくして議員の正議を認容せざる場合は議員は一藩大會を開催

し、其の是非を問ふ権限を有し、一藩大會に於て決議されし事項は藩主と雖も此れを理由なく變更する事能はざる旨を定めてゐる。此れ當時の世態人情を考慮に置いて考ふる時は、頗る劃期的なる注目す可き規定たるや勿論なれ共、議員が「藩主の威權を犯すことある時は」其の職を免せられ、議員は又「藩主執政の然とする公論を拒む場合」亦其の職を免せられる諸項の存在する事は、議員の權限に廣汎且つ強力なる制限を加へたるものと見る可き條項ではないか。更に議政堂及び施政堂の「規程」即ち職務細則規定を定めてゐる。例へば

一議政二堂、及び諸廳共に毎朝辰牌、堂に上り公自ら二堂に臨み萬機の庶務を商議施行し、午牌退くを常とす。時に大廳あるは此の例にあらず。但事の留滞なきを主とす。

即ち諸役人は今の午前八時に出勤し、別段大會議なき場合は正午退廳するのであるが、藩主は自ら二堂に出勤して庶務に参加する事としてゐる。又、右に直ちに引續いて

一請願伺請届及び議事進達等已刻に過ぐべからず。但臨時至急の事件は此限にあらず

一堂廳司局の議事宜く大小緩急を分別し大急を先とし小緩を後にすべし。而して議事毎に末官説を發し次第に上官に及び、討論公平威權下を壓するの弊なかるべし

一一議事決定せざれば余議を議せず。但臨時の急議は此例にあらず

一五節句。毎月一、六、休日の事

但五節登賀及び遷所守衛等従前の通りの事

と規定した。既に述べた様に上田藩議政堂は上局、下局の複合制議會制度を採用するものであつたが、上局は「政體の創立、法制の造定。機務の議決。賞罰の當否。職任の遷選。凡一藩治教の關する處百事論決皆此堂に係く。」所であり、下局は「公議する所、上局と異なる無と雖も廣く庶民に至る迄を選舉するを以て特に生産興利、錢穀出納、及び庶民賞罰等の如き専ら之を議せしむる事、皆此堂に係く。」とし、上局下局の間に議事事項を細別してゐるが上田藩議政堂の下局に「廣く庶民に至る迄を選舉するを以て」として、一般庶民階級の代議人を下局に選出せしむる事としてゐる事實は一應注意して良い點であらうか。故に上局議員は「三等官以上出頭して議事に與る時は之を上局の議員とし下局に區別す。」とあり、下局は議員となりて議員と稱せず、下局議員は「藩士より庶民、僧侶に至る迄、苟も國事を議するに足るもの遍く之を公舉し其員を定めず、凡政治の利害得失、法制の可否一切之を議せしむ。」としてゐる。且つ下局に於て議長の職掌を管する者は判事で、下局判事は「議事を管轄しよく議員の意を議長に達し上局の判事と協同し建議に忌諱なからしむべく又雷同するなく固執するなく勉て公平正大ならしめんことを要するを掌る。」としてゐる。

以上は上田藩議政堂の機構の大略を述べしものであるが、高遠藩三萬三千石。藩主、内藤頼直亦、二年六月十七日の版籍奉還御聽許後直ちに藩制改革を行ひ、藩議院を設立し<sup>⑧</sup>、權大參事を議長とし「藩内の法則事務を議して知事參事と共に可否を定むることを掌る」所とし議員を定員を定めず置き、特に議

員には「議局職員を以て是に立つ。」る事とした。尙、松代藩十萬石。藩主、眞田幸民、亦二年六月に幸民が松代藩知事に任せられるや、同年十二月の職制改革に政事所を設置し<sup>④</sup>五等少參事或は六等權少參事の内より議長を、八等官を以て議事に任じ、議長は定員一名、「掌納議事參庶政正權少參事中撰其人任之。」とし、議事は定員五名、「掌講究典故商議事務視時勢察輿論。」と定めた。次いで三年九月の改正に於て正式に議局を設け、議長は從三等二十八石の役高を與へられ、權大參事少參事にて兼任する事とし、副議長は役高正四等二十二石、「坐次大屬ニ准」とし、幹事は役高正五等十一石、「坐次小屬ニ准」とし、議員は役高從五等八石、「坐次權少屬ニ准、無官士族」とし、史生は役高正六等六石、「坐次正六等ニ准」として其の坐席を定則したが、其後議局は議事局と名稱を改められ、議長、副議長、議員、史生、使部を置いた事、以前と何等の變りはない。<sup>⑤</sup>

津藩三十二萬三千九百五十石。藩主、藤堂高猷は少しく先、即ち<sup>⑥</sup>二年五月に藩制の改革を斷行したが『藩治職制録』を披見するに、衆議所を設け衆議所規則を制定した。即ち

一 毎日十字ヨリ十二字マテ衆議ヲ盡シ右刻限マテニ決シ難キ事件ハ翌日評議之事  
但臨時ノ儀ハ別格ノ事

一 内治ハ勿論外國ノ事件タリトモ國事ニ關係可致廉ハ諸局見込ヲ取テ公明正大至當ノ裁決可致事

一 下情通暢言路開達スルヲ要トス縱令忌諱ニ觸レ候事タリトモ國家ニ裨益有之儀建言致シ候ハ、格別ノ賞典モ有

之候事 以上

五月

抑々津藩の衆議所は行政機關の性質を有したる政務局以下と並列して設置されたる立法的機關であつたと想像されるが、其の組織の細點は資料の欠缺に依りてこれを窺知し得可くもないけれ共、『藩治職制録附録』を見るに「一御政事之上若得失利害等有之候ハ見込之筋忌憚ナク書取封書ニイタシ執達所エ可差出候。」とか、別の覺書に「一諸局共難決事件ハ局中ニテ議論ヲ盡シ候上衆議ヲ請候様可致候。」の文言の散見せられる點から見ても衆論公議を以て行政上の一大基本的指針としてゐた片鱗はこれを窺知し得る。

富山藩十萬石。藩主、前田利同に於ては<sup>⑦</sup>二年正月十九日の藩政改革に於て公議方を設けたが、同年七月五日に議政寮を設け、勝山藩三萬二千七百七十七石。藩主、小笠原長守亦二年八月以前に議事局を設けてゐる<sup>⑧</sup>し、名古屋藩六十一萬九千石。藩主、徳川義宣も二年十月八日に議長及び副議長を任命した所を見ると、何等かの藩議會が設置されたものであらうと想像するのであつて<sup>⑨</sup>、其の詳細は此後の探訪に待つ事とし度いと思ふ。同様

に仙臺藩六十二萬五千六百石。藩主、伊達宗基亦、二年十月十二日に仙臺城一の丸に勤政廳を開き、其の内に會議所(二九四季之)建言局(二の丸連歌の間を充つ)を置いたが<sup>⑩</sup>、勤政廳には又、議政寮、議部寮、を置いてゐる。憶ふに此

の議政寮、議部寮の何れかは藩議會に當るものであつて會議所は單に勤政廳の役人の廳務を會議す

る所であらうと推察し度いのである。尤も建言局は「廣ク衆言ヲ納レ當否ヲ議定シ政事ヲ裨補スル事ヲ掌ル」として中央政府の待詔局に當る職掌を有した機關であつた事は明白であらう。

八戸藩 二萬石。藩主、南部信順

は二年四月九日に藩制を改正すると共に五月に役名の改正を行ひ議事局を設けたが④、官吏の公選をも實行して二年八月二十四日辨官への伺書に據れば

一大 參 事 中 島 渚

一權 大 參 事 山 崎 左 文

一權 大 參 事 兼 公 議 人 中 里 行 藏

右入札ヲ以テ公撰仕候、右之通被仰付被成下度奉願候 已上

八月廿四日

辨官御中

八 戸 藩 知 事

とあり、同時に少參事權少參事の入札公撰をも行つてゐるのを見る。かくて二年十月二十九日の八戸藩職制に於ては議事堂が設けられ、「議督一人 大參事兼之、掌納議事參決藩諸務。」として議督一員、それから大屬たる議士七人が「掌商議一藩諸務。」の役を掌り、議生は定員なくして少屬が任せられ、「掌受議案商議」し、史生を併せ置いた。此の議事堂亦、單なる諮問機關であつた事は其の他の諸藩と何等變りなき所であつた。更に東北の諸藩では久保田藩二十萬五千八百石。藩主、佐竹義堯に於ては④二年五月朔日に藩政の改革をなし、「政則」を定めたが④、其の内、「政則」には「一政體ヲ立テ官

制ヲ定ムル事朝廷ノ御誓文ヲ以テ標準トシ御政體ヲ以テ規則トシ公論ヲ以テ一藩ノ經綸ヲ行フベシ」と定め又「一選舉ノ法貴賤ヲ問ハズ賢能ヲ舉ゲルヲ要トス故ニ其人有レバ庶人ト雖拔擢シテ之ヲ用フベシ。」として公議の範圍を下庶民階層に迄擴張したが、會議所を設置して一藩經綸を會議す可き所としたのである。即ち「一會議所ヲ設ケ藩主親臨諸官集參政事ノ重行ヲ商議裁決ス。庶人ト雖持論アル者ハ其議ニ預リ所見ヲ盡スコトヲ得ベシ。」としてゐる事は之れを示すものであらうか。又、弘前藩 一萬石。藩主、津輕承昭 に於ても二年十月二日には上士を會し大小參事を公撰せしむる事があつたが④、三年五月十七日には輿論公議に依りて事を決す可きを令し、翌日、學校内に會議所を置き議長を山田誠、副議長を棟方角馬に、其外議員九名、同補八名を任命してゐる。其の口達に

口 達

會議所御取開之儀ニ付昨年來取調被申付候得共凶荒之折柄事故多端是迄遷延之處御別紙を以御告諭被爲在候ニ付今般於學校別紙規則之通會議所被開候條此旨申達候

五月

大 參 事

とあり「規則書」の細則を發布した④。

更に九州に於ては中津藩 十萬石。藩主、奥平昌邁

は明治二年の藩制改革に於て參政以下を一般士族中より互

選するものとし又、大監察、議員を置き議事院を設置した④。「議員は藩府の諮問に對し上下の得



失を検し君公を諫争す」と定められ、大村藩二萬七千九百七十石、亦『大村藩職制』を見るに

當春 御一新以來御布告之 御趣意深奉體認藩政變革執政ヨリ捕亡ニ至ル迄役員入札選舉仕候。中略。又四年ニ至リ諸役入札之法ヲ以相改候心得ニ御座候

として役人選舉制を採用したが、平戸藩六萬一千七百石は既に元年十一月に「政體」を發布し、議政局を政事堂の内に設け、「公議人定員ナシト雖モ四五人ニ止ル」として議政局議員として公議人を設けしを見る。更に島原藩七萬石、藩主、松平忠和、は二年に政事堂を設置したが、其の内に議事人を置いた。議事人は「掌承執參命講究得失條陳意見議事之制權爲二途。」を職とするものであつた。

更に小濱藩九萬三千五百五十八石、藩主、酒井忠祿、亦、政事局の内に議事人を置き、議事人は「掌承總參命講究得失條陳意見」を職掌としてゐるけれ共、此の議事人は果して代議人なりしか若干疑ふ可き點存するも、孤野藩一萬一千石、藩主、土方雄永、は議政局を置き、一種の藩議會としてゐた。

以上は近時自分の蒐集し得た藩議會の一例である。尙、聯合藩議會として三丹州會議、四國會議、上總國聯合議事院、吉田藩を中心とする三尾諸藩の聯合議事院等に關しても觸れ度いが、此等は大學先學の研究が存在してゐるから、述ぶ可き點も存するが此處に再考せぬ事とし度い。要するに幕末維新後に於ける諸藩の内には徳島藩二十五萬七千九百石、或ひは鳥取藩三十二萬五千石、等の如く明らかに藩議會を設置せざりし藩も存在するから、此後の搜索に依りて益々多數の藩の藩議會の存否を明確にし得ると思はれるのである。

扱て、上記の諸藩の藩議會は中央政府に於て設置せし公議所或ひは集議院に倣ひて設置されしものが甚だ多いのであるけれ共、此等藩議會設置の有する意義について少しく考察して置かねばならない。抑々藩議會は四年七月十四日に廢藩置縣の事斷行せらるゝ迄、僅かに其の存在を保ち得た泡沫的な組織であつた。舊議會の内には既に少しく觸れた様に、複合制議會組織を採用せるもの、例へば鳥羽藩、松本藩、高知藩、淺尾藩、大垣藩、岡山藩、上田藩等があり、一局制議會組織を採用せるもの、例へば菰野藩、松江藩、高松藩、前橋藩、和歌山藩等が存在したが、此等の藩議會に共通する特質は何れも藩議會が諮問機關の性質を有したる事實にして、中には單に藩侯の諫言機關と見られたるものなしとせぬのである。もとより高知、淺尾、大垣、岡山の諸藩に於て此れを看取し得る様に、下院が庶民階級よりの撰舉人を以つて組織されし藩議會あり、淺尾藩に於ける様に三權分立の説に則して議政權を採る機關として公議局を設けたものもあるけれ共、封建的餘風が尙支配的に瀾漫せる當時に於ては一般民衆を士族と同列に伍せしめて共同の問題を討議せしむるが如きはよくこれを所期し得る所ではなかつたし、又、一般民衆階層より政治的智識を有する者を求むる事夫自體は頗る困難なる事柄でもあつた。假令、西歐の自由民權的思潮は若干の書籍を通じて我國に移入されてゐたと云へ、其の書籍の流通は極めて稀なるものであり、彼等が偶然に此れを手

にしても、果して夫等書籍上に記載されたる議會制度の存在意義並に其の運用を理解し得たるや否やは頗る疑ふ可きものが存すると推察されるのである。斯の如きは單に民衆の場合に於て云ひ得るのみならず、智識階級と考へられし士族階級出身者に對しても亦云ひ得るであらう。士族階級出身者は民衆たる庶民よりより恵まれたる教育を受けてゐたが、併し彼等の教育程度は西歐諸國の政治法律を具體的に理解し得る素地を形成するが如きものであつたか。否、彼等の教育は「儒學」を基礎とする東洋的教養の蓄積にあり、進んで西歐的教養を獲得する基礎的鍛鍊には遙かに遠きものではなかつたか。果して然らば當時上下一般に議會制度存在の具體的意義を理解する事は到底不可能であつたと言はざるを得ないものがあらう。たゞ爲政者に於ても鬱積せる積弊を拂拭し、局面を大轉回せしむる爲に舊來の政治様式と最も對蹠的なる政治様式として、西歐に存在せる議會制度を、「公議輿論」を具體的に組織化する方法として採用したものでなかつたのであらうかと思ふ。故に明治初頭、藩議會の設立も形式的には議會の形態を具備してをるにも拘らず、而も實質的には其運用に於て議會制度の實に最も遠きものと化し去りし契機も實にかゝる事情の裡に一の眞原因が潜在せしものにあらずしやと思はざるを得ないものがある。併し、明治初期設立せられし藩議會は地方の人心に深き影響を與へし事はこれを否定し去る事が出来ない。殊に國政に對して一般民庶の獻言を許容した一事は少なくとも青天の霹靂の如く一般民庶の頭腦を電撃せしものであつたであらう。

藩議會の設立は又、他日、自由民權論が一代を風靡した時に於て、其の素地的思想を形成したるものとして見る事が出来るものでもあらう。自分は泡沫の如く霧散した藩議會の意義を思想的に地方人心に政治に對する野心を與へるに到りたる一契機として把へ、延いては後年の自由民權論へと繼續する一現象と見度いと思ふものである。其の實際的機能に於ては頗る疑ふ可きものが存してゐたとしても。

- ① 橋本左内全集、五。橋本景岳全集、上ノ一五四。
- ② 同上、橋本景岳全集、上ノ三四九。
- ③ 小楠遺稿、一〇二。尙、元治元年甲子正月の建言の「國是十二條」の内にも「一舉賢才退不肖。一開言路通上下之情」とあり、慶應二年の建白には、以上の如き抽象的建白は稍々具體的内容を有するに到り「一大變革之御時節なれば議事院被建候筋尤至當也上院は公武御一席下院は廣く天下之人才御擧用」と述べられてゐる。
- ④ 米行詩記、英公使論。
- ⑤ 甲子雜錄、十二(第三卷)、二三四以下。
- ⑥ 新聞叢叢、四二三、四三二以下。
- ⑦ 伊達宗城在京日記、慶應三丁卯臘月再度上京日録。
- ⑧ 大久保利通文書、第一ノ四四二。
- ⑨ 例へば續再夢紀事、一五ノ五四以下。殊に五六、五八、二三八。六ノ六〇、二四五。懷往事談、福地源一郎、九二、九七、一五八、一五九。淀稻葉家文書、二三四等。
- ⑩ 法令全書に據る。以下同。

- ⑪ 大久保利通文書、第一ノ四八〇。
- ⑫ 公議所法則案は元年十二月十二日に公議所を定むると共に公議所法則案を頒布した。今日通行してゐる公議所法則案は半紙本、議事體裁局發行で村上勘兵衛發賣の一冊本である。公議所法則案は全三十六ヶ條あり、稍々整備せる議院法と見る事が出来る。第一條に「會議ハ律法ヲ定ムルヲ以テ第一要務トス云云」として公議所が立法機關なる事を明示し、議員の在職期限は四年、二年毎に半數を改選するが議員年齢は廿五歳以上としてゐる。又第四條に「議員ハ他ノ職務ヲ兼メル事ヲ得ス」と定めた事は、公議所が獨立の機關たる事を明示した注目すべき條文である。
- ⑬ 尾佐竹猛博士は次の諸書に於て約四十藩に於て行はれた藩議會を既に紹介されてゐる。例へば日本憲政史(現代政治學全集)、五十二頁以下。日本憲政史論集、八六頁以下。明治政治史點描、二百四十九頁以下。明治憲法制定史要、五十頁以下。日本憲法史大綱、上ノ二百四十八頁以下。更に雜誌、明治文化研究、第四、五、六輯等。紹介されたる藩議會は高知、熊本、出石、淺尾、大垣、津山、松本、高槻、丹南、櫛羅、鳥羽、鳴方、秋月、尼崎、芝村、西大路、龍野、宇和島、犬上、吉田、岩村、成羽、明石、長島、三草、郡上、館林、中村、高松、高崎、福井、岡山、佐嘉、久保田、龍岡、加賀、守山、福岡及び藩ではないが大津の三十九にのぼる。尙聯合會議亦紹介されてゐる。
- ⑭ 岡山市史一〇三。
- ⑮ 岡山市史、一〇五以下。
- ⑯ 公儀御國方御觸書留、明治二己巳年正月ノ同年十二月迄、新庄村名主清一郎。
- ⑰ 實は府中藩と稱す可きで嚴原藩と改稱したのは明治二年八月七日の事に屬する。
- ⑱ 嚴原藩史草。
- ⑲ 嚴原藩史稿。
- ⑳ 三年正月十五日。此日藩議所ヲ設置ス。後、藩議院ト改稱ス。毎月式日ヲ定メ議案ヲ議員ニ下シ、詳ニ利害得失ヲ討議セシメ、其決議ヲ經テ再ヒ之ヲ藩廳ニ達ス。而テ藩内士民ノ建議スル者、必ス此議院ニ於テ之ヲ受理ス。同年閏十月。舊議院及

- ヒ傳達所ヲ廢ス。嚴原藩史稿。
- ㉑ 復古記八ノ七二二。尙、防長回天史、第六篇中、拾壹の四十頁以下此れに據れば議政局が設置されしは元年十一月三日の事に屬する。
- ㉒ 山口藩政體書。
- ㉓ 大垣藩の評定局に就いては尾佐竹博士に據り季刊明治文化研究、第四輯に既に紹介されてゐるが、大垣藩封内布告は紹介されてないから、此處に列記する事とした。
- ㉔ 大垣藩封内布告、第二套、慶應三年十一月上浣。尙、大垣藩については濃飛兩國通史、下ノ五二二。それに依れば大垣藩は二年正月に「藩治大本」を發布してゐる。大垣市史、上ノ七〇九併せ参照。尙改訂肥後藩國史料、卷十ノ七九九を見るに戸田氏共は藩知事辭職後、洋行を願ひ出てゐる。
- ㉕ 群馬縣史卷四ノ一二六。
- ㉖ 松山市誌、六四以下。愛媛縣史稿、上ノ七四〇。
- ㉗ 南紀徳川史、九ノ七〇以下。尙、御達書寫。
- ㉘ 雲藩職制、一三七。松江市誌、七六八。松江市誌では藩政局となつてゐる。
- ㉙ 出雲藩治職制。これは儒學教授桃文之助、用人添役谷左織の二人の起草である。
- ㉚ 群馬縣史、四ノ一三〇。
- ㉛ 小縣郡史、七八三以下。
- ㉜ 四廳は民政、會計、軍務、司憲の四を云ふ。
- ㉝ 上伊那郡史、八一三。
- ㉞ 松代町史、上ノ五〇九以下。
- ㉟ 議長(權大參事の内其人を選んで之れに充つ) 議事を納れ庶政に參預する事を掌る。副議長(大屬の中其人を選んで之れに

三 藩議會の設立と其の消長

充つ)掌どる事議長に同じ、但し庶政に参預する事を得ず。議員(非職の士族を公選して之に充つ)。策問に議答し及び藩内の要務を建白する事を掌る(内幹事三人を置く)。同上、五二六。

③⑥ 津藩の『藩治職制録』を披見するに單に五月とあるが、案ずるに二年五月なる事は間違ひなき所であらう。何となれば其の冒頭に「先般版籍返上之義モ相願候事イマタ何等御沙汰ハ不被爲在候得兵恬然坐視之譚ニ無之」とあり、版籍奉還の勅許は二年六月十七日の事に屬し、津藩より版籍奉還の奏請をなせしは二年二月四日の事に屬する。故に五月とあれども此の間、即ち二年五月たる事は明白である。

③⑦ 富山市史、三三三以下。

③⑧ 福井縣史、二ノ七六九。

③⑨ 名古屋市史、政治篇、一ノ七六五。

④① 仙臺市史、一ノ一七三。舊仙臺藩士家祿問題之真相、三一五以下等。

④② 青森縣史、五ノ六八七以下。

④③ 久保田藩は明治四年正月十二日に秋田藩と改稱した。

④④ 秋田沿革史大成、上ノ六〇九以下。秋田縣史、四ノ七以下等參看。

④⑤ 青森縣史三ノ七五八以下。

④⑥ 同上、七九四以下參照。

④⑦ 下毛郡誌、二〇三。

④⑧ 大村藩務職制題辭を讀むにおそらく此の藩制改革も亦二年に行はれたものであらうと推察する。併し大村藩に藩議會が設置されたりや否やは明白ではない。

④⑨ 平戸藩治職制

④⑩ 島原藩制本文。

⑤① 藩治制礎。尙久留米藩にも亦一種の藩議會制が存在した様であるが、少しく疑を存して置き度い。久留米市誌上ノ九〇。

⑤② 三重縣史、上ノ二二一。

⑤③ 尾佐竹博士、明治政治史點描、二四九以下。明治文化研究、第六輯等參照。尙、維新史料綱要十ノ三〇九。

⑤④ 徳島藩職制。及び阿波國最近文明史料、七八。阿波藩民政資料、九七等。

⑤⑤ 鳥取藩制改革録。及び鳥取縣郷土史、一一八三等。

⑤⑥ 尙、府内藩(舊府内藩事蹟及び大分市史、一五〇)、高鍋藩(日向國史、下ノ五九〇)、高田藩(名立町史、一四〇)、杵築藩

(杵築郷土史、九九)、岸和田藩(岸和田藩志、下ノ七一)、斗南藩(青森縣史、六ノ三六)、刈谷藩(三河刈谷町誌、五六七)、

南部藩(南部史要、四三四)、鹿兒島藩(復古記、八ノ七一六)、膳所藩(同上、七三一)等の内には藩議會を有しなかつたもの

もあるのではなからうかと思はれる。

⑤⑦ 拙著、明治法制史論、公法之部、上ノ二三八以下。

## 四 新たなる一私擬憲法案

明治六年六月二十五日に集議院が廢せられると同時に其の事務は左院に引繼がれて、此處に左院職制が改正せられる事となつたが、其の際改正されたる左院職制には議長の職掌を「會議ヲ提掌シ國憲民法ヲ編纂スル事ヲ總裁シ或ハ命ニ應シテ法案ヲ草ス云云」と定められてゐて、此處に初めて「國憲」なる文字が公的に使用せられる事となつたのである。申す迄もなく、從來の左院は四年七月の左院事務章程を見ても解る様に「左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ。」或ひは四年十二月改正の左院事務章程にも「本院ノ事務ハ立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル。」と規定されてゐた<sup>①</sup>。然るにも拘らず六年六月に到りて左院が明瞭に單なる立法機關ではなく、憲法を編纂する事を主要任務とする機關と考へられるに到つた事は、我憲政發達史より此れを見るも將又明治法制史上よりこれを見るも、注意せねばならない改正である。左院が憲法編纂に着手するに到つた過程は宮島誠一郎著の『國憲編纂起原』に其の大様を極めて明快に示す所であつて、其の過程については本項は再び此れを採り掲げて直接の研究對象とする所ではないけれ共、四、六年の交に於て何故に憲法編纂の急務なる事が突如として具體的に認識されるに到つたのであらうかの理由を一應考へて置かねばならぬ

い。幕末以來殆ど慣習的に朝野の指導的識者が口を開けば概ね「公議輿論」を唱へ、彼等は其の實際的組織として一種の議會制度の採用・樹立をさへ企圖してゐたにも拘らず、四・六年の交に議會制度の採用より、本質的なる根本法として、恰も十六世紀に發生せし Grundgesetz, lex fundam-entalis に類する根本法として、他の法よりも高き力を有し、國王自身でさへもそれに束縛さると考へられ、それを國王の一方的意志に依りて變更する事が出来ない<sup>②</sup>國家組織の根本原則としての意味を有した、かゝる種類の法の編纂に着手せんとするに到つた事は、確かに國家の構造本質に對する認識が以前より一段の進歩を爲した事を示してゐるものである。併し斯の如き認識を必然ならしめた事由は議會制度の樹立の以前に其の構造を決定さへする基礎をなす所の當該國家の政體を先づ規定する必要があるものにして<sup>③</sup>、而してかゝる基礎的埒内に於て自ら樹立されるであらう所の議會の性格も亦必然的に決定せられるに到るものである。と云ふ事を明確に知悉するに到つた結果である事は申す迄もない。

かくて左院が國憲編纂に孜孜として従事し初め、所謂「國憲按」なる一草案を脱稿したと傳へられてゐるが、假令其の草案を今日未だ見る事が出来ないとしても、確かに議會制度樹立論と相並行して否、政府側に於ては少なくとも、議會制度の樹立より一步先んじて根本法的性質を有する憲法の編纂に着手せんとする熱意を有してゐた事を此の間の事情に依つて推察される事は、此れ亦注目

せねばならない事實であらう。此の事は政治的に見れば憲法編纂の爲めに政府が積極的にイニシアチブを採らんとする態度を有してゐた事を明示せる事を意味したるものにして、換言すれば政府側に於ては飽く迄、憲法は我國體の特質に徹しては、當然に民約の體に則る事を得ず、欽定の體に據りて、編纂せざる可からずとせる決意を暗黙の裡に此の間に示せるものでもあらうと思はれる。左院が八年四月十四日に右院と共に廢止せられ此れに代りて元老院が設立せられるや、憲法編纂の事業は其儘元老院に繼承され、元老院の「國憲案」はかくして十一年五月に一先づ脱稿されるに到つたのである④。元老院國憲案の十一年案は其後數次の改正を経て、十三年四月に最後案を脱稿したけれ共、元老院國憲案中に我國體の實質に適當せざる條文が餘り多く、又、當時の我國内の諸實情を顧慮して考ふるも亦餘りに行き過ぎと見られる原則を多く採用してゐる爲めに、岩倉具視、伊藤博文等の猛烈なる反對に逢着し、遂に葬り去られるに到つた事は周知の事實である⑤。斯の如く政府は獨自の國體に對する認識より、憲法の編纂に獨力率先して従事せる時に、民間側に於ても亦多くは政府側の憲法に對する認識並に主張とは對立する主義の下に、夫々の要求に基きて諸々の憲法私案を考案編成し、發表してゐたのであつた。此の憲法私案を一括して從來より所謂私擬憲法案なる名稱の下に理解されてゐる所である。民間側に於てかゝる私擬憲法案が相繼いで發表された理由の一是、政府側に於て着々として進行しつつある憲法の編纂に對して側面より之れを索制せんとす

る意圖が此の間に潜在してゐたものであると見て良いであらうが、斯の如く政府案と並行して自由に私擬憲法が發表されたる事實はおそらく、世界の憲法編纂史上、稀に見る所であり、我憲法編纂史の歴史的な性格を決定する重要な現象の一であらうと思ふ。申す迄もなく私擬憲法案の陸續と發表公表されたる直接の目的は上述の様に政府案牽制の意味を有すものにして、其の牽制の意圖には將來發布されるであらう所の憲法は飽く迄、完全なる民約憲法と迄はゆかなくとも國民の自由の保障の爲め基本權 (Grundrechte) を最大限度に迄、確保せられたるものである可きであるとしてゐた事は明白である。當時かゝる構想の思想的素地は既に主潮的にはミル、スペンサー、ペンタム等の英國的自由主義に立脚し、併せてモンテスキュー、ルッソの佛國の國民主權説に基ける所謂天賦人權論の主張の廣き傳播に依りて一般社會に相當深刻に形成されてゐたものであつたと見る事が出来る。殊に自由民權論者は、國民の基本權の能ふ限りの擴大を憲法編纂の第一の目標とさる可きであると言明するに軌を一にした。國民の基本權を擁護確保せんとする個人主義的な英國的自由及び佛國の平等の思想の抱懷者は其の思想の具體的實現として人民の權利を保障する爲めには、憲法上に明文を以つて、立法權、行政權、司法權の權能に制限を加へる條文を挿入す可きであり、而して斯く制限する事に依つて個人的生活の行動自由の範圍を擴大し且つこれを永遠に保続せんと策したものであつた。申す迄もなく、權力分立主義の思想は形式的ではあれ、我國に於ては既に一應見た

様に、明治初頭以來、政府の採用する所であつたけれ共、其の實質的認識、具體的機能に於ては尙甚しく其の本質より遠ざかれるものであつた事は争ひ難い所である。故に此の不完全なる形式的權力分立主義より蟬脱して、將來編纂さる可き憲法に於ては又國民の自由の保障の爲めの確保を企つると共に實質的なる權力分立主義を明確に憲法條文の上に規定せんとさへしたのである。斯の如き思想は、果して當時の我國の状態を顧る時に直ちに採用し得べきものであつたであらうか否かは甚しく疑の存在する事は論を俟たない。それは徒らに西歐的自由平等主義の思想的形態に把らはれて過激奔放なる議論を敢てするの舉ではなかつたか。徒らなる反抗意識を此處に認め得られるものはなからうか、とさへも思はれる節が多分に此の間にある事を認めざるを得ないものがある。我國體の眞の歴史的な特徴的性格を深く見極めずして皮相的に米國の諸州の憲法中に含まれてゐる權利宣言、佛國の人權宣言等の文字の形骸にのみ執着しこれに眩惑されて⑥直ちに此れを我國に導入せんと企つる事は形式的なる極めて矯激なる議論であると解せねばならないものではなからうかとも思ふ。憲法編纂論と並行して穩健なる *Parliamentalism* を主張した者も勿論あるにはあるけれ共、中には國民主權説をさへ公然と唱導し、此の基礎の上に憲法を編纂す可きであると論じた者さへ横行した事は遺憾な事實であると目す可きであらう。

併し乍ら、大體明治八年以後十四年頃に於ける民間政客の論陣と十四年以後二十二年頃迄に於け

る民間諸家の主張との間には一般的に云つて、頗る特徴的なる相違を此の間に看取し得るものがある。此れもとより、十四年十二月十二日の勅諭の御趣旨を拜し奉れば、朝野の主張に當然の轉回を來さしむ可き原因が、畏くも勅諭の内に存在しそれに依つて斯の如き相違を發生せしめし事は明らかな事實ではあるけれ共、十四年頃を轉回期とも看取される特徴には、十四年前後期より以後は民間論客の主張が著しく、具體的になつた事實が指摘されるものにして斯の如く具體的となつた素地は實に政治方針の動向を明示し給へる勅諭に據りて與へ給ひし所であると解せねばならない事は申す迄もない事柄であらう。

かくして民間政客、學者等に於ける論鋒は將來豫見し能ふ具體的動向の線に副ふて具體的なる意見の發表となり、具體的なる憲法編纂論、更に具體的なる憲法私案の公表と迄、進んで來た。今、先學に依りて今日迄蒐集、發表され來りたる、かゝる所謂私擬憲法案を發案の年代順に従つて列擧すれば、大體次の如くならうか。併し此等の内には其の本文の未だ不明なるものもある。

私擬憲法案の名稱	發表時 日	發表者又は發表所
1 帝號大日本國政典	明治五年ヨリ同七年頃迄ノ間カ	不 明 ⑦
2 嚶 鳴 社 案	十二年頃ヨリカ	嚶 鳴 社 ⑧
3 私擬憲法意見	十二、三年頃カ	共存同衆 ⑨

4	大日本帝國憲法見込書大略	十三年二月	筑前共愛會	⑩
5	大日本帝國憲法見込書草案	自十三年十月二二日 至十三年十月三十一日	中正政黨政談	⑪
6	大日本國會法草案	十三年	櫻井靜	⑫
7	私擬憲法法案	十四年四月二十五日	交詢社	⑬
8	別案			
9	私考憲法草案	十四年五月二十日	郵便報知新聞	⑭
10	私擬憲法意見	十四年六月四日	近事評論	⑮
11	日本憲法見込案	十四年五月二十三日 並ニ五月二十八日	土佐立志社	⑯
12	(憲法草案)	十四年六月	東北七州自由會議 憲法見込案作成委員	⑰
13	私草憲法	十四年七月十日	山陽新報	⑱
14	國憲私考	十四年七月	兵庫國憲講習會議	⑲
15	日本國憲藪	十四年八月	植木枝盛	⑲
16	各國私考國憲按	十四年十月一日	東海曉鐘新聞	⑳
17	大日本帝國憲法草案	十四年十一月二十四日	菊地虎太郎、黑崎大 四郎、伊東藤太郎	㉑
18	憲法草案	十四年十月	山田顯義	㉒
19	東洋大日本國國憲案	十三、四年頃	大阪ノ立憲政黨カ	㉓
20	憲法私案	十五年四月カ 十四、五年頃	井上毅	㉔

21 私草憲法 十六年一月三十日 北陸自由新聞 ㉕

22 私擬草案 十六年五月二十九日 壬午協會 ㉖

23 憲法私案 十四年ヨリ十八年 西周 ㉗

24 憲法私案 十九年 カール、ルードルフ ㉘

25 スタイン氏憲法草案 二十年 スタイン ㉙

26 日本帝國憲法草案 (原規) 二十年 ロエスレル ㉚

尙<sup>㉑</sup>、十四年には福地源一郎が「國憲意見」を草してゐるから<sup>㉒</sup>、此れをも一種の私擬憲法案と見るとすると、其の總數は二十七にも上るであらう。更に今日未だ其の原文不明と傳へられるも私擬憲法を草したと推想されてゐるものに、矢口某の案、平沼淑郎案、市來四郎案、田口卯吉案、河津祐之案、末廣重恭案、内藤魯一案等があり<sup>㉓</sup>、田中正道が七年九月十四日に左院に提出せし「國體議案」も亦一種の憲法私案と見る事が出来るであらうか<sup>㉔</sup>。抑々吉野作造博士が私擬憲法案研究に先鞭を就けられしより以來、尾佐竹猛博士の熱意に依りて更に此の方面の探求は益々拍車をかけられ、上述したるが如き多數の憲法私案が陸續として發見されるに到つたのであつたが、自分は尙此後此種私案が出るであらうと推察してゐた。偶々此處に紹介せんとする「日本帝國國憲ノ草案」は上記二十七の何れの私擬憲法案にも該當せざる全く新たな一私擬憲法案と考へられるものであつて、此れを加ふる時は二十八に及ぶ私擬憲法案が世に出た事にならう。



「日本帝國國憲ノ草案」は既に數年以前に此れを手にして以來、今日迄残念なる事には自分の非才を以てして遂に全く此の私擬憲法案の草案せられし時及び此れを草案せし人が何人なるやを明確にする事が出来なかつた。此處に廣く憲法史研究家の助力を仰ぎ私擬憲法案の研究と「日本帝國國憲ノ草案」の研究に更に一步を進め度いと思ふものである。後考する様に「日本帝國國憲ノ草案」は頗る特徴的な草案であり、若干の脱漏があるが、全文百條、これを十篇に分つてゐて、私藏の寫本は美濃紙五十八枚（最後の一枚白紙）に大體楷書を以つて墨書され、添削其他抹消訂正等は概してなく、每半葉十行、每行二十字の割合を以つて書かれ、一ヶ所異筆と推察される部分がある。異筆の部分は第二の「國憲論」の後半より「日本帝國國憲ノ草案」の第三案前半迄、大體六枚で、他は全部同一人の筆になると思はれる。而して何人か後人の手に依りて褐色の表紙をつけ袋綴に製本されてゐるが、其の傳來は全く不明である。

先づ後掲する本文の如く、最初に「國憲論」と題名を有する二篇の、おそらく此の私案編草者の憲法論と考へられる論文が附記されてゐる。

上述の様に此の私擬憲法案の編案者は今の所自分には想像が付かないが、大體に於て先づ明治十六年を下らざる時期に於て編案された事は略想像が付くのである。何となれば先づ本文に、例へば第三十條、第三十五條、第四十三條等に「太政大臣」の稱呼が散見し、「參議」の名稱も亦第五十

二條等に見えてゐるが、太政大臣參議は十八年十二月二十二日の内閣官制の發布に到る迄、我國の中央最高行政機關として存在してゐたのであつたから、少なくとも太政大臣及び參議存置當時に於ける私擬憲法案なる事は明瞭であらう。此の理由に基きて此處に紹介せんとする私擬憲法案は一應、十八年末迄に編纂されたものと想像して差支へなきが如くである。然るに更に仔細に各條文を點檢するに第二十三條に「公報日誌」なる名稱が見えるが、これは其の條文の内容より後の官報を意味する。果して然らば官報は十六年七月に到りて初めて發行されたものであるから、本私案の編纂されし時は未だ官報なる名稱を編案者は知らざりし事にならう。斯の如く解釋すれば本私案の編案されし下限は十六年七月以降を下らざるものであると推察する事が出来ようか。然らば上限は何時か。今、卷頭の「國憲論」を讀むに「夫レ天皇陛下ノ政府ニ於テ革政ノ洪圖ヲ開キシヨリ僅ニ十年ヲ經タリ、此洪圖ノ趣意タルヤ即チ國ノ開港ノ爲メ生ジタル景況ニ由リ要スル所ノ改正ヲ其政府ニ加ヘ日本國ヲシテ漸ニ文明各國ト駢列セシメントスルニ在リ」(傍點小早以下同)とあり、又「蓋シ十年以降、天皇陛下ノ信用ニ報シ卓越ノ才不撓ノ志ヲ以テ維新ノ偉功ヲ奏シタル名臣ノ進歩ハ意外ニ迅速ナリト雖モ其弊ヤ隱然トシテ稍ヤ其萌芽ヲ顯ハセル感動ヲ受ケ爲ニ濫過スルニ至ルモ慮リ難シ而シテ其感動タルヤ外國ノ論說ノ餘毒ニシテ常ニ蒙昧ナル人心ヲ眩惑スル者ナリ」と論じ、殊に後に引用する文句以下には注目す可き主張が開陳されあるを見るのである。右の「國憲論」に論ずる所に

従へば前例の「十年ヲ經タリ」の「十年」は概數を示し、後例の「蓋シ十年以降」の「十年」は明治十年なる紀年を示してゐる事が明白であつて、明治十年以後漸く激烈を加へ來りたる澎湃たる自由民權論の國內輿論風靡の現象を「蓋シ十年以降」てふ文言にて指してゐる事は明白であらう。故に其の上限は明治十年以後と劃する事が出来ようか。更に進んで「國憲論」の内容を仔細に點檢するに、「自國ノ政體ノ模範ヲ進ムルニ米國ノ制度ヲ以テセリ」なる注目す可き文言が見える。若し此の文意は植木枝盛が原案起草者と考へられる「東洋大日本國國憲按」(日本國國憲按)を暗に指して非難してゐるものと解せば、既に鈴木安藏氏に依つて解明された如く、此の草案は明治十五年五月十七日以前より程遠からぬ間に作成されたものであるから、「日本帝國國憲ノ草案」の脱稿期も更に十五年五月以後と其の上限を著しく進ませて劃する事が出来よう。若し以上の推考にして誤なしとすれば、本私擬憲法案は十五年五月以降十六年七月以前に編案された事が明らかとなるものであらう。既に一應他著に於ても觸れた如く、七年正月の民撰議院設立建白書の提出に依りて自由民權論は具體的に國會開設願望運動の形を採つて展開し、「激進輕躁ノ新聞記者ハ改進ノ洪業ノ翼賛スヘキ名譽ノ義務ノ己レニ歸スル所アルヲ領解セズシテ民心ヲ惑亂スヘキ無根ノ空論ヲ日々吐露シ國民ノ蒙昧ナル精神ヲ培養スルニ民約論ノ激論ヲ以シ自國ノ政體ノ模範ヲ進ムルニ米國ノ制度ヲ以テセリ」と「國憲論」に論ずる如く、『近時評論』、『草莽事情』、『攪眠新誌』等は最も矯激なる論調を此の間に弄してゐる。例へば『近時評論』(明治十三年六月二十三號)は「國ノ憲法ハ必ズ國約憲法ナラザル可ラズ」なる卷頭論説を掲げて曰く

專制政府ノ拘束ヲ受ケ甘シテ奴隸ノ區域ニ生息スル人民ナレバ則チ止矣否ラズシテ既ニ自由ノ何物タルヲ知ラシ進ンデ參政ノ權利ヲ攫取セント欲スル人民ニ至リテハ豈ニ自己ノ意志ヲ曲ゲテ專制者ノ意思ニ支配セラル、ヲ得ン乎

夫レ國家ノ憲法ハ全國人民ノ意志ニ成立シテ其各自ノ主權ヲ委託スルモノ也故ニ之ヲ主治者ノ掌握ニ放任シテ其組織ニ關與セザルガ如キハ則チ既ニ全國人民ノ生命、財産ヲ擧ゲテ主治者ノ欲スル所ニ任シテ各自ノ主權ハ已ニ移リテ主治者ノ掌握ニ歸セシモノ也、中略、然ルニ我儕ノ窃ニ漏レ聞ク所ニ據レバ政府ハ未ダ憲法草案ハ制定セラレザルガ故ニ該草案ノ成就セシ上ニテ、聖上ノ親裁ヲ仰ギ然ル後我日本國ノ憲法ト爲シ始メテ國會ヲ開設スルニ至ル可シト、中略、政府ノ上ニ立テ我々人民ノ尊奉ス可キ憲法ヲ制定スルニ主治者ノミニ任スルハ勢既ニ公平ヲ得ル路ナシ如是ニシテ成立シタル憲法ハ之ヲ國家憲法ト云フヲ得スシテ寧ロ之ヲ政府ノ私憲ナリト云フモ敢テ不可ナカル可シ且ツ如是ノ憲法ヲ設ケテ一國ヲ組織スルモ之ヲ眞成ノ立憲國ト云フヲ得ズシテ寧ロ純然タル專制國ト評下スルモ亦タ不可ナキニ似タリ、下略。

と論じ、又「憲法意見ヲ草スルニ先チ吾黨ノ諸君ニ告グ」(明治十四年五月廿三號)に於ては英國の憲政を謳歌してこれを我國情に適する憲法なりと斷定し而して國約憲法を主張し、又、「私擬憲法意見」(明治十四年五月廿八號)には「國民ノ權利ヲ確認シテ其義務ヲ證明スル所ノモノハ國約憲法ヲ除クノ外他

ニ良法ナキハ全地球上ノ許ス所ナリキ」と論じてゐる。又『嚶鳴雜誌』(明治十三年四月一日、第十一號)も「國憲編制ノ順序」なる一文を掲げ、「吾輩ハ日本國憲ハ其ノ草案ヲ國民議會ニ起シ之ヲ政府ノ裁可ニ付スルヲ以テ其ノ編制ノ順序ト爲シ事ヲ切ニ希望スルナリ」と述べ、而して「政府ニ於テ國憲草案ヲ起スヲ不可トスル」理由を三箇條に分ちて列記論述したる後「國憲ヲ草スルノ權力ヲ有スル者ハ獨リ國家ノ主權者即チ全國人民ニ非ラスシテ誰ソヤ。」と結んだ。斯の如き自由民權的思想を基礎として其の上に展開された民間諸論客の憲法に關する論鋒は十年以後漸く激迅を加へ來たのは理の當然とする所であつて、本書の最初に掲げたる「國憲論」が述ぶる趣意は實にかゝる事態を指摘し此の事態に反對する意見を吐露して注意を喚起せるものであると解する事が出來よう。かくの如く解釋して來ると、此の私擬憲法案は十五年五月以後十六年七月以前、即ち私擬憲法編纂期とも稱す可き時期に於て編纂されしものであらうと想定して不可なき事であると思はれるのである。次に此の私案の草案者は何人か。それは「國憲論」なる卷頭の二箇の論說並に「日本帝國國憲ノ草案」の内容自體より推察し或は外國人、殊に獨逸系外國人の考案になるものではないかとも想像される句がするが、併し「國憲論」に盛られたる國體に對する明確なる認識は到底外人のよくす可き所ではないであらうとも思はれる。或ひは政府に關係ある某人例へば、山縣、岩倉に關係ある某人の私案か。又は大阪の立憲政黨と反對に立つ者の私案であらうかとも想像される節があるのである。此れも亦假説の

域を脱し得ない。本私草憲法の編纂期及び編纂者は以上の如く想像されるが、次に卷頭の「國憲論」を若干吟味して見やう。此の「國憲論」は大體に於て「日本ニ於テ國憲ヲ設ルハ現今必要ナルヤ」の質問に對する回答の形式を以て見解が披瀝せられ、「惟ニ日本ニ於テ國憲ヲ必ス設ク可キノミナラズ其設制ヲ一時モ躊躇ス可カラズ其原因ハ國內ノ形勢ニ由テ判然顯ル、ナリ。」と記載される如く、編者は憲法を編纂す可き事を肯定、贊成しつゝ意見を展開して居る事は明かである。たゞ如何なる形態の憲法を編纂す可きや又、如何なる理由に基きて憲法は編纂せざる可からざるかに就ては他の多くの民間論者と異なる意見を有する所である。先づ日本政府が明治十年以後の國內的諸情勢に對應して爲す可き政策は第一に未だ政治上に於ても將又國內一般に於ても執拗に残存する封建的殘滓を拂拭し維新鴻業の有終の目的を達成せしむ可き事と、更に第二に最も問題となるは、我國體の歴史的特徴性を飽く迄固執し、而して此の萬邦無比なる國體に歐米諸國の進歩せる制度を如何に選擇して縫着す可きか、の二點に歸するとしてゐるのである。論者は第一の大事業は當時に於ては大體に於て竣功したと看做してゐるのであるが、たゞ問題は實に第二の事業を如何に遂行す可きかに係るとするものであつて、此の第二の事業は我國體の尊嚴なる歴史的事實を基礎として斷行されざる可からずとする信念に基いて論旨を展開してゐるのである。我國體の尊嚴無比なる歴史的现实性は「其ノ君ハ二千五百年間須臾モ放棄セザル傳則」「維新ノ成功ヲ證明シ古ヨリ日本ノ獨立ヲ保

護シ主權ノ威力ヲ鞏固セシ所ノ尊重ナル傳則」なる「傳則」と「天皇陛下ノ威權」なる「威權」とを争ふ可からざる根幹として形成され今日に及んでゐるものであつて、「傳則」の内容は更に「即チ天皇ノ權ノ根源ヲ論ス可カラズ」といふ神聖なる國民的確信を以て構成されてゐるとしてゐる。自分は此の意見の卓越せる事を認めざるを得ない。我國體の淵源の宏遠なる事實を研究せし者は何人でも萬邦無比の莊嚴秀麗なる建國の大精神の意味を理解せざるを得ない點に到着すると思はれるのであつて、萬邦に比類なき我國體の精華は此れ又現人神にまします皇裔を我國に君臨せしめ給ひし天照大神の神勅の内に包含されてゐると信じられるのである。此れを論者は「傳則」と稱し、此の「傳則」より「天皇陛下ノ威權」が流れ出るものであらうと拜察し奉つてゐるのである。而して論者は更に我國の憲法は實に斯の如き「傳則」「威權」を中核として編纂される可きである。若し斯の如き「傳則」「威權」の實在性を明確に認識する事が出来れば「政府ハ歐洲各國ノ不平等亂ヲ生ジ今尙一二ニ於テ其叛亂ヲ養成スル空論ヲ防制」する事が出来るであらう。實に此の「空論」は我國體の歴史的展開の過程を認識する事能はざる所より出づるものであるは明々白々な事と思はれるが、此の「空論」は「外國ノ論說ノ餘毒ニシテ常ニ蒙昧ナル人心ヲ眩惑スル者」である所の「無根ノ空論」であると説いてゐる。こゝに「無根」とは歴史的具體性なき抽象的なる普遍概念を意味し、國家が夫々に有する特種性を考慮の埒外に置き、普遍的に妥當し得ると盲信してゐる歐洲的思

想を絶對的の最高國家概念として各國にこれを其儘、適用せんと思惟し企圖する形式主義を論者は排撃してゐるものであらう。より、具體的に述べれば論者の「空論」とは「國民ノ蒙昧ナル精神ヲ培養スルニ民約論ノ激論」を以てする事、即ち民約論を指して空論なりと云つてゐるのである。更に論者は米國の制度を特に我國政體の模範と見る事を排撃して論ずる。これは或ひは日本憲政黨（總理中島信行、常務員古澤滋）に依つて「日本國國憲案」なる一私擬憲法案が發表された。此の私擬憲法案は聯邦制を基礎として編案されてゐるが、或ひは此れを讀みて論者が反對意見を吐露したのであらうか。而して曰く

自國ノ政體ノ模範ヲ進ムルニ米國ノ制ヲ以テセリ惟ニ日本國民ノ如ク二千餘年一時モ侵犯ヲ受ケザル獨立ノ位置ヲ占メ立君ノ舊章ヲ守リ自國ノ根源古傳ヲ以テ名譽トスル國民ニ模範トシテ進ム可キ制度ニハ何ソ必シモ合衆國ノ如キ經濟上ノ利益ノミヲ以テ目的トシ僅々百年前ニ結合シタル社會ニシテ古傳モナク各自根源ヲ異ニセル國民ノ政體ヲ以テスヘケンヤ

既に衆知の様に米國は建國の年を一千七百七十六年七月四日の獨立宣言書 (Declaration of Independence) を發したる時とし、其の (完全に獨立したのは千七百八十年九月三日のバリー條約の批准後である) 憲法は民主主義 (Demokratisches Prinzip) を一の原則とする。換言すれば米國の獨立は明治十年を假りに基點とすれば恰も約百年以前の事であり、其の憲法は聯邦制と嚴格なる三權分立制と共に民約憲法の體 (合衆國憲法) を採用して

ゐるのである。而も獨立に到れる原因は全く植民地の有産階級と保守的貴族の利益を計らんとする英國政府との利害關係の不調から發生し、遂に一千七百七十四年九月五日の大會議 (Continental Congress) となり此處に米國獨立戰爭の口火が切られたものであつて、全く英國的資本家の搾取に對して米國的金權主義者 (Philocrat) が自己擁護の爲めに反抗した事に依りて展開され、遂に獨立を克ち得たのである。斯の如き事柄は我建國の尊嚴・幽遠なる事實並びに建國の淵源の由來と根本的に類を異にする點である。然るにも拘らず、世上往々「米國ノ制度ヲ以テ」我國政體の模範としてゐる事は先づ其の着眼點が全然間違つてをるばかりでなく、「二千餘年一時モ侵犯ヲ受ケザル獨立ノ位置ヲ占メ立君ノ舊章ヲ守リ自國ノ根源古傳ヲ以テ名譽トスル國民」を侮辱するものであるが、此れ世論の滔々として天賦人權を論ずる時に當りて、斯の如き堅實なる議論を開陳せる事は極めて見識ある傾聽に價する論たると同時に論者の識見の高邁なる事を推察されるものである。斯の如き根本的諸思想の埒内に於て論者は憲法編纂に賛意を表明するのである。而して次に其の編纂さる可き憲法は實に古來よりの「傳則」と「天皇陛下ノ威權」に基きて編纂さる可きであるとするのである。論者は此の點を「古來政體ノ基礎タリシ 天皇陛下ノ主權ト國民交際ノ調和ヲ保全シタル原則ヲ鞏固ニシ更ニ之ヲ確定スヘキ事」を準據とす可きであると云つてをり、かゝる「維新ノ洪圖ノ施行ヲ誘導スルヲ得ヘキ憲法」を設けて「海外ノ論說國民ノ心裡ニ影響スルノ今日」を誘導す可しとしてゐるのである。

次に第二番に掲載されある「國憲論」は此の「國憲論」を記載せる寫本の個所の第一枚目と二枚目との間に若干の脱漏を認むるのである。第一の「國憲論」に比すれば更に具體的に將來日本が採用す可き憲法の原則を示す所がある論文である。即ち最初先づ我國に採用さる可き憲法は二元素に基き編纂されざる可からずとしてゐる。此處に所謂二元素とは「其國憲ニ於テ政體基礎トナスヘキ原則ハ將來ヲ慮リ日本開化ノ最上點ニ至ルモ能ク之ト調和シテ相戾ラサル原則」及び「國憲ハ其假狀ノ形勢ノ轉變ニ適應スヘキノミナラス其改革ヲ誘導スヘキ者」の原則を指摘してゐる。論者は上記の二元素を更に言葉を換へて「其一ハ其性質變易セサルモノニシテ永ク之ヲ更改セスシテ行フトキハ政體ノ基礎タル國憲モ亦隨テ其威効ヲ増シ他ノ一ハ其性質變更スヘキモノ、ミナラス其効ノ有無ハ當時ノ形勢ニ應スルモノトス」と云つてゐる。如何なる國家の憲法も「此ノ二個ノ元素ヲ辨別分立セサルヲ得ス」と論者は稱するが、第一の原則については千八百七十五年の佛蘭西憲法第八條に「政府ノ共和政體ハ憲法ヲ修正スル發議ノ目的ト爲スコトヲ得ス。」として(千八百八十四年の佛蘭西憲法の改正條項も同)、政體の基礎の原則は永久に變改する事能はずとしてゐる條文の存在する事の例を想起し論者は憲法改正の方法ある條文と區別してこれを指摘してゐるものであらうし更に論者の深き胸奥には我國體の確乎不變なる事實を想起して、第二原則に對して此の第一原則を憲法明文上に明記せざる

可からずとしたものであらう。斯の如く所謂論者の「第一部」なる「政體ノ基礎ノ原則ヲ集成」せる部分は全然改正の手續を持たぬ部分である。此の點は通常云はるゝ如き硬憲法 (stare Veritas) の體に則して憲法を編纂す可しと論ずる意味ではなく「政體ノ基礎ノ原則ヲ集成」せる第一部は「其性質變易セサルモノニシテ永ク之ヲ更改セスシテ行フ」部分であつて何等の方法・手續を以てするもこれを改正變更する事が不可能な部分である。然るに第一部の原則に對して「制度ノ設立及ヒ活用ニ該用スル爲メ定メタル總則即チ第二ノ元素ハ國內形勢ノ變遷ニ應シ便宜ニ伸縮改更スルヲ得ヘキ他ノ法即チ第二部」にこれを定め、第二部の諸條項は改正變更の手續を有すとするのであつて、論者は實に此の二元素を基礎として憲法を編纂すれば「二個ノ得益ヲ生スヘシ」と云ふのである。二個の利益とは即ち「第一 政體ノ基礎確乎不易ナルヲ全ウスル事 第二 其國ノ制度ト開化ノ進度トノ適當調和ヲ全ウスル事」を指摘してゐる。實に論者は「日本ニ於テモ此變遷不定ノ時勢ニ際シ立法者ノ用フルヲ得ヘキ國憲ノ體裁ハ此體裁ヲ捨テ復タ他ニ之ヲ求ムヘケンヤ」とさへ確信を以て斷言してをり、而して直ちに續いて其の證明をなしてゐる所がある。論者の展開する證明を此處に縷説する事は徒らに煩瑣となるを懼れるが故に、避け度いけれ共、要するに「今其國憲ノ體裁ヲ實施スルニハ左ノ如クス、シ」として如上の意見に基きて具體的には「國憲ヲ分テ二部ト爲スヘシ」となし、即ち

## 第一 欽定國憲綱領

### 第二 議定國憲條目

の此の二部を根幹として憲法を編纂す可き事を述べてゐるが、此の點は後述する「日本帝國國憲ノ草案」に具體的に表示され、この私議憲法案を具體的に極めて特徴あるものとしてゐる所である。而して「欽定國憲綱領」とは「天皇ヨリ國民ニ授クル者ニシテ政體ノ基礎タル原則ヲ定メ政體機關ノ不拔ノ根軸ト爲ルヘシ」故に「國憲綱領ハ一法ニシテ天皇ノ起草ニ由ルニアラサレハ之ヲ改正スカラス」とする國體に關聯する根本的の原則であつて、換言すれば「欽定國憲綱領」は「政體ノ基礎ノ原則ヲ集成」せる綱領であるから、此の綱領に列擧されたる條項は改正・變更されない事を原則とするも、若し改正する必要ある場合が發生せば此の改正發案權は天皇の御意思に專屬するものである(現行憲法第七十三條參看)。併し「議定國憲條目ハ本來變改スルヲ得ヘキ者ニシテ國ノ文明人民ノ開化進ムニ應シ國憲綱領ノ原則ニ從ヒ制度ノ設立活用ノ總則ヲ定ム」るのであるから此の條目に入る可き事項の改正は「濫過ヲ防ク爲メ國憲綱領ニ定メタル法式ニ從ヒ其改正ヲ爲ス」事が出來るとしてゐる。斯の如く一見すれば欽定憲法の體と協定憲法と推察される様な體とを共に一箇の憲法典の内部に包含せしめ、欽定憲法條項に屬する部分、即ち國體に直接の影響を及ぼす可き基本的條文は之れを「國憲綱領」と名付けて嚴格なる欽定制を採用し、然らざる條項、即ち協定憲法條項に屬する部分

は之れを「國憲條目」と名付けて比較的彈力性を之れに與へんとしてゐる如く看取されるが、實は此處に使用される「國憲」なる文字は今日云ふ所の憲法といふ意味に其儘使用されてゐるものではなく、後述する所に依りて自ら明瞭にされる如く、「國憲綱領」のみは今日云ふ所の憲法の意味に使用されたものであり、「國憲條目」に於ては國憲とは稱すれども今日に於て單に法律・勅令等に依りて發布する可き事項を此の條目の内に規定してゐるのである。而して「日本帝國國憲ノ草案」は全く欽定憲法の體に依りて編纂される事を建前としてゐる事は後の考證によりて自ら明かとなるであらう。然らば何故に斯の如く「國憲綱領」「國憲條目」なる名稱を共に使用するに至つたものであらうか。憶ふに當時にありては民間に支配的に横溢してゐた私擬憲法論の主潮は、民權自由主義を基礎とする極端なる民約憲法論は此れを姑く措くとしても、少なくとも君民同治論を其の思想的基礎とする協定憲法論が支配的に多數であつた。かゝる故を以て本私案の編纂者は協定憲法論の主張を本論者の所謂「國憲」の内部に何等かの形を採つて採用し此れに依りて民間論者と妥協したものであつて、かゝる妥協を企圖した事に依つて「日本帝國國憲ノ草案」をして以上の如く極めて特徴的形態を探るに到らしめ、それと同時に、此の私擬憲法案が一見恰も不徹底なる不明瞭性を有するかの如き觀を呈せしめてゐる原因となつてゐるのであると思ふ。論者は「政體ノ基タル原則ノ爲メ國憲綱領ノ體裁ヲ用ヒタル所以ハ」實に「天皇陛下ノ威權」の存在する事實、更に言葉を代へて述

ぶれば我國體の本義に則する尊嚴なる歴史的事實を憲法の上に反映せしめしものであつて、かゝる時は直ちに欽定の體に據りて憲法が編纂されるを當然とする事となるのであるから、少なくとも「國憲綱領」は欽定條項となさざるを得ない結論に達すとし、而して後考する様に、此の「國憲綱領」の内に今日云ふ憲法的條項は總て包含されるとしてゐたのである。最後に論者は以上の如き體裁に則して編纂されたる憲法が極めて有利なる事由を三箇條に分ちて述べ、第二の「國憲論」を結んでゐる。

以上要するに論者の二つの「國憲論」なる論述に示されたる意見は其の論旨より以ても當時に於ける憲法編纂不可缺論の一つである事は明確であるが、而も我國體の至高至嚴なる特峙せる點をよく識別して大體に於て穩健妥當なる議論を展開せる事は當時の皮想的な政治的諸論說の跳梁せし裡に在りては卓拔せるものとして、此れを高く評價す可きではなからうかと思ふ。殊に米國的資本主義・金權的理由に基く米國の建國と、我建國の淵源が本質的に相違せる點を指摘して米國の聯邦制度模倣論を排撃し、克く独自の卓説を樹立し、展開せる事實は、此の點のみより見ても論者は相當の高邁なる識見を有してゐた當代の政治的指導者の一人であつたであらうと想像されるものがあるのである。たゞ「國憲綱領」と、「國憲條目」とを區別してゐる事は、論者が激越なる急進的民權主義者ではなく、漸進を主義としてゐたものであつた事を明白に示すものであると考へられるが而も

よく急進的民権主義者の意見を或程度採用し中庸を得た論をなしてゐる所であると解釋する事が出来るやう。而らば此等の見解を基礎として「日本帝國國憲ノ草案」は具體的に各條文の上に如何に示されてゐるのであらうか。

- ① 拙著明治法制史論、公法之部、上ノ三三六。尙、規則沿革誌、前、五十一葉以下。尙、本項の大様は曾つて憲法史研究會に於て發表した。此處に再び稍々詳細に發表する事を快諾されし伊東治正會長に深く謝意を表す。
- ② 此處に、大久保利通の「根源律法」の觀念を想起する必要がある。尙、G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, I. Bd. 2 auf, 434 ff., lex fundamentalis の歴史的發展過程も亦、右同上頁以下参照。
- ③ 議會は立憲國家に於ては必然的に存在する監督機關である。J. Harschek, Allgemeine Staatsrecht auf rechtsvergleichender Grundlage, I Teil, 13 ff. もとより政體は歴史的過程の裡に其の性格を決定するものであるから、歴史的制約を離脱するが如き政體の創造を現に存在する國家に對して試むる事は出来ない。
- ④ 拙著、同上、三四七。元老院國憲按に就いては淺井清教授論旨參照、法學研究、第十卷第四號。
- ⑤ 其の反對理由の大略は拙著、上掲書、三四九以下。
- ⑥ Harschek ibid., II, Teil, 133 ff. 大體自由權は專制國家の包括的なる警察權に對する反抗から發生したものである。此の反抗は先づ最初、チュードル王朝及びスチュアート王朝の警察國家的權力に對抗して發生したもので、即ちピューリン派の革命と稱せられるものは此れを指してゐるのである。既に Agreement of the People, Art. 8. に此の主張は示されてゐるが、此の思想をハーン (Mathew Hale) & ロック (John Locke) が英國人の有する自由權は、國家の求むる以前に各人が自主的状態に於て既に有せる本質的なる權利であり、法律を以つて此れを變更する事が出来ぬものであるといふ様に説明するに到つた。
- ⑦ 帝號大日本國政典は帝號大日本政典、日本國政典、大日本國政規草案等と呼稱せられてゐる。尾佐竹猛博士、日本憲政史、

一七七以下に全文あり。尙同博士、日本憲政史論集、三八一。並に明治政治史點描、一九八。

- ⑧ 全文不明。但し項目のみ知り得る。同上博士、日本憲政史大綱、下、五四三。點描、二七三。論集、三八三。鈴木安藏、明治初年の立憲思想、二九八。鸚鳴社案は第一篇皇帝、第一款帝位相續、第二款攝政、第二篇國會・下院・上院、第一國會の權利、第二國會の開閉、第三篇國憲の改正、第四篇國民の權利、第五篇行政官、第六篇司法權よりなる。
- ⑨ 明治文化全集、三ノ四一一。
- ⑩ 國家學會雜誌、四十七卷十二號。同上五十二卷十一號。
- ⑪ 鈴木、前掲書、二九〇。
- ⑫ 尾佐竹、大綱、下、五四五、特に五四六以下。
- ⑬ 明治文化全集、三ノ四〇五以下。尾佐竹、大綱、下ノ五四三。
- ⑭ 鈴木、憲法の歴史的研究、二四七。
- ⑮ 公表されず。尾佐竹、大綱、下ノ五四二。
- ⑯ 鈴木、立憲思想、一四一、二六一。内容、公表されず。尾佐竹、論集、三八三。
- ⑰ 内容不明。尾佐竹、大綱、下、五四四。
- ⑱ 國家學會雜誌、五十二卷十號。
- ⑲ 同上。
- ⑳ 植木枝盛の日本國憲議は東洋大日本國國憲案に對すれば其の原案とも見る可きものである。公法雜誌、三卷九號。
- ㉑ 尾佐竹、大綱、下、五四四。
- ㉒ 尾佐竹、憲政史、一九八。
- ㉓ 明治文化全集、三ノ四一九。日本國國憲案とも呼稱す。大體、東洋大日本國國憲案は十五年五月頃とも考へられるから、尾



佐竹、史要、一四四に従ふ。憲法資料、中ノ二〇七。鈴木、立憲思想、二六三。十四年八月に植木枝盛の起草せる日本國憲

②④ 尾佐竹、日本憲政史、二一四。

②⑤ 法律時報、九ノ八。

②⑥ 尾佐竹、大綱、下ノ五四三。

②⑦ 尾佐竹、大綱、下ノ五五〇。同上、論集、三八二。

②⑧ 明治文化、十三ノ九、尾佐竹、ルドルフの憲法私案。

②⑨ 河島醇、スタイン氏講義附録。

③⑩ 西哲夢物語。

③① 昭和十五年十一月二十九日の帝國議會開設五十年記念式典に於て陳列された憲政史料の陳列目録を尾佐竹博士より惠送され

たが、それに依れば同日、交詢社の私擬憲法案。筑前共愛會の大日本帝國憲法見込書草按及び大日本帝國憲法大略見込書。

兵車國憲講習會議の國憲私考。東洋大日本國憲按。各國對照私考國憲按。郵便報知新聞の私考憲法草案。植木枝盛の日本

國憲濶。福地源一郎の國憲意見。北陸自由新聞の私草憲法。山陽新報の私草憲法。共存同衆の私擬憲法意見。高知立志社の

日本憲法見込案。櫻井靜の大日本國會議法草案。菊地虎太郎等の大日本帝國憲法草案。西周の憲法草案、山田顯義の憲法私案

③② 明治文化全集、三ノ三八一。

③③ 尾佐竹、大綱、下ノ五四三、五四四、五四九。

③④ 尾佐竹、論集、三八四。

③⑤ 脱漏は全部にて二ヶ所ある。第二の「國憲論」にて一箇所、本文の第八十六條末以下第九十二條の末迄若干枚數の脱漏がある。本文参照。

③⑥ 一ヶ所だけ訂正と考へられる所がある。即ち第二の「國憲論」の「予ハ本論ノ體裁」とある上に「固ヨリ……」と付紙が附せられてゐる。

③⑦ 尙、「縣令」なる名稱が第三十六條第二項、第三十七條等に散見するが、縣令の名稱は四年十月以降十九年七月迄存置されてゐたし、「元老院」の名稱も第三十條等に見える。元老院は二十三年十月二十日廢止された。其外、戶長制、小區制、治罪法等の稱呼も亦各所に散見してゐる。けれ共、太政大臣、參議制は此等に比較すれば一番早く廢止に歸した制度である。

③⑧ 實際に於て「日本帝國國憲ノ草案」も「東洋大日本國憲案」の影響を受けてゐる點が見出される。例へば前者の第二篇と後者の第二篇の如きは其の一例である。

③⑨ 拙著、明治法制史論、公法之部、上、二九六以下。

③⑩ 此の一文は表紙は「國會編制ノ順序」とあり内部の論文の題目は「國憲編制ノ順序」とある。論文を読むに正に「國憲編制ノ順序」を正しとする。

④① 糖蜜條例 (Molasses Act of 1733)・印紙稅 (Stamp Act of 1765)・英兵駐屯條例 (Quartering Act of 1765) 等を想起せよ。B. M. Haines, The Constitution of the United States, 30 p., B. Long, Genesis of the Constitution of the United States of America, 141 p. 尙千七百七十四年のバーナニヤ及びマツサチューセツツの召請に依り十一州の代表者から組織されたフイラデルフィアの第一回の大陸會議に就いては特に J. M. Mathews, The American Constitutional System, 13 p.

④② 國憲論を読むに第一の元素と第二元素とが時に逆に用ひられてゐる場合があるから、便宜本文の様に統一して使用しておい

た。即ち第一部は第二元素に當り第二部は第一元素に當るから、名稱を變へて第一部は第一元素、第二部は第二元素に當る

様に使用されてゐる。此の「國憲論」には若干の脱漏の存する爲めに、文の續き具合が少しくなつてゐるのである。

④③ 「日本帝國國憲ノ草案」(以下單に本草案とす)は全十篇、百條よりなる。即ち序(自第一條至第三條)、第一篇國憲ノ基礎(自第四條至第十六條)、第二篇帝國ノ版圖ノ事(第七條)、第三篇國主權ノ事(第八條)、第四篇法律ノ事(自第十九條至第二十七條)、

第五篇諸權ノ設立(自第二十八條至第五十條)であつて、第五篇は更に第一章立法權ノ事(自第二十九條至第三十二條)、第二章行政權ノ事(自第三十三條至第五十條)、これが第一款法律ノ施行及ビ警察ノ事(自第三十四條至第三十八條)、第二款行政ノ事(自第三十九條至第四十七條)、第三款裁判ノ事(自第四十八條至第五十條)と細別されてゐる。而して第六篇帝國ノ大官(自第六十一條至第六十三條)、帝國ノ大官(自第六十四條至第六十九條)に細分され、第七篇議會ノ事(自第七十條至第七十五條)、第八篇帝國經濟ノ事が第一章租稅ノ事(自第七十六條至第八十三條)、第二章經濟ノ掌管ノ事(自第八十四條至第八十六條)、第三章帝國歲出入表(自第八十七條至第八十九條)と分たれてゐる。而して第九篇、第十篇の篇名は私藏の寫本では第八十六條末尾以後第九十二條前段迄が脱漏の存在する爲めに不明であるが、第十の篇名は「國憲ノ改正及ビ保證」であらうかと推察される。何となれば第九十二條末尾が國憲條目の改正手續を規定せる條文であり、且又第九十四條に「凡ソ元老院ハ第九十一條ニ國憲綱領ノ改正ノ爲メ記シタル場合ヲ除クノ外」(訓點、小早川)といふ條文が見え、更に第五十三條の第四に「第九十一條ニ從ヒ國憲ノ改正ニ參加スル事ニ付テノ職務」(訓點、小早川)と規定されあるを見るから、(尙、第三條第二項)第十の篇名は「國憲ノ改正及ビ保證」であると推察され、其の第一章が「國憲ノ改正」であらうと思はれる。

斯の如く解釋し得るとすれば第十篇は「國憲ノ改正及ビ保證」(自第九十一條カ至第九十九條カ)で第一章が「國憲ノ改正」(第九十條カ)第二章國憲ノ保證(自第九十二條至第九十五條)第三章雜則(自第九十六條至第一百條)となるであらう。ただ残る第九篇の篇名は全然不明である。又其れに關聯を有する條文も亦不明であり、更に脱漏せる以外の條文ではなからうか<sup>①</sup>。

よりも之れを推察する事が不可能でさへあるのであるから、内容を推測する事が全然出来ないのである。併し第三條の國憲條目を列擧する八項の内、第八の「海陸軍設立ニ付テノ國憲條目」に當る條文は全く残存する部分には見えてゐないから、第九篇の數條は海陸軍に關する規定を有したものではなからうか<sup>①</sup>。

本草案は以上の如き構成を採つてゐるが、先づ「日本帝國國憲ノ草案」の第一條より第三條に互る部分、即ち「序」は國憲を組織せる「欽定國憲綱領」並びに「議定國憲條目」は如何なるものを指すか、其の二部分を説明するものである。而して「欽定國憲綱領」は「一ニシテ國體ノ基ク所ノ不易ノ原則ヲ定メ政體ノ確乎不拔ナル根軸トス。」(第二條)るもので、不易の大典たる憲法條項を此の「欽定國憲綱領」に定むるものにして、此處に國體、政體の意義を明確に使ひ分けてゐる事は注目す可き所であらう。而して「議定國憲條目ハ國憲綱領ノ原則ヲ當時ノ形勢ニ該用シ以テ帝國制度ノ活用ヲ定ム」(第三條第一項)としてゐる。此等の綱領並びに條目の意味は既に上述に一應の説明を了したる所であるから再言する必要もないところであらうが、國憲に弾力性を與ふる「國憲條目」は時勢の變遷に即應して改定す可き條目として次の八箇の條目に分ちて具體的に列擧してゐる所である(第三項)。併し私藏寫本に於ては八箇の條目の内、第四、第五の二つの條目は殘念ながら此れも亦、脱漏の爲めに缺いてゐるのであるけれ共、後考する様に殘れる諸條文より略第四、第五條目の内容を

第四 新たなる私擬憲法案

大體推知する事が出来るのである。先づ私藏寫本に列擧された残れる條目は次の如くである。

- 第一 國民ノ身位ニ付テノ國憲條目
- 第二 立法權ノ施行ニ付テノ國憲條目
- 第三 議會設立ニ付テノ國憲條目
- 第六 裁判上ニ付テノ國憲條目
- 第七 經濟上ノ制度ニ付テノ國憲條目
- 第八 海陸軍設立ニ付テノ國憲條目

右に列擧されたる第一より第三、第六より第八の夫々に就いては後考する如くであるが、先づ右に欠缺せる第四の國憲條目は如何なる内容を有してゐたものであらうかを推定して置かう。先づ第五十一條に「凡ソ帝國ノ大官ハ順ニ應シテ左ノ如シ」とし帝國大政院以下大審院に到る帝國最高機關の順位を列擧したる後、「大官ノ設立其編制職掌事務章程ハ悉ク第四ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム」と規定されあるを見る。此れに據りて之を考ふるに、第四は「帝國大官ニ付テノ國憲條目」とでも稱す可き「國憲條目」を此處に規定したものであらうと推考され得るのである。次に第五の「國憲條目」は例へば第四十四條第二に「第二府廳或は縣廳但し第五の國憲條目ニ從ヒ設定シタル者ナリ」或ひは「府縣ノ行政官ノ職掌行政ノ事務ニ付テノ規則ハ盡ク第五ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ム」(第四十七條 第一項前段)「第四、第五ノ國憲條目ヨリ府會縣會ノ決議ニ特任シタル所ノ事務」(第四十六條 第一項)「第四、第五ノ國憲條目ヨリ區會ノ決議ニ特任シタルノ決定」(第四十七條 第四項)「區會ノ職務ハ左ノ如シ。第一、第五ノ國憲條目ヨリ己レニ特任シタル所ノ行政ノ事務」(第六十六條 第一項及第二項)「市街出入稅並ニ其他ノ地方稅ノ設立徵收ニ關スル所ノ規則ハ第五ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム」(第七一條 第一項)等(以上傍點)と規定されある如く、おそらく「府縣行政官ニ付テノ國憲條目」とでも稱す可き名稱を有したものでなからうかと推察し得るのである。斯の如き推考が若し妥當なるものと假定すれば、第一乃至第八の「國憲條目」は總て明瞭にこれを指示され得た事となるであらう。時勢の進展に伴ふ國家内外の事態に即應して改正す可き理由が發生したる場合には、「國憲條目」に規定せる條文のみは之を改正し得るとした事、既述の如くであるけれ共、其の改正可能な範圍は此の八箇の「國憲條目」の内に規定されある事項に限定されてゐるのである。

以上は「欽定國憲綱領」と「議定國憲條目」に關しての内容を説明せる條文であるが、既に「國憲綱領」は「欽定」と頭書される如く、發案起草は何人の手に依りて成ると雖も天皇の御意思に依りてのみ制定發布され、而も議會等の人民の代表者會議と無關係に制定さる可き事を明確にし、「國憲綱領」のみは「議定」と頭書される様に、比較的容易に改正され且つ此の改正はおそらく議會等の人民の代表者會議に於て行はれ得たものであらうと思はれる。而して實に「日本帝國國憲ノ草案」は欽定憲法の原則に基いて編案されあるものにして、此の點は既に發見發表されたる諸私擬

「憲法案と根本的に其の趣旨を異にする所である。第一篇「國憲ノ基礎」の左側稍上方に「欽定國憲綱領」と記されあるは右の事實を最も端的に指示するものなるが、更に内容を讀了すれば實に此の私案の原則とする所が欽定憲法の體裁を用ふ可き事を本旨とする事を明らかに了解し得る所であらう。

次に第一篇の篇名は「國憲ノ基礎」(自第四條至第十六條)と稱され、主權の所在、政體の編制、國籍の得喪變更、臣民の權利義務の原則、國家の臣民に對する保證、國家の臣民に對する債務負擔に關する原則、外國人の權利等を此の篇内に規定した。先づ主權は第五條に規定されある如く「國主權ハ一ニシテコレヲ分チコレヲ讓ル可カラズ」とし、其の一に國主權が「皇帝ニ特在」する事、換言すれば「皇帝」は統治權の主體であり、總攬者たる事を明確にしてゐる<sup>③</sup>。次に「皇帝」の神聖不可侵權と主權の根源不可論を規定した。君主の神聖不可侵權は當時の歐洲各國の憲法に於て等しく規定する事であり、更に私擬憲法案に於ても此れを規定するものが相當に多くあつた<sup>④</sup>。尙「主根ノ根源ハ論ス可カラサルトス」とある條文は第一の卷頭の「國憲論」に「天皇ノ權ノ根源ヲ論ス可カラズト云フ傳則」に相應するものにして、更に擴張してこれを考察せば我國體の精華たる建國の由來に關する國民的確信に對しては疑念を挿む事を許さずといふ事を指すものである。更に「帝位」は連綿として萬世に繼承され且つ「帝位」の繼承は舊典に遵ひて行はる可き旨を規定した。此處に皇室

典範的事項が當然に憲法外の事項と看做されてゐる事を看取し得るであらう。併し至尊に對し奉りては天皇なる我固有の尊稱の存在するにも拘らず屢々「皇帝」從つて「帝位」なる名稱を使用してゐる點は今日の吾々の確信より見れば甚だ遺憾な點であると思ふのである。

次に政體の事を規定する。此處に政體の定義(第四條)並びに政體の編制(自第六條至第九條)を共に規定したが、政體は「帝國ハ一ニシテ分ツ可カラズ」とし、而して其の政體の編制は「帝國統御」(自第六條)「民事辦理」(第六條及第九條)の二つに依りて組成されるとしてゐる。「帝國統御」とは「内外ノ政治上ノ利害ニ關スル總テノ職務ヲ抱合スル事」とされ、統治作用の主要なる事項は總て此の「帝國統御」の内に包括的に規定されてゐる。而して其の「事務ハ專ラ皇帝並ニ皇帝ノ政府」の執行する所としての事は後述する如く「皇帝」の權の頗る強大なる事實と關聯して考察す可き事柄であつて、其の統治作用の内容として後の本文に示される如く、十五の項目にこれを列記した。今、一々これを更に列記しないが、法律の公布及び施行、外交、軍事一般、行政事務一般、裁判事務、財務行政、議會、私有財産權の包括的保護等を此處に包含して規定してゐる所である。「民事辦理」とは「總テ帝國統御ニ歸セサル所ノ立法行政ノ事務」を指稱し、此の事務は官吏の執行するものであるが官吏は臣民の參加を得てこれを取扱ふものであるとしてゐる(第九條第二項以下)。

更に臣民分限、即ち國籍の得喪變更を次に規定する(第十條)。此の第一項に「國ノ本ハ家ニ在リ」と

明言する事實は極めて注目す可き條文であつて家族國家たる一面を有する我國家の特徴を最も端的、明截に示す條文であらうと思はれ、他の私擬憲法案にも其の例を見ざる所である。第十條第三項には生來的國籍取得並に歸化に關する事を規定してゐるが、此れは別に説明を必要としない。

次に臣民の權利の原則的條文(自第十一條至第十二條)を列ねた。實は臣民の國家に對する義務的條文を先に規定せずして權利の原則を先づ規定した事は我國古來よりの臣民が國家に對して抱ける傳統的觀念よりこれを考察すれば聊か逆となつてゐる感を抱かしむるものであるが、當時の歐洲の憲法は殆ど例外なく臣民の權利義務を規定し義務權利といふ建前に於てこれを規定してゐなかつたし、且又我國當時の政治思想から見ても深くこの意義を追求せず、何等怪しまれずに當然の事として權利を先づ規定しついで義務を規定したものである。而して本私草案は臣民の權利として第一に「人タル者ノ天然有スル所ノ權利ヲ法律ノ定メタルニ從ヒ行フヲ得ヘキ事ノ權」換言すれば所謂廣き天賦人權の内に於て法が特に當時の國家生活に妥當し得るものとして臣民の權利、即ち具體的自然權、次に第二に「各人已レノ位置ニ應ジ民法ニ依リ受クル所ノ民權ヲ行フ事ノ權」、即ち民權を規定した。此等に類似する自然權及び民權の文字は *droits naturels et civils* として、千七百九十一年の佛國憲法に始めて現はれたものであるが、併し此の場合に指摘する民權は公民權の謂にして本私案が云ふ所の民權と若干の相違があるものであらう。所謂自由權としての民權、即ち臣民の權利は本案では後の

第十四條に列擧してゐる。更に第三として「民事辦理」の事務參加權を擧げた。次に臣民の義務は(第十條)第一に「皇帝」に對する忠誠義務、國憲尊奉義務、法律服從義務、第二に納稅義務、兵役義務を擧げてゐるが、次に特徴あるは「徳義ヲ守リ人倫ノ道ヲ遵奉スヘキ事」が臣民の義務の第三として列擧されてゐる事である。これ道義國家としての我國の特質を憲法の條文の上に示さんと企圖したものであらうが、此れは憲法條文自體の内に倫理的要素を明文を以つて盛らんと企圖せる半面を示すものであり、國家の倫理的原則としての役割をも憲法に合せて負擔せしめたものと云ひ得よう。一般に云はるる臣民の權利的事項は國家の保證事項(第四項)に規定さる所で、先づ身體の自由の原則を規定し、次に漸次所有權不可侵の原則、信教の自由の原則、法律平等の原則を定めた。現行我國憲法と此の點を比較するに居所移轉の自由、住所不可侵の自由、信書の祕密を侵されざるの自由、言論・著作・印行・集會・結社の自由(第九十五條參照)、法律に定めたる裁判官の裁判を受くる權を奪はれざる權等に關する臣民の權利は此の第十四條には見えないし、其他國家に對する要求權(例へば請願等の如き)亦、此の條文に規定されざる所で、後述する様に「國主權」は頗る強大であるが、臣民の權利は「國主權」の強大なる割合に比較して、實に狭少であり、當時の他の私擬憲法案に比して頗る狭く規定されてゐるものである事は注意せねばならない。次に國債並に國家の「官祿家祿」負擔義務を定め(第十條)、次に外國人の權利(第六條)を規定し、第一篇「國憲ノ基礎」を終つてゐる。斯の如く第一篇「國憲ノ

基礎」は國憲の性質が最高性、不可分性、永久性を夫々具有する事を明確にせると同時に、統治權の主體と客體との關係の原則を定律せるものである。

次に第二篇「帝國ノ版圖ノ事」に「帝國ノ版圖」として國名を列記する事となつてゐる。この事は「大日本國政規草案」(帝號大日本國政規)では其の第一章に周知の如く「現今帝國ニ附屬スル諸州諸島ノ土壤ハ即日本國タルヘシ」とあり「東洋大日本國國憲案」は其の第二篇第一章第七條に「日本聯邦」を形成す可き各洲(琉球州を合して六十九州、但し諸書に若干の異同あり)を列舉してゐるが、もとより「交詢社案」、「私草憲法」(山陽新報)、「國憲私考」の如く此れを列舉せざるのみか、版圖に關する條文を全然欠缺せるものもあるが⑤併し本私案はおそらく「東洋大日本國國憲案」よりの示唆を受けて國名を列舉する主義を採用してゐるものであらうけれ共、米國的聯邦制を採用せざる事は既述の如き論者の獨自の見解に依つてゐるからである。

次に「國主權ノ事」は第三篇に規定された。第三篇の内容を見るに「皇帝」は統治權の總攬者たる事を明瞭にすると共に、外交大權、法律を裁可し其の公布執行を命ずる大權、榮典授與の大權、兵馬大權、恩赦大權、裁判上の大權、國憲綱領改正權、戒嚴大權を有する事を規定したが、尙「皇帝」は官制大權(第三十九條及第五十二條)、警察權(第三十條)を一身に有す可きものとした。此の事は本私案に於ても大權内閣制を採用す可き事を明示したるもので、所謂議會中心主義の政黨内閣制を排斥してゐる

事を示してゐる。併し現行憲法に存するが如き緊急勅令、執行命令、獨立命令、委託命令等に関する規定は存在してゐない。

次の第四篇「法律ノ事」(自第二十九條至第二十七條)は法律不遑及の原則及び公布後の諸手續の原則更に法律は「治國法」と「公益法」に分たるる事、前者は刑法其他の取締法並に行政、裁判、經濟、軍事等に關する法律並びに議院法とを包括し、後者は上記以外の法律、特に臣民の財産に直接の影響を及ぼすが如き法律を含んでゐる。此等の法律に關し疑義の發生したる場合は「大政院」此れを裁斷すとした。

而して第五篇「諸權ノ設立」(自第二十八條至第五十條)を通過するに本私案が三權分立主義を採らずして立法權と行政權の二權分立主義を採用する事が知られ、司法權は行法權の内の一權と見られてゐる特徴がある。而も「治國法」に關する法案起草權は議會に存在せずして「皇帝並ニ帝國大政院ニ歸ス」るものであるが法律を裁可し、其の公布執行を命ずる權は「皇帝」の大權であるから、結局「治國法」に關しては法案審議權のみ立法官が有してゐる事となるのである。換言すれば國家統治に關する事項に對しては臣民の容喙を出来る限り縮少してゐる事になるのである。併し「公益法」即ち臣民の財産に直接の出費を要求する法令に關する法案起草權は本私案の各條より議定權と共に立法機關たる議會も此れに關與する權を有した所であらうと推察せねばならない。次に行法權は「法律ノ

施行並ニ帝國ノ警保」と行政、裁判の三に分たれ、「法律の施行並ニ帝國ノ警保」に於ては法律の施行の手續及び警察に關する細則を規定するものであつて、行政官は「皇帝」の官制大權に基き組織され「行事務所」に二大別さる。前者は官吏此れを執行し、後者は議會此れを掌る。中央行政官府は太政大臣及び各省の大臣が首範として此れを組織し、其の下に府縣行政官並に小區行政官が夫々府縣廳、戶長役場を組織した。大體に於て、第四十四條以下第四十七條は斯の如き地方行政に關する「行事務所」並に「議事」の運用を規定するものである。府縣會區會は「議事」機關としての權限は相當廣汎であり、府縣廳、戶長役場の「行事務所」機關と並行して國家の地方行政を執行す可き旨を規定してゐる事は注目して良い所であらう。裁判(自第四十八條至第五十條)に關する各條文に於ても注意す可き諸原則を掲げてゐる。殊に裁判が「皇帝ノ名義ヲ以テ爲」され法律に依りて定められたる裁判所に於て審判さる可き旨を明言した事<sup>⑥</sup>特に大審院の判事は國憲上終身官なる事、判事は一定の國家試験に及第せる者の内より選任さる可き事等は特に當時としては注目してよい條文であると見る可きであらう。又、拷問の廢止と自由心證主義の採用の明示、裁判公開の原則、辯護士制度採用、保釋に關する原則等を國憲の上に規定せる其の思想には併せて注意せねばならないものがある<sup>⑦</sup>。

次の第六篇は「帝國ノ大官○官吏ノ事」(自第五十一條至第六十二條)であつて第一章に「帝國ノ大官」の事を規定し第二章に「官吏ノ事」を規定した。先づ「帝國ノ大官」とは帝國大政院・元老院・帝室・立法

官・大審院の五機關を此の順位に於て稱するものとし、其の設立・編制・職掌・事務章程等は上述した第四の「國憲條目」に於て定むとしてゐる(第五十條)。而して帝國大政院とは「帝國統御ヲ總理スル」國家統治の最高機關にして、「皇帝」が此の機關に臨御して上席を占め、若し「皇帝」臨御なき場合は太政大臣代理をなす。而して大臣、參議に依りて編制されるが、其の職掌は「帝國統御ノ總テノ事務ヲ抱合」するもので特に *Verfassungsstreitigkeiten* に類する國憲爭議を審判し、且つ裁判官と行政官の權限爭議の審判をも管轄する特別裁判所たる性質を有したが、尙、帝國大政院には「攝政ノ會議官」なる者が置かれた。其の會議官は「皇帝ノ撰定シタル皇族兩人或ハ皇帝ノ撰定シタル者ナキ時ハ帝位ヲ嗣ク可キ順序ノ最近タル皇族兩人」並に「帝國大官ノ長」である。此の帝國大政院は現行制度の内閣並に樞密院的機能を兼有する機關として企圖されたものであらう<sup>⑧</sup>。元老院は「國憲ノ保存ヲ特任シタル者」(第五十條)で、議長(名)副議長(名)並に華族及び勅任官中より撰舉されたる議官(名)より組織され、其の職掌は第五十三條(自第一至第四)に定むる所である(第九十三條以下)。帝室は宮内省に該る事務を管轄する(自第五十四條至第五十五條)。立法事務を取扱ふは立法官であるけれ共、立法機關としての議會は何等此處に云ふ所の立法官の各條に規定されてゐないのであつて、此處に所謂立法官とは行政機關に附隨する法制局の如き法令立案機關たる性質しか有しないものである。併し斯の如き立法官が設置された故に後述する如く議會の立法機關としての機能範圍は著るしく縮小されてゐる

事は注意せねばならない點であらう。大審院は最高裁判機關である事は何等現行制度と變りはない。更に官吏の章に於て官吏の宣誓義務及び官吏の權利を規定した。

以上の如き強大なる執行權を有する行政官府に對して立法機關たる議會の構造は第七篇「議會ノ事」(自第六十三條至第六十九條)に其の大體を規定されてゐるが、其の構造、權限共に極めて薄弱なるは特に本私案の性質を決定するものとして充分の注意を拂はねばならない點であらう。即ち議會たる國會は府會及び縣會の代表者を以つて組織され(第四十三條第三及第六、第十四條第四項並に第一項)、第三の「國憲條目ニ從ヒ編制」されるが(第三十九條第三項、第四十二條後段)、此の「第三ノ國憲條目」は「議會設立ニ付テノ國憲條目」であつて更に具體的には「議會ノ編制其設立事務章程並ニ議會ノ召集會席ノ期限時間ニ關スル規則」を規定するものである。而して「國會ノ職務」の範圍は極めて狭少なる事上述の如くにして(第六十條)僅かに立法權の施行に就き特に議會に特任したる立法事務、府縣行政官に關する行政事務、特に帝國大政院より諮問せる事項の決議、請願提出權のみを有するに過ぎない。而も「凡ソ議會ハ何レノ事ヲ口實ト爲シ其職掌ノ際限ヲ越ユ可カラス」(第六十九條第一項)更に又議會の政治問題審議權の否認、更に「國憲綱領」に關する事項を議せる議會は直ちに解散し、審議に参加せる議員を裁判する事(同上第三項)、議員の召集は法律の規定に従ふ可き事を併せ規定し、著しく議會の權限に束縛を加へてゐるのである。而して第七篇には區會、縣會、府會に關聯ある諸條文をも規定した。以下、本私案に於ける國會に若干の

考察を加へて見やう。本私案に於ける國會は以上の諸内容より推測すれば一局議院制を採用するものであつて、選舉資格は府會、縣會、區會の議員が「該府縣小區ニ住居シ滿三十歳以上ノ貴重ノ人」民ヲ以テ之ヲ編制スヘシ(第六十條第五項)と定めてゐるから、國會亦積極資格として年齢滿三十歳以上の者、消極資格として「貴重ノ人民ヲ以テ」とあるから、少なくとも刑罰に處せられたる事なき者たる事を要したものであらう。其の選舉手續はもとより「國憲條目」に於て定められる所であるが、國會の權限中に於て先づ目につくものは立法行爲に參與する權限が包括的に國會に存したるものではなく、特に國會に特任したる立法事務に限定されてゐる事である。議會制度の本質は國の立法を議決する國家機關たることに在る。少なくとも議會は通常立法府と稱せらるゝ如く立法事務に參與し之れを議決する權能を包括的に有せねばならない。もとより議會の立法に關する權限は國に依り異つてゐるけれ共、本私案に規定された國會の立法的機能は頗る弱小なる事は否めない。加ふるに政府の監督に關する權限、例へば質問權、查問權、不信任決議の權、大臣訴追權等は全然此れを有しない。本私案に定むる國會は議決機關にあらずして單なる諮問機關の如き形態を帯びてゐる事實は此れを認めざるを得ないものがあるのであつて、帝國大政院は議會たる國會に特定する大權内閣的な最高の行政官府として編制されてゐるのであるから、従つて國會より不信任案を提出する事も不可能であり、大官彈劾權ももとより與へられてゐなかつたものであらう。



次に第八篇は「帝國經濟ノ事」(自第七十條至第八十六條カ)を規定した。此の篇は大體、現行我國憲法の會計の章に該る可き規定を有する篇にして、第一章に租税と、第二章に國債を第三章に歲計豫算の事を定めた。併し第九篇及び第十篇の篇名は明白ならざる點多きも假りに前考せし如く、第九篇を海陸軍に關する規則を有せし篇、第十篇を「國憲ノ改正及ビ保證」と推察する事が妥當であるとしても第九篇の内容は全然不明なるを以つて、此れを推知する事は不可能であるが、第十篇の内容は先づ「國憲條目」の改正手續を規定せし諸條文が存在した事は先づ明らかである。「國憲條目」の改正は改正草案を國會、立法官、大政院の順に夫々其の決議に附し過半數の投票を以つて此れを決定する事となつてゐる。併し國憲違背の事ありや否やに就て元老院の検査を経可きものであり、改正案の發布實施に關しては皇帝の許可を必要とする事亦申す迄もない。勿論「國憲綱領」に關しては全く改正手續を存せざる事は再言する必要もないであらう。「國憲ノ保證」に於ては元老院の職掌として國憲違反行爲の有無を検證す可きであるが、其の諸手續の原則を定むるものである。

最後の雜則(自第九十六條至第一百條)は國民身位に關する「國憲條目」、官吏の職務上爲したる所業に依り損害を受けたる者の訴訟行爲、勳章及び公禮式法に關する規則を列擧し、最後に「國憲綱領」及び「國憲條目」は公布す可き旨の原則を定めた。

以上は「日本帝國國憲ノ草案」の極めて概括的な内容の説明である。再言する迄もなく極めて強大なる「皇帝」の權を中心として編案され、必然的に議會の權限は弱小なる組織の内に踞踏せしめられてゐる事を見得るであらう。此の「日本帝國國憲ノ草案」を當時の多くの私擬憲法案と對比しつゝ考察すれば、本草案が如何に特徴的な性質を有せしものであるかを判然たらしむるものであると同時に、民間の主潮を爲す天賦人權論的思想を背景として編案された諸私擬憲法に比すれば本私案は全く對蹠的な位置をさへ有する私擬憲法案であるとさへ云ひ得るのである。本私擬憲法は此の意味より之れを觀察するも注目す可き一の私案と看做して良いと思ふ。たゞ再言する迄もなく編案者、時等が尙不明なるを遺憾とするのみである。全文は註の次に掲載した。

- ① 千八百七十一年四月十六日の獨逸帝國憲法は第九章の第五十三條以下第五十五條に海軍の事、第十一章の第五十七條以下第六十八條に互りて陸軍の事を規定してゐる。當時和蘭憲法も第六十九條以下第八十一條に、之れを規定した。併し多くの諸國の憲法に於ては陸海軍の編制に關する細則は憲法上に明記してゐないのを原則としてゐる様である。
- ② 「中央最高機關ニ付テノ國憲條目」とでも稱し得るが、本草案に於ては中央行政官の名稱はあるが(第四十三條及び第四十六條第三號等)、地方行政官の名稱は見出し得ないから、矢張り本文の様な國憲條目であつたと推察され得る。
- ③ 此の場合の「國主權ハ皇帝ニ特在ス」なる意味を本文の如く解釋した。もとより國主權の説には種々なるものがあるが、要するに國家の意思力の最高獨立なる事を指して國主權と云つてゐるものであらう。尙本案、第十八條第一項參看。
- ④ 二三の例を擧ぐれば交詢社案第二條、帝號大日本政典、第三十六條、山田毅案、第十六條、等、又私考國憲案第二條も亦此れに入るか。但し此の條文を有せざる私擬憲法案も亦もとより多くあつた。尙皇帝の神聖不可侵權と國務大臣の責任制とを連關して考へる時は私擬憲法案にかゝる條文を有したものは多く存在した。C. Bornhak, Grundriss des Deutschen Staates-

schis. 7. auf. 109 ff.

- ④ 井上毅案を見るに第一條に「凡ソ我カ八洲ノ土壤並ニ明治 年定ムル所ノ北海道ノ疆域ハ嗣今兩院ノ議ヲ經タル法案ニ依ルニ非ラサレハ分割變更スヘカラス」と見える。而して北海道が八洲即ち舊日本本土より區別して見られてゐる。明治廿四年二月に北海道渡島國函館區末廣町今井市右衛門以下四十五名、同辨天町國領平七以下九名、同陸奥町竹野武、同西濱町濱野與市以下六名、同仲濱町青柳萬次郎以下五名、同幸町荒川忠藏、同東濱町岡村小三郎以下十八名、同豊川町服部半左衛門以下一名、同地蔵町有江金太郎以下十一名、同西川町福田由松以下六名、其他多數の有志は連名して「北海道議會開設意見書」を帝國議會へ呈し、同時に「北海道議會法」なる草案を脱稿頒布してゐる。今此の内容の細部を此處に述べないけれども、北海道は政治的にも相當後進、別の取扱を受けてゐたのである。
- ⑤ 尙、第四十八條の外、第四十九條第五、第七號を參看する事。
- ⑦ 現行我憲法は是等の諸原則は多く憲法上に於て規定する。特に現行憲法第二十三條、第二十四條、第五十七條以下第六十一條と對比せよ。此等の條文は獨逸中世に於て君主が訴訟の進行に干渉せし *Kabinettsjustiz* の行爲を許さざる事を明示したる可きである。
- ⑧ 此の制度は千八百五十年以後の獨逸帝國の聯邦參議院 (*Bundesrat*) とは、もとより其の性質を異にする。 *Die Stellung des Bundesrats war eine umfassende. Kein Gebiet staatlicher Wirkksamkeit war ihm fremd.* Bornhak, a. a. o. s. 129 ff. 此の點のみ着眼すると帝國大政院と聯邦參議院と同様であるが、其の組織、議員等の編制選免等に於て根本的に異なるものがある。
- ⑨ 此れ亦、舊獨逸帝國の自由諸市の *Senat* と根本的に其性質を異にする。寧ろ聯邦參議院の職掌の一部を負擔せる機關と見る可きである。

## 國 憲 論

日本ニ於テ國憲ヲ設ルハ現今必用ナルヤ

惟ニ日本ニ於テ國憲ヲ必ス設ク可キノミナラズ其設制ヲ一時モ躊躇ス可カラズ其原由ハ國內ノ形勢ニ由テ判然顯ルハナリ

夫レ天皇陛下ノ政府ニ於テ革政ノ洪圖ヲ開キシヨリ僅ニ十年ヲ經タリ此洪圖ノ趣意タルヤ即チ國ノ開港ノ爲メ生シタル景況ニ由リ要スル所ノ改正ヲ其政體ニ加ヘ日本國ヲシテ漸ニ文明各國ト駢列セシメントスルニ在リ其目的ヲ達スル爲メ當時日本政府ノ爲ス可キ大事業ハニアリ

第一 封建ノ痕跡ヲ消除シ以テ明治元年ノ革政ヲ完全スル事

第二 二千餘年日本帝國ノ獨立ヲ保存シ其康福ヲ養成シタル政體ノ樹幹ニ歐洲各國ノ文明ヲ生シタル制度ヲ接續スル事

此二大事業ノ中其第一ハ既ニ竣功シタルト見做スヲ得可シ而シテ以後日本ノ領地ニ於テ一君主一國民アルノミ蓋シ其君ハ二千五百年間須臾モ放棄セザル傳則ニ由リ國土ヲ統御シ系統連綿トシテ百二十有餘世ヲ經タル神聖至尊ノ君ナリ其民ハ千五百年間支那ノ風俗ノ黑暗ノ爲メニ昏睡シ今ヤ突然歐洲文明ノ曙光ノ爲メニ醒覺シタルノ民ナリ嗚呼斯ノ如ク勢威赫々タリシ政府ハ他ノ未ダ曾テ有サル所ナリ然レ斯ノ如クノ責任ヲ被リシ政府モ亦他ニ例スヘキモノ

アラシヤ

然リ而シテ往時ヲ追想シ此ノ如キ宏大ナル改革此ノ如キ奇異ナル偉効ハ如何ナル原則ノ名義ヲ以テカ之ヲ求メ如何ナル權力ニ由テカ之ヲ得タリヤト問ハ、實ニ一ノ傳則ノ名義ニ之ヲ求メ一ノ權力ニ由リ之ヲ得タルノミ其傳則タルヤ即チ天皇ノ權ノ根源ヲ論ス可カラズト云フ傳則ナリ其權力タルヤ即チ天皇陛下ノ威權是レナリ諸侯ノ封土奉還ノ舉ヨリ廢藩置縣祿制禁刀數次ノ騷亂鎮定ノ功ニ至ル迄明治歴史ノ大眼目タル偉業ハ悉皆其原則ノ名義其威權ノ成功ニ由リ行ハレタルナリ

今日ニ於テ政府ハ愈々其第二ノ事業ニ着手セザルヲ得ス蓋シ其事業ハ實ニ艱難ナリト謂ハザルヲ得ス而シテ政府ハ文明各國ノ制度ニ就キ我國民ノ開化ニ進ム爲メ缺クベカラサルモノヲ參酌シ之ヲ日本政體ノ柱礎ヲ毀壞セズ其骨格ノ堅固ヲ害セズシテ其政體ニ接着セザルヲ得ス又政府ハ歐洲各國ノ不平和亂ヲ生シ今尙ホ一二ノ國ニ於テ其叛亂ヲ養成スル空論ヲ防制シテ其國人民ノ自志自立ノ力ヲ擴メタル公法學術ヲ日本國ニ移植セサルヲ得ス

斯ノ如キ偉業ヲ完成スルニハ既ニ封建ヲ廢シ郡縣ヲ置ク爲メ依頼セシ原則ノ威効ニ由ルニ非ザレハ他ニ由ルヘキモノアラシヤ又國內論黨ノ如何ヲ問ハス皆敬慕公認スル所ノ威權即チ天皇陛下ノ威權ニ由ルニ非サレハ何ソ大變革中急驟シテ正毅ニ達セント熱心スルノ國民ヲシテ至適至當ノ進歩ヲ爲サシムルヲ得ンヤ蓋シ十年以降天皇陛下ノ信用ニ報シ卓越ノ才不撓ノ志ヲ以テ維新ノ偉功ヲ奏シタル名臣ノ進歩ハ意外ニ迅速ナリト雖モ其弊ヤ隱然トシテ稍ヤ其萌芽ヲ顯ハセル感動ヲ受ケ爲ニ濫過スルニ至ルモ慮リ難シ而シテ其感動タルヤ外國ノ論說ノ餘毒ニシテ常ニ蒙昧ナル人心ヲ眩惑スル者ナリ

然ルニ其感動ハ各人ノ自志自立ノ力ヲ振動セシムルガ故ニ全國ノ開明ノ補益ヲ爲サル、コナキハ疑ヒナシト雖モ

其感動ノ爲メ人民教育未洽ノ現時ニ在テハ古來人民交際ノ調和ヲ維持セシ舊誼日ニ浮薄ニ流レ遂ニ國體ノ基礎ヲモ搖蕩スルニ至ルノ恐アリ激進輕躁ノ新聞記者ハ改進ノ洪業ヲ翼賛スヘキ名譽ノ義務ノ己レニ歸スル所アルヲ領解セズシテ民心ヲ惑亂スヘキ無根ノ空論ヲ日々吐露シ國民ノ蒙昧ナル精神ヲ培養スルニ民約論ノ激論ヲ以シ自國ノ政體ノ模範ヲ進ムルニ米國ノ制度ヲ以テセリ惟ニ日本國民ノ如ク二千餘年一時モ侵犯ヲ受ケザル獨立ノ位地ヲ占メ立君ノ舊章ヲ守リ自國ノ根源古傳ヲ以テ名譽トスル國民ニ模範トシテ進ム可キ制度ニハ何ソ必シモ合衆國ノ如キ經濟上ノ利益ノミヲ以テ目的トシ僅ニ百年前ニ結合シタル社會ニシテ古傳モナク各自根源ヲ異ニセル國民ノ政體ヲ以テスヘケンヤ其感動ハ固ヨリ政府之ヲ防止スル能ハザルガ故ニ宜ク之ヲ誘引シテ全國ノ得益ニ轉用セシメサルヘカラス而シテ其成功ヲ期スルニ最モ急要ナル事業ハ古來政體ノ基礎タリシ天皇陛下ノ主權ト國民交際ノ調和ヲ保全シタル原則ヲ鞏固ニシ更ニ之ヲ確定スヘキ事是ナリ

抑日本ノ未ダ外交ヲ結ベザル前ニ在テハ其主權其原則國民ノ心裡ニ深く銘徹セシガ故ニ更ニ他ノ確定ヲ要セザリシト雖モ海外ノ論說國民ノ心裡ニ影響スルノ今日ニ在テハ速ニ其主權其原則ヲ更ニ確定セザルヲ得ズ之ヲ確定スルハ國憲ヲ設タルノ外復タ他ノ方法アルコトナシ夫レ政府ヨリ起セシ所ノ大改革ハ政府一時其誘導ノ方向ヲ放棄セバ終ニ國亂ノ禍ヲ生スルニ至ルヘキハ論ヲ俟サル也然ラハ則大改革ノ方向ヲ確守スルノ威力モ亦此國憲ニ賴ルヲ得ヘキノミ其國憲ハ即チ維新ノ成功ヲ證明シ古ヨリ日本ノ獨立ヲ保護シ主權ノ威力ヲ鞏固セシ所ノ尊重ナル傳則ヲ確定シ其傳則ト併行スルヲ得ヘキ文明各國ノ公法ヲ採用シ維新ノ洪圖ノ施行ヲ誘導スルヲ得ヘキ憲法是ナリ

## 國 憲 論

日本ニ於テ明治元年開創セシ所ノ大改革ノ目的ヲ考フルニ其目的ハ尙續テ政體ノ機關ヲ逐次ニ改造スルニ在リト認メサルヲ得ス蓋シ此ノ如キ一大改革ヲ行フヘキ須次ハ固ヨリ急速ナルヘカラス國財ノ増殖及ヒ國民ノ教育ノ度ニ由テ此順次ヲ定ムヘク而シテ其大改革ヲ完成スル爲メ多少ノ星霜ヲ經サルヘカラス其間ハ國內ノ形勢漸クニ變改スヘシト雖モ其性質ハ尙今日ノ如ク假狀ノ形勢ノ性質タルヘキナリ是ヲ以テ當今日本ニ於テ設立スヘキ所ノ國憲ハ其假狀ノ形勢ノ轉變ニ適應スヘキノミナラス其改革ヲ誘導スヘキ者ニ限ルナリ然レモ其國憲ニ於テ政體基礎ト爲スヘキ原則ハ將來ヲ慮リ日本開化ノ最上點ニ至ルモ能ク之ト調和シテ相戾ラサルノ原則ニ非サルヲ得ス故ニ其國憲ノ體裁ノミナラス其趣意モ亦日本變遷不定ノ時勢ノ性質ニ從フヘシ予ハ本論ノ體裁(以下若干脫)國民ノ開化ノ進ムニ應シ必ス更改スレハナリ

是故ニ何ノ國ノ國憲ニ於テモ此二個ノ元素ヲ辨別分立セサルヲ得ス其一ハ其性質變易セサルモノニシテ永ク之ヲ更改セスシテ行フルハ政體ノ基礎タル國憲モ亦隨テ其威効ヲ増シ他ノ一ハ其性質變更スヘキモノニシテ其効ノ有無ハ當時ノ形勢ニ應スルモノトス

是ニ由テ之ヲ觀レハ若シ立法者政體ノ基礎ヲシテ確然不拔ナラシメント欲セハ須ク此二元素ニ應シテ其國憲ヲモ亦斷然二部ニ區別スヘシ而シテ第一部ニハ政體ノ基礎ノ原則ヲ集成スヘシ又此原則ヲ制度ノ設立及ヒ活用ニ該用スル爲メ定メタル總則即チ第二ノ元素ハ國內形勢ノ變遷ニ應シ便宜ニ伸縮更改スルヲ得ヘキ他ノ法即チ第二部ニ之ヲ定

ムル片ハ其國憲ノ體裁ニ由リ其政體ノ爲メ左ノ如キ緊要ナル二箇ノ得益ヲ生スヘシ

第一 政體ノ基礎確乎不易ナルヲ全フスル事

第二 其國ノ制度ト開化ノ進度トノ適當調和ヲ全フスル事

抑國憲ノ二元素ヲ斷然區別スル所ノ其體裁ハ各國ニ於テモ之ヲ用フル片ハ必ス益アリト認レハ日本ニ於テモ此變遷不定ノ時勢ニ際シ立法者ノ用フルヲ得ヘキ國憲ノ體裁ハ此體裁ヲ捨テ復タ他ニ之ヲ求ムヘケンヤ之ヲ捨テ他ノ體裁ヲ用フル片ハ其變遷不定ノ時勢ニ適セサル爲メニ遂ニ國ニ該用スル能ハサルヘシ其證ハ即チ茲ニ之ヲ開示シ證明セントスル者ナリ夫レ當今ノ大改革ニ因リ生シタル變遷不定ノ時勢ニ適スル爲メ日本ノ國憲ハ左ノ件ニ適當セサルヲ得ス

第一 其國憲ハ現ニ行ハレサルヲ得ス

第二 國憲ノ原則ヲ該用スルノ方法ハ革政ノ順序ニ從ヒ之ヲ改正スヘシ即チ國ノ開化ニ進ミ制度ノ漸ク完成スルニ隨ヒ之ヲ改正セサルヲ得ス

第三 大革政完成ノ後國ノ文明何程進歩シタルモ國憲ノ原則ハ尙ホ續行セラレサルヲ得ス

此三件ヲ將テ國憲ノ二元素ト比較スルト片第一元素ノミ此三件ニ恰當スルヲ得ヘク却テ第二元素國ノ進歩ニ從ヒ變換スルモノナルカ故ニ現今ノ形勢ヨリ改革完成開化上進ノ時ニ至ルマテ其時々ノ形勢ニ應シ變セサルヘカラサルノ理ヲ認ムヘシ

第一ノ元素タル原則ハ往古ヨリ日本政體ノ基礎ト爲シテ傳ヘタル原則ト國ノ開化ノ爲メ必要ナル近世公法ノ原則トヲ合スルモノナルカ故ニ立法者將來ノ開化ヲ慮リ之ヲ制定スル片ハ開化上進ノ時ニ恰當スヘキ原則ヲ今日ヨリ國憲